

業が元和偃武以後一朝にして突然起るものでないことは言ふまでもなく、必ずやその濫觴は室町時代乃至はその以前にあつたものと見るべき理由がある以上、戦國時代の衰微は一時の現象で、四海泰平に歸すると共に、再びもとの殷賑を回復した結果、各種の産業も起つて、恰く世の需要に應ずるに至つたと見られぬであらうか。

(註) 文學博士三浦周行氏「中世都市の發達」(經濟論叢第十四卷)に負ふところ多し、

第二節 城下町の勃興

斯くて京都の地が寂れただけ、それだけ地方の小都會が殷賑となり、特に一方守護大名等の領主領城の地、並に港灣等を控えてゐる港市が到る處に勃興して來たことは、實にこの時代の新現象であつて、何としても見遁すべからざるところである。

大凡都市の勃興の原因は、種々にして決して單純でない。或は伊勢山田の如き、神佛の所在に基因するものもあるべく、或は和泉堺の如く、商業交通上の便利によるものもあるべく、或は全く純然たる政治的意味で成立するものもある。その地方の政治的中心となつた場合に於いては、所謂支配階級の人人の集まるにつれて、これに需要供給の道をつける爲めに、各種工商の徒のおのづから集まり來つて

市邑を形成するもので、この場合は支配者の保護に待つこと多く、人爲的に工商の徒を他より招致して新に産業を開かしめることもある。全然これ等政治的の意味を含まずして、全く經濟交通等の事情によつて、自然に市民の努力によつて發達する所謂商業または工業の都市にあつては、その地の位置する地理的關係に負ふところの多いのは勿論である。併しながら、或る場合によつては、第一の政治的と第二の經濟的との二つが、相倚り相助けて發達して行く都會のあることは言ふまでもない。

されば政治的に勃興した地方の都市が、領主の保護に待つことの多かつた丈、その榮枯盛衰もまた、領主と運命を共にするのは勢ひの免れないところであつた。後北條氏の勃興と共に關東の中心として殷盛の巷となつた小田原は、多年鎌倉將軍や關東公方の首府であつた鎌倉の繁榮を奪ひ、(註一)遠近の人々家を移して來り、津々浦々の町人職人西國北國からも群り集り、商賣の業も盛にして、山海の珍物琴棋書畫細工の類より、或は異國唐國の舶來品までも賣買せられたもので、時人はこれを京都の四條五條にも過ぎたりとさへ評して居る。この言には幾分の誇張は免れぬとしても、當時全國を擧げて戰亂の巷たらざるはなき有様であつたことゝて、靜安を望んでやまぬ百姓工商の徒は、自己の身命財産の安全をはかり、苛斂な誅求を免れんとして、北條氏の如き政道の比較的公平にして治平を得た小田原に移住し來つたことは、實際に有り得べきことである。例へば(註二)彼の氏綱の代に、

京都の外郎が小田原に來て遂に土著し、今尙ほ小田原の外郎として名ある如きは、その一例として見らるべきものである。後北條氏が小田原を經營するに當つて、鎌倉から工匠を呼び寄せたことは、小田原分限帳などにも記されてある。斯くて小田原の市民が甚だ富裕であつた有様は、(註三)天正八年豊臣秀吉の小田原攻撃に際し、氏直は高札を立て、「萬民年中計の糶米支度すべし、ある所是有にをいては市にて賣へし、來春に至つては民百姓にことごとく御ふちを下さるべし」と令したから、市民の有福なるものは五穀を市に出して、城中に至るまで糧食の缺乏する事なかつたといふことでもわかる。(註四)天文十三年九月、京都を立つて東國に向つた連歌師宗牧は、年を越えて二月の末に北條幻庵に迎へられて、小田原に客となり、氏康を初め幻庵等に歡待せられて、數日の和韻遊興をほし、まゝにしたことであるが、その二十八日訣別發足の折に餞別に貰つた品々は、「色々重寶拜領、宮内卿迄小袖きやもじなる御仕立、みるめも匂ひも怪敷ばかりなり」とあるは、當時の京都に於て容易に得難き珍寶であつたやうに見えて、京都の榮華が小田原に移つたかのやうにも思はれる。この小田原の市も、北條氏の滅亡後、徳川氏が新に關東を領して江戸を首府と定むるや、極力都市の經營に従事し、その繁榮をはかると共に、小田原は忽ち舊觀を失つて、江戸がこれに代るに至つたのは、即ち政治的都市の運命が領主のそれに伴ふことを示すものである。

（註一、二） 小田原記

（註三） 北條五代記卷十、小田原籠城の事、

（註四） 東國紀行

信長の安土城經營は、固よりその志の天下にあつた故に、たゞ一時の權略に出でたものでなく、結構規模の壯麗宏大を極めたものであつたことは、既に述べたところであるが、彼は單に防禦的に天險に據る事のみを以て、満足するものではなかつた。即ちその交通上には、北陸、東海、東山三道の咽喉を扼し、またその近傍は平野遠く開けて物資の供給にも十分である。且つ又その湖水を擁してゐるといふことが、非常に交通の便に資するところのあつたことは、彼が常に大船を準備してゐた事實に照して疑ふ餘地もなかつた。即ち彼が天下を目的として居たわけ、その城地の經營は決して一時的のものでなかつたことが明白であつて、客將であつた（註一）徳川家康を初め、織田信忠、羽柴秀吉、長谷川竹、森蘭丸、市橋九郎左衛門、菅谷九右衛門、堀久太郎等の屋敷跡もあるといふから、その他將士の邸宅も必ずや設けられたに相違ない。加之、基督教の宣教師にも邸宅を與へ、且つその學林をも起さしめたことなどを併せ考へれば、益々その堅固な都城を經營せんとした事がわかるのである。近江輿地志略に、この城を中心として、「此邊二三里が間の惣名を安土と呼ぶ」とあるは、正しくその一大城地としての繁昌の有様を物語るものである。

加之、信長が安土の城下町の經營にも少からず苦心を拂つたことは、岐阜の士民を移住せしめるに非常手段を執つたこと、竝に安土の市民に特權を與へて、之を保護したること等に依つてもわかる。その岐阜士民の移住については、（註二）天正六年正月二十九日に、安土の御弓の者たる福田與一の宿所から火を失して大火となつた。御弓の者の家族等は疾うに安土に引越すべき筈であるのに、未だその事運ばぬ故に回祿の災に罹つたといふので、信長は直に菅谷九右衛門を奉行として、安土に於ける下の者の到著を書き付けしめた、即ち今日の所謂戸籍調査を命じたところが、弓の者六十人、馬廻六十人、合計百二十人の妻子はまだ引越をしてゐないことがわかつた。仍て信長は、當時岐阜に居つた信忠に命じ、岐阜から奉行を出して、岐阜に来るべくして未だ尾張に留まつてゐる弓の衆の宅を焼拂はしめて岐阜に移し、安土に来るべき者にてまだ岐阜に留まりゐるものには、皆一切に安土に移らしめ、而かもその遷引命を奉ぜざるの罪を責め、過料として城下の南方に新道を開かしめたのである。事に臨んで果斷決行の勇に富める信長の面目を躍如たらしめるものがあるが、さりながら、これに依つて安土の繁榮を加へたことは勿論であらう。また（註三）信長が安土の市民に朱印狀を出し、特權を與へて之を保護した事は、天正五年六月のことであつて、樂市、樂座として座の設立を許さず、普請、傳馬、諸役、諸公事、家竝役（家屋稅）等を除じ、又徳政の實施せられた場合にも、町内丈けに

はこれを除外して適用せないことを沙汰した。これは彼の徳政の如きは、質入賣買を無効とするもので、商取引上少からず不安の念を興へるからである。その他火事、罪人の隠匿、盜賊、喧嘩、口論、國質、所質、押賣、押買等の取締をなし、なほ市の繁榮を圖る爲めには、往還商人を上下共に寄宿せしめ、他國者の移住者をも在來の住民と區別なからしめ、國中の博勞の馬賣買をこの地に於いて行はしめてゐること等、市民の生命財産の安全に向つては有らゆる保護を加へた。

（註一） 近江輿地誌略、卷五十八、

（註二） 信長公記、

（註三） 八幡町共有文書（蒲生郡志卷三所收）

定 安土山下町中

- 一 當所中爲_二樂市_一被_レ仰付_二候上者、諸座、諸役、諸公事等、悉免許之事、
- 一 往還之商人上_二海道相留之、上下共至_二當町_一可_レ寄宿、但於_二荷物以下之付下_一者、荷主次第事、
- 一 普請免除事、但、御陣、御在京等、御留主難_レ去時者、可_レ致_二合力_一事、
- 一 傳馬免許事、
- 一 火事之儀、於_二付火_一者、其亭主不_レ可_レ懸_レ科、至_二自火_一者遂_レ糺明_一、其身可_レ追放_一、
但依_二事之體_一、可_レ有_二輕重_一事、
- 一 咎人之儀、借屋併雖_レ爲_二同家、亭主不_レ知_二其子細_一、不_レ及_二口入_一者、亭主不_レ可_レ有_二其科_一、至_二犯過之輩_一者、遂_レ糺明_二可_レ處_二罪過_一事、

一 諸色賣買之儀、縱雖_レ爲_二盜物_一、買主不_レ知_レ之者、不_レ可_レ有_二罪過_一、次彼盜賊人於_二引付_一者、任_二古法_一、贓物可_レ返付_二之事、

一 分國中徳政難_レ行_レ之、當所中免除事、

一 他國并他所之族罷_二裁當所_一仁_二有_二付_一候者、從_二先々_一居住候者同前、雖_レ爲_二誰々家來_一、不_レ可_レ有_二異儀_一、若號_二給人_一、臨時課役停止事、

一 喧嘩口論并國質、所質、押買、押賣、宿之押借以下、一切停止事、

一 至_二町中_一謹責使、同打入等之儀、福富平左衛門尉、木村次郎左衛門尉兩人仁相届之、以_二糺明之上_一、可_レ申付事、

一 於_二町中_一居住之輩_一者、雖_二奉公人并諸職人_一、家並役免除事、

付、被_二仰付_一以_二御扶持_一居住之輩、并被_二召仕_一諸職人等各別之事、

一 博勞之儀、國中馬賣買於_二當所_一可_レ仕事、

右條々若違背之族者、速可_レ被_レ處_二嚴料_一者也、

天正五年六月

日

（朱印）

さりながら、信長の安土經營は、天正四年のことであるから、漸く近畿地方の經略をこそ完成したれ、北國は勿論、西國、東國に對しても未だ十分手の出ない時であつた。されば豫ねて信長の城地移轉の方針からすれば、今後大に四方を經略して、中國の毛利氏並に四國の長曾我部氏等を征伐した曉にも、安んじて近江の一角に居城するか、或は更に京都又は大阪等形勝の地に城を移したであらうか

といふ疑問は、機略に富める信長だけに、興味のある問題であらねばならぬ。

この問題は更に後に説くこととして、安土城の經營が決して一時的の舉でなかつたにしろ、政治的都市として信長の勢力を以て興起せしめた人爲的都市である。それ故信長の歿後、間もなく兵燹にかかつて焼亡するや、廢城に歸して再び城地の經營が行はれずに遂に今日に至り、今はたゞ遊子をしてその壯圖を偲ぶものたるに過ぎざるものたらしめたのである。斯くて天正十三年豊臣秀次は、安土城を八幡山に移した後も、信長の安土に對すると同じく繁榮策を講じ、(註一)天正十四年六月に掟書を出して諸役免除、その他の特權を與へたが、本能寺變に依る安土動搖以前の貸借を破棄した。特に往還の商人を上下共に寄宿せしむる外、商船の出入碇泊を規定し、竝に「在々所々諸市當町江可相引一事」として、各地の市場を八幡城下に移さんとした事は、八幡町の商業市として安土よりも其素質の優れてゐることを暗示するものである。而して安土及び八幡に於ける掟書の何れにも、國中馬の賣買はその町に於いて行ふべきことを規定したのは、當時の武士の良馬競望の風を想見すべきもので、彼の山内一豊夫人の良人の爲めに良馬を求めた美談を想ひ合はすべきである。尋いで天正十八年、小田原役の功によつて、京極高次が八幡山城に封ぜられるに及び、(註二)文祿三年八月秀次同様の掟を制定して、また保護するところあつた。その後文祿四年高次大津に遷るに及び、全く廢城に歸し、特に

その石垣は後年彦根築城の際そこに運ばれたといふことであるが、八幡町は幕府領として(天保の末一時尾州領となつたが、間もなく幕領に復した)、諸役免除の特權は依然として存し、商業本位の市として近江商人の發達を助けた。蓋し八幡の地は、地形上商業地としてその繁榮を維持すべき歴史を有してゐるもので、(註三)八幡の築城前、今の宇津呂村の土田から大林に通ずる濱街道に沿ひ、島の郷市として毎月市庭の設けられた處である。而してこれ單に街道の交通のみに止まらずして、津田の入江から湖上の舟運を得て、島郷口の港に著したことは、既に室町時代からその證據の存するところで八幡町は實に斯る優逸なる地形を利用して設けられたのである。今日なほ八幡の町民が富豪に富み日野町と相駢んで近江商人の名を博して全國に潤歩する原因の一半は、正にこれによるものと言はねばならぬ。

たゞこゝに不審とするは、その何故に安土城が天正十年焼亡の後遂に再興せられずして、新に八幡町の築城が起り、八幡町が經營せられたかといふことである。この理由については、何等的確な證據を記したものがないが、案ずるにその第一の理由は、安土と八幡とは、鎮城の精神目的に於いて全然相異なるものあるを思はねばならぬ。信長の安土城は天下經營の目的の爲めに營まれたもので、謂はば天下の安土城であるが、近江の領主としての秀次は之をそのまま襲用するは餘りに規模の大に過ぐ

るの憾みなきを得ない。勿論これには安土城の焼亡といふ不祥の意味も加味せられゐることであらうが、何よりもその規模を狭小にするの必要があつた。それ故新に八幡城を築いて、こゝに移つたものと見ざるを得ない。されば京極高次がこの地に封ぜられた時は、僅に二萬八千石に過ぎなかつたのである。二萬八千石位の小諸侯が、天下の安土に居城することは到底不可能の事實とせねばならぬ。而してその安土の舊名を襲うた鍛冶屋町、鐵砲町、玉屋町、馬喰町、桶屋町等の工匠の職業町のあるは、即ち城下町の通則であることは勿論である。

（註一、二） 八幡町共有文書（蒲生郡志所收）

（註三） 蒲生郡志五

當時の市には多くは座と稱するものがあつて、その座に屬するものを座衆若しくは座人と稱し、市奉行又は市代官等の指揮を受け、座税を納めて商業を営む例であつた。その營業の品目に依つて、紙座、鹽座、材木座等色々あるのである。それ故座は是等商品專賣の特許を有し、座のなき市にあつては、他地方商人の任意に來て營業を爲すを許したことであつた。されば座のなき商人は、その座その座の商品に税を納れて之を商うたもので、座の制度は頗る複雑を極めたものであつた。然るにこれと共に一方何等制限なく、約束もない一種の自由な市場もあつて、これを樂市、樂座又は十樂とも稱し

た。按ずるに、樂市は多く武家が或る地に城地を移し、以つてその城下町の繁昌をはかる爲めに特設したものであらう。例へば近江蒲生郡石寺は、佐々木氏の觀音寺城の城下町で、比較的新しい町であるが、佐々木氏はこれに對してその繁榮策として、特別の市庭即ち諸商人が商座の有無に關せず、自由氣樂に賣買し得らるゝやう、所謂樂市と爲した。それについて、（註一）當時同國愛智郡枝村は、古來紙の本座たる市庭であるが、石寺新市は樂市たるにより、他の商人が紙を商ふも之を禁止することを得ず、但し美濃、近江兩國中に於いて紙座以外の人が紙の賣買を爲すに於いては、見付次第に荷物を取押へ注進すべきことを、佐々木家から枝村宛に出した下知狀がある。これを以て見ても、新に城地を經營せる當時の諸大名が、その地の繁榮策として古來因襲的に發達し來りたる市座に對して、樂座、樂市の制を設けたことがわかる。前に述べた天正五年の信長の安土町に出した掟書、並に同十四年秀次が八幡町に出した掟書にも、何れも樂市となすことを令した所以も、これに依つておのづから明かであらう。晉にそれのみならず、蒲生氏郷の如きは、歴世近江日野に居城してゐたが、天正十年十二月二十九日を以て（註二）日野町に掟書を下して、第一條に「當町爲樂賣樂買上者、諸座諸役一切不可有之事」と規定してある。即ちその究屈なる舊來の不文律に成れる商座法を廢して、何商によらず、已れの欲するまゝに商業を営ましめ、所謂樂賣樂買の自由を興へて市場の發展を期し

たのである。加之、彼は天正十二年六月伊勢松ヶ島に封ぜられ、尋で十六年城を松ヶ島より潮田の古城址四五百森に移して松坂と改稱し、(註三)この歳氏郷は松坂町中に掟書を下したが、その大要は曾て日野町に下したものに類してをる。而してその第一條に、「當町之儀爲二十樂之上は、諸座諸役可レ爲免除、但油儀各別之事」とあつて、依然として自由賣買を奨励してをる。この自由賣買たる樂市樂座の初見は果して何時代にあるか明かでないが、既に記した如く、天文十八年の頃より存してゐるとすれば、比較的新しいものであつて、猶その商業賣買上にも當時の思想たる自由競争の氣勢を窺ふに足るものとして、興味ある問題とするを得ぬであらうか。(註四)信長が早くも永祿十一年九月、領内美濃の加納に向つて「樂市樂座之上、諸商賣すべき事」と規定するところあつたのは、彼れの平生に徴して首肯せしむるものがある。

(註一) 中野村今堀日吉神社文書(蒲生郡志五所收)、

(註二) 日野町立尋常高等小學校所藏文書(蒲生郡志三所收)、

(註三) 松坂雜集、

(註四) 圓徳寺文書(岐阜縣古文書纂所收)、

元來都市の成因については、既に述べた如く極めて大要を云へば、政治的と經濟的との二つに分つことを得るけれども、既に都市の形成せられる以上、市民の生活に資する物資の生産乃至集散は必然

起らざるを得ぬことであつて、従つてその成因のいづれの場合たるを問はず、多少なりとも商工業の起るは固より極めて自然の成行である。特に戰國時代の如き、山河自然の形勝を障壁とし防禦線として、一國一地方の治安をはかる群雄割據の時代に於いては、他領との交通によつて、有無相通する如き平和的商行爲は殆んど望むことを得ぬが故に、その領主は領内に於ける自給自足の道を、出来る丈け多く立てねばならぬ。故にその土地の事情が許す範圍に於いて、生産業を興すことに努力するはまた必然の結果で、斯くて各種の産業も自ら起ると共に、桃山時代又は江戸時代に至つて、領主の轉封移徙がしばしば行はれるにつれて、先領地の工匠の徒を新領地に移して、更にその地に新工業を起すに至る事は決して珍らしい事ではなかつた。彼の蒲生氏の本據たる近江蒲生郡の日野は、天文三年の町割に既に塗師町の名を存して日野塗の盛大をしのばしめるものがあるが(江戸時代日野商人の遠征的行商は、實に日野碗の販賣を主としたものであるといふ)、氏郷が伊勢松坂に移るや、この地に日野漆工を移して松坂塗の起原をなし、次いで天正十八年會津に移るや、更に碗工及び塗師工を移して、これより會津塗の聲價大に高まるに至つた如きは、その一例である。この産業のことに就いては、更に詳説する所あるであらう。

城下町は斯くして戰國時代から發達して來たが、その始めは城下町とはいふものゝ、城郭と城下と

の關係は甚だ不明なものであつて、多くは城のある山下の地に若干の工商の民が集められて、多少の生産を營んで武士日常の需要に應じ、或は市場を開いて附近住民の交易場となつたものであらう。ただしこの時代の城郭は、何れも所謂山城で山上に築かれたから、その城下町との間に截然たる區劃があつて、十分なる發達をなす能はなかつたものであらうが、又一は自衛防禦を主とする關係上、都市としての經濟上の點を深く顧慮するの暇なかつた所以もあつたであらう。安土の城下町が果して幾何の發展を遂げたかは、之を明確に知る由もないが、(註一)天正五年の頃、鷹の餌とすべき猫鶏の類を奈良から徵發したのを見ると城下町としてはいまだ何程の發達をもなしてゐなかつたことを知るであらう。尤も、これは築城の翌年であるから、其の微々たる状態であつたことの無理ならざるは勿論であつた。この後ち(註二)天正八年五月になつて、信長は漸く丹羽長秀並に織田信澄を奉行として、城下町の土木工事を掌らしめ、江堀、舟入、道路の築造等完成して、こゝに初めて安土町の整理が出来たのであるが、これまで述べた所に據つて見ても、町人の移住については可なり苦心したことを想像せしむるものがある。されば都市として安土町の經營が、やゝ人爲的であつたればこそ、一度び安土城の廢せられるや、再び起つ能はなかつたのである。この點は八幡は安土と異り、經濟的都市としての素質を有してゐるが故に、廢城の後もよくその市況を保ち得て、尙今日に榮えるわけである。

(註一) 多聞院日記、天正五年五月七日の條、

(註二) 信長公記

當時のこれ等の城下町の町割は、果して如何なる形式であつたか、今之を明確に徵するものがないけれども、大體都市の經營が京都若しくは奈良の條坊の制に據つて營まれた事は推測に難くない。今日存して居る八幡町の古圖は、江戸時代中期のもので、これを直に天正の昔に還元して徵證とすることは出来ないけれども、秀次の八幡町經營の後ち、甚だしき町割の變更があつたとは想像せられぬところから推して考へれば、大體八幡町の町割は、此の圖の作成時代と、經營當時と非常な差違あるものとは認められぬ。若し果して然りとするならば、安土の城下町を移した筈の八幡町の町割を以て、更に遡つて安土の城下町の町割を想定することも、決して甚しい誤謬に陥るとは思はれない。然らば彼の八幡町の古圖が井然たる碁碁割になつて居るところから推測して、安土城下町もまた、同様の形式であつたと推定することも必ずしも不可能ではあるまい。次に述べんとする一例はやゝ後年のことではあるが、慶長十四年三月、前田利長の居城たる越中富山火を失したことがあつた。その再興にあたり、利長は幕府に請ひ同國關野に城を築いて之に徙り、高岡と稱したことであつたが、(註)この時富山、守山、木舟の土工商の徒陸續引移り、忽ちにして隆然たる一都會をなし、町割もこの時改まつ

て京都の町形に倣うて作つた事實に據つて見ると、新興の城下町の多くは、範を京都の市井に取つたものと見て差支はあるまい。

註）越登賀三州志

且つその町割が、この當時に在つても、武士の住宅地と町人の居住地とが多少混在するにしても、或る一つの想定の下に新に經營せられた町であるならば、大體この兩者は正に武士街と町家と纏まつて區割せられたものと想はれる。併しながら、その發達が唯時代の推移に従つて自然に形造られたものであるならば、町人と武士との邸宅は極めて亂雜に、交互錯在したものであらう。何となれば彼等は唯居住の便利の都合上、任意にその邸を營むからである。その一つの例として、今の岩城の若松市の發展は頗る興味あるものであらねばならぬ。

若松はもと黒川と稱し、蘆名氏の居城であつた。蘆名氏はもと佐原義連から出でた陸奥の右族で、源頼朝の奥羽平定後、特に義連を會津に封じて奥羽の重鎮としたと稱せられてゐる。七世直盛に至つて、至徳元年初めて今の若松市の前身たる黒川に城を築いて、市井を黒川と稱したのであるが、二十世義廣の代に天正十七年伊達政宗に滅ぼされ、一時會津は政宗の領地となつた。翌十八年秀吉の小田原征伐の事あるや、その餘威を驅つて遂に會津の地を奪ひ、之を蒲生氏郷に與へた。氏郷黒川に入る

に及び、その城の狭小にして到底時勢の進歩に伴はず、奥羽の重鎮たるの任を果たすを得ざるにより、文祿元年六月より大に工を起して市區改正を行ひ、黒川の名を改めて（註一）若松と稱した。その市區改正を行ふに至つた原因については、或る時何人の業とも知れず、

黒かわを袴にたちてきてみれば

まちのつまるはひたのせまさに

といふ落首があつた。この黒かわは即ち黒川で、それが袴の黒皮に通じ、又ひだは袴の襷で、飛驒守たる氏郷に通するので、松坂から氏郷に従つて來た將卒が街衢の狭少なるを諷したものである。仍つて氏郷意を決して工を起し、今日の若松市の基を闢いたのであるが、氏郷入國の當時は、（註二）未だ武士町と町人町との區劃なく、郭内にすら市廓があつて、士商の邸交互錯雜し甚だ不體裁を極めてゐたので、先づ郭内を東西三里南北二里餘（當時この地方は未だ六丁を以て一里とす）に十字の街を通じ、これより條々に小路々々を分ち、その外四方に壘を高うし堀を廻らし、十六門を設けて郭外に通じ、郭内には専ら將士の邸宅を列ね、郭外には商賈工匠軒を駢べて町々を分つたといふことである。即ちこれに據つて見ると、若松がまだ黒川と稱して蘆名氏の治下にあつた際には、村々里々の地頭の面々は、それ／＼領所の内に邸宅を構へて、在府の武士は唯僅に近習有職の輩に過ぎなかつたから、

戰國時代に於けるが如き城下町の制は起るに及ばずして、町家も武士も思ひ／＼に邸を構へたのであらう。然るに氏郷の代に至つては、斯る自然の發達は防備の意味からも、また軍事上常備兵を養成し置く精神からも、共に甚だ不自然たるを免れぬものとなつて、時勢の要求は遂に斷乎たる改革を餘儀なくせしめたものであらう。而して氏郷は又更に、魚鹽交易の利益の爲めに、正月十日に年始の市祭を大町に設けしめ、つぎ／＼に市日を定めて、三日町、六日町等の町名の起るに至つたのは、彼の樂市、樂座の精神を擴充せしめたものに外ならぬ。

(註一) 拙稿「會津若松の名稱の起原について」(歴史地理第三十卷)

(註二) 會津四家合考卷六、「黒川號若松事及落書之事」、並に新編會津風土記卷十一、

さりながら、これ等新興の城下町に於てこそ、樂市、樂座の制に依て自由賣買の便利を得しめたけれども、舊來の制度の存するものに對しては、決して紊に新規の制を立てなかつた。(註)越前木田庄の橋氏はもと橋氏に出て、紀伊田邊に居城したが、大治年中兵亂によつて越前に逃れ、木田庄に土著したものと傳へられる。而してその木田庄は北庄に接してゐたから、朝倉氏以來武將と夤縁すること深く、北庄の發達も橋氏に負ふところ少くなかつた。はじめ橋氏は延文中靈藥を調製して叡聞に達し、專賣勅免の綸旨を得たが、その後兵亂に遭ひて之を失ひ、永享元年再び之を下附せられた。その

文面に據れば、橋氏をして賣藥立場として筑紫坪田市より初め、諸國市町諸郷園に專賣を許し、猶ほ座一町に於ては、唐商人の計たるべき由を云うたものであるが、朝倉氏以降は、賣藥の外その專賣の貨物頗る多かつたことは、歴代由緒に「御綸旨頂戴以來、信長公、秀吉公、其外當國御代々不殘、唐人座、輕物座(織物絹類)、酒家役、紵屋役、紵屋役、袋役、往還商人役錢等、如先々當家被下置、即御免許御朱印頂戴、故當家執長手代者共拾人餘召抱、唐人座方諸役錢方配分令執行事云々」とあつて、信長、秀吉の代にも、各種座商の存在を示してゐる。天正二年正月の朱印狀にも唐人座、輕物座等の名目があり、役錢については、上品の絹一疋づゝを宛てしめ、若し沙汰なきの輩は座を召放たんと云ひ、往還商人即ち振賣商人に對しては、役錢として金十疋を徵收することに定めたとときは、その座を保護したことを示すもので、柴田勝家の越前を領するに及んでは、北庄繁榮の爲めに一層篤く保護したことであつた。

(註) 福井縣史第一編第一冊藩政時代以前に據る、天正二年織田信長の定書は左の如し、

條々

- 一 唐人之座并輕物座者、三ヶ庄其外一乘三國端郷仁可有之事、
- 一 役錢之儀、上品之絹壹匹宛、若無沙汰之輩在之者、座を召放堅可申付事、
- 一 諸役免除之朱印雖有遺之者、於此儀者、可申付、往還之商人、役錢可爲拾匹宛事、

右嘉吉元年六月十七日任_二繪旨_一可_二進退_一、徳用之儀不可_レ有_二相違_一之狀、如件、

天正貳年正月 日

信長（朱印）

橋屋三郎五郎

斯くて城主領主はその城下町の發展の爲めには、出來得るだけの助力と保護とを與へたものであるが、軍國の常として、總てが軍事本位であるは誠に止むを得ぬところである。例へば蒲生氏の日野の町割は、弦線狀に迂廻して遠見を遮らしめたものであるが、松坂は町割の時、道路を歪斜に附けて二町先をかくす様にした。これは所々直角的に屈曲して遠見を自由ならさらしめる爲めであつた。これ一には遠見を妨ぐると共に、戰陣に臨み伏兵の備に便し、且つ不幸にして敗戦退却の場合、退却しつつ猶且つその屈曲を利用して敵軍の前進を狙撃防禦するの便に供したものであらう。されば商業交通の上からは不便極まるもので、町人等の迷惑とせるところなることは、（註）

伊勢の松坂いつきて見ても

襷積の取り様で襷悪し

といふ俚語のあるのを見てもわかる。總じてこれ等戰國時代の餘習を受けて發達して來た城下町に、町家街と侍町との間に、縦横直路相通するものは稀で、多くは郭内郭外の交界に於いて多少の屈曲を見るものである。而して是れやがて軍事上の要求に出づるものたるは、固より言ふまでもない。

（註） 松坂雜集

第三節 經濟都市の勃興

和泉の堺が港市として發達をなし來つたのは果して何時であるか、明確なことは得て知るべくもないが、應永の頃大内義弘この地を領して再び津を開き、（註一）吳、越、三韓、南蠻と通商貿易を爲すに及び、戸口増殖して一都會を成すに至つたと記してあることは、假令正確な記録文書に何等見るところないにしても、殆んど疑ひないことであらう。（註二）應永六年、義弘の叛してこの地に籠るや、兵數二萬三千、防禦の城郭方十六町、井樓四十八、矢倉千百二十五の要害で、兵燹に罹つた民家一萬餘とあるに據れば、其殷富の狀も想見するに足りる。信長のこの地を領するや、丹羽長秀、松井友閑等を奉行に任じ、秀吉の時は小西行長、石田三成等相いつて奉行となつたが、その奉行としての執務は果して幾何の範圍にまで及んだかは不明である。それは絲亂記に、この地は昔から町惣年寄といふものなく、「たゞ濱側に納屋を建て、これを貸し、其料を取りて徳分としたる人を上分の者となす、則ち納屋がしの衆と號し、三宅、主計、今井などいへる頭分の人を十人衆と號す、されば堺の人家名ありといへども、凡て納屋と名のるは此故なり、公事訴訟の類も此十人聞とよけてすましけるとや」

とあり、(註三)又堺南北二莊の會合衆と稱するものが三十六人あつたことなどを見ると、早くも自治體の形跡があつて、(註四)ヒルドレスの日本古今記にも、日本最大の貿易場で、當時は獨立した政府を有し、自由市であつたやうに思はれると記してある。彼等外人の眼には、斯ういふ市政の状態が特に顯著に映じたであらう。

(註一) 絲亂記

(註二) 大内實錄

(註三) 續應仁後記

(註四) Hildreth: "Japan as it was and is." P. 80.

特に亂脈な無秩序の時代に於いて、堺の如きは外郭を取廻す塹濠があつて、市中の要所々々に木戸を設け、一朝事ある日には忽ち閉鎖して出入を嚴にするの設備があつた。その名残として今尚堺の周圍に細い溝が残つてゐるのを見ると、當時に於ける堺の防備警察は、思ひ半に過ぐるものがあらう。應永六年大内義弘がこの地に據つて叛した時も、(註一)義弘はこの地に集つた豊富な材木を利用し、數百の大工を督して多くの井樓や矢倉を設け、東西南北合せて十六丈の陣營を設けたといふことであるから、その周圍に深い濠を繞らしてゐたことも推測される。永祿十一年、信長が京都を初め、奈良大坂、尼崎等の市民に軍資金として矢錢を課した際に、堺の南北兩莊へも二萬貫を課したのであつた

が、堺の市民は之に反對して、城樓を上げ、濠を掘り、北の口々に楯を埋めて、信長と決戦の覺悟を示した。(註二)當時京畿に於いて未だ確乎たる立脚地を得なかつた信長は、遂にその徵收を見合せるの餘儀なきに至つたのを見ると、この濠の軍事上如何に有力な防禦物であつたかは、直に首肯せられるであらう。(註三)これは天正十五年豊臣秀吉の新に博多の町割を劃した時に、要害の堅めに二十間餘の堀をほり廻したとあるのを思ひ合はすべきである。堺の地の塹濠を以て境界とする防備警察が、如何に市民の靜謐安寧に資するところあつたかは、兵馬の鬪争つねに絶えざる騷擾を見來つた(註四)外人の甚だ異様とするところであつて、これを治法の嚴なると警察の備はるとに歸してゐるのを見ると、彼等の眼にも尙ほ一種の自治市の如く映じたことを知るべきである。さりながら、堺の富強であつたことは、單りその金力の故のみと解すべきでなく、兵力に負ふところの少くなかつたことを看過してはならぬ。(註五)永祿十二年正月、三好三人衆竝に齋藤龍興等が南方の諸牢人を催して、京都六條本因寺に足利義昭を攻めたとあるは、主として堺の浪人を指したもので、彼等が多くの浪人を養つてその手足としたことは、まぎれもないことである。されば(註六)信長から、市民の三人衆に援助を與へたことを責められるに當つて、堺の市民は陳謝の末、終に三十六人衆の會合と爲り、信長に向つて將來一人の浪人をも抱へ置かないことを誓つたのであつた。

（註一） 應永記、

（註二） 細川兩家記、

（註三） 博多記、

（註四） 日本西教史第四章（明治十一年版）堺ハ泉州ノ都會ニシテ京都ヲ隔ル十六里、日本國中最も富饒ニシテ有名ノ地ナリ、亞細亞諸國ト通商シ、商家殷富貨財輻輳、其此ノ如キ者ハ、天然ノ力ト人爲ノ力トニ之レ懸ル、其一面ハ海ニ濱シ、港口最も航入ニ便ナリ、其地壟濠ヲ以テ境界ヲ爲シ、深ハ深ク水ハ滿チ見ル者ノ眼目ヲ驚カスニ足ル、是故ニ一境常ニ靜謐安寧ニシテ、人民ハ極メテ幸福ヲ得タリ、日本ノ諸國ハ禍亂多ク、兵馬ノ争鬪常ニ絶ヘザルニ、堺獨リ之ニ異リ、曾テ騷擾ノ事ナク、又干戈ノ變ヲ見ズ、是レ其有司ノ才力アルト、治法ノ嚴ナルト警察ノ備ルトニ因ルモノナリ、則チ其要ヲ摘メバ、各街ノ兩端ニ門戸ヲ設ケ、紛争アリト聞ク、忽チ其大扉ヲ閉ツ、又警部アリ、争鬪ノ起ルト聽ケバ、直ニ來リテ其ノ者ヲ捕ヘ、嚴罰ニ處ス、如斯ヲ以テ衛内匪敵アリト雖モ、鄰保相守リ安生ヲ得ルナリ、又強者弱者ヲ凌ガズ、然レドモ其人氣不屈、若シ一片ノ石ヲ擲タルノミニテモ鬪争ヲ生ジ、人々互ニ死ヲ願ミザルニ至ル事有リ。

（註五） 信長公記

（註六） 續應仁後記

この堺の富裕に著眼した信長は、さすがに一廉の財政家であつたことを證するもので、彼れが將軍足利義昭から（註一）攝津、和泉、近江に於ける領地の加増を諭されたのを辭退する代りに、自ら請うて堺及び近江の草津、大津を管轄することとして、そこに代官を置いた。これは言ふまでもなく、堺が當時豪商の淵藪として天下に名高い富地であつた上に、草津といひ、大津と云ひ、何れも皆商業

の殷賑な場所であつたからである。堺の市民の富裕であつた事は、外國貿易の利潤に負ふところが少くなかつたことは言ふまでもなく、當時數寄の道として最も流行した茶道の中心も實に堺であつて、従つて諸大名の羨望した天下の名器も多く堺にあつた。（註二）元龜元年四月信長が友閑法印竝に丹羽長秀を奉行として、堺の富豪の蓄へたる名物の道具を求めた事は有名な話である。茶道の宗と仰がれた利休のこの地に出でたのも決して偶然ではない。これ等は決して貧弱なる者の能くするところではない。獨りかゝる純藝術的の數寄道ばかりでなく、既に早く堺には正平版の論語さへ出版せられて、學術上にも貢獻するところ少くなかつたのである。

（註一） 足利季世記卷七、當代記卷一、

（註二） 信長公記、竝に、甫庵信長記三、泉州堺津名物器被召寄事、

秀吉の何故に大阪に地を選んでこゝに築城したかといふことは、之を地理的に云へば、固よりその前には瀬戸内海を擁し、後ろに畿内の沃野を控えて物資の供給餘りあり、且つ淀川に臨んで京都との聯絡によく、奈良、堺等の要地に近く、また之を歴史的に觀れば、古來海外交通の要衝を占め、難波京の名は史上に昭々たるものあつたからである。されば信長の石山本願寺を攻むるや、攻圍數年遂に功を奏せずして和平を結んだのも畢竟この要衝を占めたからであつた。秀吉の天下經營の策源地とし

てこの地に城を築いたのは、良に故ありといふべきであるが、信長に於いても天これに藉すに壽を以てし、天下の經營更に大に進むに於いては、安土をすて、新に大阪に居城を營むに至りはせなかつたかといふ疑問は、何人にも起り得ることである。信長が從來の方針とせる居城移轉の慣行から見、又は（註）大阪の形勢を記して、「抑大阪は凡日本一之境地也」と評し、又は「西は蒼海漫々として日本之地者不_レ及_レ申、唐土、高麗、南蠻之舟海上に出入、五畿七道集之賣買利潤富貴之湊也」と言を極めてその形勝の地たることを稱してゐるところを見、而して世に稱する如く、信長の海外雄飛の志あつた點等を思ひ比べて見ると、その將來に於いて居城を安土より進んで大阪に移してあつたかも知れぬといふ説には、必ずしも幾分の可能性なしと否定するわけには往かぬ。

（註）信長公記

一體本願寺は宗祖親鸞以來、歴代相承けて善く教化に努め、東北諸國は信徒漸く盛であつたが、近畿に於いては常に叡山の排撃を受けて、傳道遍きを得なかつた。然るに第八世兼壽（蓮如）に至り、寺運俄然として勃興し、富王侯を凌ぐに至つた。蓋し眞宗の教義の平易にして俗耳に入り易く、之を説くにその才辯と文筆とを以てしたから、亂離の世不安の間に生を送るもの、競うて隨喜渴仰の念を起し、身命財産を抛つて悔いなかつたからである。乃ち彼の過ぐるところ、三河の本宗寺（額田郡）

近江の顯證寺（大津）、越前の吉崎道場（坂井郡）を初め、河内の光善寺（北河内郡）、紀伊の鷲森（和歌山市）、堺浦別院等を創め、文明十二年に山科（山城宇治郡）に祖堂を再興し、明應五年に大阪石山別院を創め、蔚然たる一大勢力を爲したのである。天文元年細川晴元本願寺證如と隙あるや、晴元、日蓮宗徒の一向宗徒と相嫉視するを利とし、京師二十一箇寺の日蓮宗徒に囑して一向一揆の鎮壓を命じたから、法華宗徒は山科に迫り、火を縱つて本願寺を攻めた。こゝに於いて證如敗れて大阪に走り、これより石山の本願寺別院は本山となつた。斯くて晴元等法華宗徒と共に石山を攻めたけれども陥るゝ能はず、遂に講和した。蓋しこの地大河を帯びて最も守り易く、加ふるに海路物資の供給に事缺かざるを以て、容易に攻陥する能はないのである。後年三好三人衆の野田福島に築き、本願寺と結んで信長に抗するや、（註）その地理を説いて、「先西は大海なり、淡路四國へ舟通路自由なり、北南東方は淀川まきたり、里のまはりは沼田也、是程なる所は稀なるべし」と記したのは、單に野田福島の一郭に限ることではあるけれども、大阪の地の概要またこの外に出でざるべきを知るに足るのである。信長と大阪本願寺との交渉は、永祿十一年信長の矢錢を課したに始り、この時は本願寺事なくその需に應じたけれども、本願寺光佐（顯如）の子光壽（教如）は朝倉義景の女を娶り、近江十箇寺の宗徒は本山の命に依つて淺井長政を授け、また足利義昭が本願寺に縁つて遙に毛利氏を引いて援けと

なし、以て信長に抗するに至つた。斯る關係にある本願寺は、既に細川兩家記にある如く、信長から色々難題を仕懸けられては、所詮兩者の關係圓滿なる筈がない。信長は屢々石山を攻めたが、常に周圍の事情の不可なるに依つて功を奏しなかつた。是に於いて天正四年明智光秀、細川藤孝、佐久間信盛等をして包圍持久の策を執り、又信長の姪津田信澄を兵庫明石の間に屯せしめ、九鬼嘉隆、瀧川一益等をして、戦艦を以て伊勢海から熊野浦を経て大阪灣に至り、以て本願寺と毛利氏との聯絡を絶たしめた。斯くして石山孤立し、勢ひ日に蹙まるに乘じ、信長朝廷に請ひ奉つて本願寺と和し、遂に光佐は天正八年四月十一日、この堅壘を見すて、紀伊鷲森に至つた。この際光佐の子光壽も勿論開城の誓書に署名はしたものの、衷心之を欲せず、諸方の門徒に慥して兵を徴し、大阪に止まつて再び信長と争はんとした。時に光佐既に退いて紀伊に至つたが、變を聞いて大に驚き、その違勅の罪を責めたけれども光壽更に肯するところなかつた。仍つて光佐遂に怒つて光壽と父子の義を絶ち、その弟光昭（准如）を嗣となした。さりながら、光壽もまた遂にその能く制し難きを察し、八月信長と和して鷲森に退去した。この父子の争は延いて内部の紛擾となりて久しく解けず、遂に東西兩本願寺の分離問題となつたのである。

（註）細川兩家記

大阪の發展がその地勢に負ふところの大なるは言ふまでもないが、本願寺の勢力に頼るところも蓋し少くなかつたであらう。彼の光壽が父光佐の開城退去を快しとせず、再舉をはかつた際、大阪六千餘軒の町人悉くこれに黨して、命を佛力に捧げやうとした。今これを假に一戸平均五人と見れば三萬の人口となるが、この人口が當時の大阪市民の全數であるか否かは固より明でない。併しながら、これに宗徒一門竝に籠城の雜兵を加へたならば、可なりの數に達するであらう。然るにこの市街が光壽の退去に當り、市民右往左往の混亂中に偶々火災起り、焼失三晝夜、滿城一堆の焦土と化したといふから、近世大阪の發展は實は秀吉の大阪築城に基くものと見て差問なからう。

大阪城は天正八年八月光壽退去の際火を發して悉く烏有に歸し、信長の之を領するに及んで番衆を置き、また信長の滅亡について清須會議の後、一時池田信輝こゝに居た事あつたが、固より短時期であつて、城郭の新築、市街の復興等について、幾何の施設するところあつたかは知るべくもない。翌天正十年五月秀吉の信輝に代つて大阪に治し、關西三十餘國に課して壯麗堅固な城郭を築いた。秀吉の天下併呑の勢を以て築いた大阪城の壯觀は、既に記したところであるが、之に伴つて各地の武士町人争ひて居を移し、堺の商人等もこの地に移るに至つた。大阪城内外の殷賑を叙したものに、（註一）天王寺、住吉、堺津三里の間、町、店屋、辻小路相連りて大阪の山下となり、諸國の大小名皆築地を

構へ、櫓を連ね、門戸を並べて綺麗壯麗を盡して居る様を叙してあるは、決して溢美の言と見ることは出来まい。（註二）慶長の頃に至つては、所々の掘割工事と共に架橋工事も起つて、運輸交通の便も少からず開け、天満堀、道頓堀、東堀、東横川堀、西横川堀等の開鑿もあつた。而して秀吉が宇治川の河道を變更し、又伏見大阪間の淀川兩岸の堤防を修築したことは、交通上の便益を増したること勿論にして、海上交通と相俟つて、大阪市街の商業市として著はれるに都合よかつたであらう。されば米穀、蔬菜、魚鹽等日用の食料品は早くよりして盛に賣買せられた如く、慶長十二年四月大阪に大火あるや、毛利輝元は書を國老益田元祥に與へて、毛利家の倉本幸に無事であつたことを喜んでゐるのを見ると、當時の諸侯が既にこの地に倉廩を設けて、多量の米穀を本國より輸送し來つて、賣買を試みてゐたことを見るべきである。然るに前後二回に互る大阪役によつて、さしも般賑な市街も兵燹に罹つて烏有に歸し、雜兵野伏の横行甚だしかつたことは、明良洪範、おきく物語等にも見えてをる。役後將軍徳川秀忠は、伊勢龜山城主松平忠明（實は奥平信昌の男、母は家康の長女）をして城を守らしめた。蓋し大阪は軍事上の一大要地たるのみならず、商業上に於いても全國樞要の地位で、而かも秀吉以來豊臣氏の恩澤に浴すること既に三十餘年の久きに及んでゐるから、市民をして往時を追慕するの念を去らしめん爲めには、特にその人選に注意せざるべからざるは勿論であつて、是れより大阪

城代となつてこゝを治するものは、いづれも譜代大名で、而かも多くはこの要職を経て幕府の老中と爲るの順路を追ふに至つたのである。

斯くて忠明大阪城代と爲るに及び、（註三）先づ第一に市街の整理に著手し、伏見の町人に諭すに、大阪移住を以てし、合計八十餘町の町民がこゝに移住した。蓋し伏見は大阪京都間の要路に當り、秀吉之に築いて聚樂を制し、家康之に據つて大阪を抑へるの策源地としたが、既に大阪の徳川氏に歸するや斯る必要を見ざるに至つたから、幕府遂にその城代を廢すると共に、その移住をすゝめたのであらう。而してこれ伏見の町民にしても、却て便利としたところなるを以て、好んで之に應じたのである。斯くて大阪は城下町的の上司の保護經營に俟たずして、寧ろ市民の獨立自營の氣風を養成し、商業都市として、天下の臺所として、全國の金權を掌握するの基を爲したのである。

（註一） 秀吉事記

（註二、三） 大阪市史

博多も古來有名な港津として内外に知られたところで、坊津、安濃津と共に日本の三津とさへ稱せられ、而かもその地の商人が進んで國の内外に對する行商を専らにしてゐたことは、（註一）朝鮮人が自ら稱して我國に往來するもの、九州に於いて博多最も多しと記してあるのでも、その一斑を知るこ

とが出来た。従つて博多の商工業が夙に發達し、(註二)唐織、組物等の染織業を初め、金銀箔、朱焼等の工業も起り、又彼の京都、小田原の外郎透頂杵もその初は實に博多に傳はつたものである。加之この地の住人神谷（又神屋に作る）壽貞は明國に渡つて、銀の吹出法を修めたと傳へられるが、これは即ち今日の鑛石の製煉並に金銀等の分析法であつて、壽貞はこの後石見に赴いて従來の錫鉛以外白銀吹出しを試みて成功したと稱せられる。従つて市民も一般に富裕にして、茶事もまた流行し、有名な檜柴の茶入はこの地の島井宗室の製藏にかゝり、壽貞の子宗湛の如きは、屢々大阪、堺に往來して利休、宗久等と交り、天正十五年秀吉の大阪城の茶會にも列り、「筑紫の坊主」と稱せられて、秀吉の寵を得た。その外島井宗室、鶴田宗悅等の名手もあつた。博多の練酒が牡丹花宵柏の愛用するところで、索麴は往昔原田氏の臣富田備前の子孫菊淵といふもの、明國に赴きその製法を傳へて歸り、博多にて初めて之を製し、最も名産と稱せられた。海外交通の刺撃に伴うて、この地の發展は定めて著しいものあつたであらうが、その詳かなる事を知るを得ないのを遺憾とする。(註三)或は稱して、「博多箱崎之在家十萬間有て、泉州堺の津にもをとらざる富家おほかりし」とあるは、聊か誇張に失するであらうが、併しながらその殷賑にして富豪の多かつたことは事實とせねばなるまい。

(註一) 海東諸國記

(註二) 博多記及び神谷宗湛筆記に據る、

(註三) 甫庵太閤記、卷十、「大隅日向知行割之事」の條

然るに此博多も、永祿から天正に掛けて、或は毛利、大友の間に、或は大友、龍造寺の間に、屢々戰亂の巷と爲り、民居多くは灰燼に歸して、住人四方に亂を避け、荒廢ことに甚だしかつた。彼の神谷宗湛の如きもその避難者の一人として、移つて肥前の唐津に居たのであつた。然るに天正十五年六月、秀吉九州の陣を終へて、其七日博多に至り、箱崎八幡宮を本營となし、芳茗を煎て諸將を犒ひ大に征旅の情を慰めたことであつたが、博多町の焦土と化し、住民頼るなきの状態にあるを憐み、自ら指圖書を記して、瀧川三郎兵衛、長束正家、小西行長等を奉行として、町を十町四方に劃し、縦横に小路を割り、民屋を造營せしめた。これは博多記の記事であるが、同書に高名記といふを引いて、黒田如水及び久野四兵衛に命じて町割を爲さしめたところが、荒廢久しきに及んで叢棘徒にはびこり、殆んど何處をいづれと往時の面影を定め難かつたが、四兵衛の考慮に依つて、漸く古井のある所を見定めて町の經營を爲したので、町割も速かに進捗する事を得たとあるは、(註一)慶長十五年の名古屋築城當時、織田氏時代の那古野城址廢墟のさまをしのばしめるものがある。而して(註二)更に横二十間餘の濠を掘り廻したのは、既に記した如く、要害の爲めにしたことであつて、その屢々兵燹に罹つたに鑑みたことは勿論であらう。斯くて離散の町民も追々市街の恢復につれて還り來り、家屋の再

造に著手したものと見え。宗湛筆記に、彼の天正十五年十月の北野の大茶會に上り来るやうに督促のあつた時のことを叙して、「其節博多屋敷草をけつり、漸かりや掛候頃にて、難罷上候へども、任貴命」出發したとあるは、即ち這般の消息を漏すものである。

（註一） 罔祕録に、「信長清須へ移られし後は、名古屋に城もなく、其節は名古屋臺（今三之丸の地）とて蘆深く植ゑ、雉子澤山住みけるよし、古井此所に多くして、人古井へ落申故、鷹も遣ひ不申由言傳へし、」

（註二） 博多記に、「博多要害の堅めに、天正年中に瓦町の後辻堂の往還たて横井間餘堀をほり廻したり、是は大友より一族の白杵安房守鑑庶と云人に掘せたり、依之房州堀といふ。」

海外貿易に依る堺、博多等の發達もさることながら、内地の通商貿易に依る海港の發展もまた看過してはならぬ。

越前の敦賀は今日北國第一の商港として、日本海方面に於いては北海道の小樽と相竝んで、その隆を競ふの有様であるが、上代に於いても、朝鮮半島との史的關係の決して淺からざる所であつた。近世に及んでは、海外交通に於いてさまで活躍したとは見えぬが、内地の商業に於いては小濱、三國等と相ならんで多大の活躍をなしたのであつた。蓋し敦賀は自然の良港灣を有すると共に、その背後琵琶湖に近く、水上京畿往來の便あるを以て、著しくその港としての價値を高めたことであつた。されば古くは令の制定以來、北國官物の廻漕、すべてこゝによらしめ、その陸路よりせるものと共に、近

江の鹽津（琵琶湖の北岸）に運び、以て京都に輸送したものである。而してこの輸送は獨り官物に止まらずして、私人の交易もまたこの道によつたものであらうから、その灣頭往復の船舶輻輳したことは、想像に難くない。されば、應仁の大亂勃發するや、從來西軍山名氏に黨したる大内氏以下西國の糧米は斯波義廉の西軍に屬した關係から、海路敦賀に運漕し來つたものであつたが、朝倉孝景の細川氏の手によつて東軍に誘致せられ、文明の初年越前の守護職に補せられてからは、西軍その糧道を絶たれて頗る困窮したことであつた。朝倉氏の治世に、敦賀に於ける水運の機關として船道といふものがあつて、川船座、河野屋座の二座に分れ、その川船は若狹、丹後及び越前の沿海、若しくは近江に出でて鹽、五十物、魚類の賣買をなすの特權としたが、此後も永く船道中は權力を保持して居た。前田利家、利長父子のその封邑を加、能、越三州に受くるや、領内の米を京畿に輸送するに當つては或は三國港を経由し、または直接敦賀港に廻漕し、若しくは若狹の小濱港によつたのみならず、敦賀は殆んど經濟上前田家の京阪に對する根據地の狀を呈したとさへ稱せられる。而して敦賀商人が獨りその近傍諸國との往來通商のみならず、三國港の商人と共に、進んで出羽、松前との交易をも行つたことは、その如何に活躍したかを想像せしめるものである。

小濱港の發達も、また海陸の便を併せ有するにあることは勿論である。今小濱から北川に沿ひ、熊

川を経て琵琶湖上に浮び、大津に出でて京都に出づるとすれば、この間二十五里、若し近江朽木谷に出でて山城大原、八瀬の間道によれば僅に十八里に過ぎない。されば概して交通不便なる裏日本諸國と京畿との交通に於いて、この地が中繼港として發達するは何の不審もない。とくにその港灣は深く灣入して風波を防ぐに最も都合のよいところであるから、敦賀と相駢んで發達するのは寧ろ自然である。関書島夷志に、「攝摩（播磨）、伊勢、若佐、博多、其民相_レ矜_レ以_レ賈、積_レ貨或百萬」と見え、又圖書編日本國序にも「如_レ攝摩、伊勢、若佐、博多、其人以_レ商爲_レ業、其地方街巷風景宛如_レ中華、富者各數千家有_レ積貨至_レ百萬者」と誌してあるが、その若佐は即ち小濱を指せるものたるは言ふまでもあるまい。而してその小濱が博多等と相竝んで豪商富家櫛比の面目をしのばしむるものがある。應永十九年に南蠻船のこの地に渡來したのは、當時海賊南海各地に横行せるが故であると解せられてゐるが、その裏面に、北國の此海港が遍く當時の内外に知られてゐる事を暗示するものである。（註信長の時その招聘に應じて來朝せる伴天連も、この地に入港したと傳へられてゐる。而かもこれ等豪商の間には木下和泉入道、組屋六郎左衛門等のごとく、進んで明韓の諸國に貿易を試みたるものも少くない。従つて異國の貨物舶載せられたるもの頗る多く、稚狹考に「南京、高麗、交趾の磁物、本國には甚多く、京の商人來りて買ゆき、されども猶ほ残るところ夥し」とあるもの、及び豊臣氏の奉行石

田、長束、増田三氏の下代より、組屋甚四郎に宛て呂宋壺賣買の證狀を存するは、南蠻貿易品の存した事實を物語るものである。

（註）南蠻寺興廢記、尙本項は主に福井縣史に據る、

第四節 都市の誇り

これ等の諸都市が何れも背後に豊饒なる沃野を控えてゐることは、都市の發展に重大なる關係を有すること勿論であつて、大阪、堺、博多の諸都市の發達が、獨り交通運輸の便のみを以て解決せらるべきではない。北國諸港の小濱、敦賀、三國等がいづれも交通貿易以外、背後の庄園の開發に負ふところの少なからざるを看過してはならぬ。

戰國の世、戰鬪攻伐の常ならざる時代に營まれた諸大名の城地が、多く嶮要に據つて防備を主眼として、交通、産業等の經濟事情が第二位に置かれたのは、時勢の要求已むを得ざるところとしても、武器の變化に伴ふ集團的軍事行動は、嶮要を主とせる山間の城壘に占據して、消極的防禦にのみ重きを置く能はざらしめたに違ひない。斯くて戰鬪が漸次要裝戰より野戰の傾向を帯びるに及んで、大部隊の運動を必要とするに至り、最早前時代に於けるが如く、武士を地方に土著せしめて、事ある時に

之を招集する如き迂遠な方法に據る能はざらしめた。従つて大名の膝下に武士を集中せしめて、立どころに大部隊の運動が出来る組織を取らねばならなくなつた。この結果として、大名居城の地はおのづから市街をなさざるを得なくなつた。武士の城下住居といふことは、安土桃山時代の一大事實で、是に至つて武士は全然專業的となり、農工商と嚴に區別せられるに至つたのである。斯くて多くの武士を常に大名の膝下に止めて置かねばならぬ様になつたにつれ益々城地を平野に移すの必要を感じるに至つた。越前の朝倉氏が占據した一乗谷は、孝景の時文明三年を以て、廣景以來七代の根據地であつた黒丸城（坂井郡）を出でて移つた地であるが、日野、九頭龍、大野三平原制御の樞地に當り、一乗谷の溪流を挾める峽谷三十餘町を控ゆる天險の地であるが、而かも多くの士民を置くには餘りに規模の小なるを憾みとせざるを得ない。されば此後一百餘年、義景に至つて、朝倉氏の滅び、尋いで柴田勝家の越前を治するや、此地を捨て、越前平野の中央北庄を選んで居城を構へたのは、大に意味あるものとせざるを得ない。北庄は朝倉氏の世、貞景の子頼景此地に居館し、子孫六代相傳へてここに治したところで、足羽川に臨み、もとの國府の地たる武生にも近く、交通の便を極めてゐる。慶長五年伊達政宗が岩手山（陸前玉造郡）城を移して、今の仙臺に築いたのも、同十二年堀忠俊が越後春日山城を出でて福島城を築いて移つたのも、いづれも斯る形勢を支配せんとした自然の要求に出でた

ものと見られぬであらうか。慶長十五年の名古屋築城は、たゞにその地が東海道の重鎮であるばかりでなく、家康第一の愛兒義直の城主といふ以外、加藤清正、福島正則、淺野幸長等、西國特に豊臣氏恩顧の大名二十餘家に命じて築かしたといふので、特に世に知られておる所であるが、従來の城地であつた清須を捨て、新にこゝに築くに至つた重なる理由は、(註一)表面清須が水害の患甚だしきが故とせられてあるものゝ、その實海道要衝の地に據つて東西の勢力を挟み、海上の支配をも兼ねしめんとしたに外ならぬ。家康のこの薬が少し利き過ぎたかして、(註二)後ちには却てやゝもすれば幕府から一種の猜疑心を以て見られたやうな事實もあるが、尾三の平野を控えて伊勢灣に臨み、海陸両面の勢力を把持せんとしたこの策略は、各その場合によつて多少の相違こそあれ、當時の諸大名の何れもが心に期した事實であることは疑ひあるまい。慶長九年の彦根築城は、事固より幕府の意に出で、伊勢、尾張、美濃、飛驒、若狭、越前等、殆んど今日の所謂中部地方の諸大名に課して助勢せしめ、當時佐和山城主であつた譜代大名の筆頭井伊直勝を移したのであるが、家康が佐和山城を移してこゝに築かした理由は、近畿、北陸の抑へとなる以外、(註三)琵琶湖の湖上權を握らしめたといふは、隠れたる裏面の事實として、特に興味ある所以である。

(註一、二) 名古屋市史政治編ノ一、

（註三）文學士中村勝麻呂氏、「彦根史話」（歴史地理、近江號所收）

而してこれ等の諸大名が轉封するか、若しくは新に城地を開く場合、多くは殆んど言ひ合したやうに、前住地より商工の徒を移住せしめる。町名もそのまゝ之を襲用するを常とする。その第一の理由としては、當時の常として、各領地はそれ／＼獨立の一國を形成するが故に、國土の産に適せざる特殊の品類を除き、或程度までの經濟上の獨立を維持せざるを得ぬ事情の下にある以上、前住地の商工の徒を移住せしめて、その殖産を圖り、若しくは新に業を起して、更に製産に資せんと努力するは自然のことである。而して第二の理由としては、特に大名の膝下に武士が集り住むことゝなつた爲め、城下は即ち都市を形成するに至つたが、これ等の武士は、軍事上専門の一階級をなすもので、全然消費者階級である。是に於いてか、彼等の消費に應ずべく、こゝに商人の集り來るは自然の現象であると同時に、大名は又政策上この商人を招致して、彼等の需要に應ぜしめなければならぬのである。斯くて町人といふ階級が漸次史上にその勢力を認められて來るに至つたが、信長が安土町の商人に免税の特權を與へて、彼等を保護したのは、事實上町人の存在を必要としたからである。それ故、この時代から江戸時代にかけて、諸大名の産業獎勵は、要するに斯る理由の下に行はれたもので、而もその遺澤の今日に及び、各地の特産として猶盛に産出せられるものも、決して少くはない。例へば名古屋

屋や金澤の製陶業、福井、金澤、米澤等の絹織等、土佐、福井の製紙業、三田尻、阪出の製鹽業等、大小の差こそあれ、今日各地の特産として名あるものゝ多くは、實に舊藩時に於ける産業獎勵の餘澤に出でざるものなきを見て、この理由を知るべきである。たゞ併しながら、その産業獎勵が、時として江戸時代民政の根本政策の一たる儉約令と衝突することあるが爲めに、徹底的に保護獎勵するを得ず、常に微溫的の獎勵に止まつたことは、大規模の工業の起るを得なかつたと共に、自ら工藝技術家を目するに職人と稱して、士君子の齒ひするを恥づるが如くならしめた弊なしとせない。

斯くて都市はその地の領主の居城となり、其地の行政府の所在地となり、又百工技藝の依つて以て起るの地となり、制度文物の發する地となる。故にその地の首都は一國文明の中心的勢力で、實に一國の心臓の如きものである。その都市の狀況によつて一國の盛衰興亡を卜するを得ること、恰も一國元首の賢愚に依つてその國の興廢を卜するを得るが如きものがある。誠に都市はその國勢の縮圖であり、反射鏡である。それ故古人も「不_レ親_二皇居壯_一、安知_二天子尊_一」と稱して、皇居の壯麗を欲し、城郭の壯觀を仰ぎ望んだのである。旭日に輝く金の鯨を、（註）如何に名古屋の人々が日本一として之を誇りとして居たかを想ひ見るべきである。今日都市行政の盛に論ぜられるのも決して偶然ではない。東京の市區改正を叫ぶ第一の標語として、直に大東京の美觀を保たんと欲するではないか。曾て或者

は東京の美觀を保たんが爲めに、日本橋々上の欄干擬寶珠を黄金にすべきことを叫んだこともあつた。是等物質的の美觀を以て兒戯に類するものと蔑視するは、歴史を無視するもの、言である。今日我が國建築美術の精華として残つてゐるものは、孰れもその時代の美術の粹をあつめたもので、實に當代の隆昌をしのぶもの、第一と目せられて居るではないか。

(註) 也有全集小革籠、「五重の天守雲に聳へ、金の鯨日に輝て、朝鮮人さへ馬をとどめ、日本一よか〜とゆびさして通りたる事、嘘でない、本國の繁昌、枇杷鳥橋より宮(熱田)まで三里の間、市町軒をつらね、行程三箇の津に續きたる大都會、外にあらばいふて見給へ、都といへど、海なくして生た魚は見馴ず、江戸は水あしくして洒造らず、夫等をひとつに兼たる自由、尤外より取集めて京も江戸も事は缺ねども、直に其地に産するは風味格別にて、色をも香をも知る人はしるべし。」

都市の運命がその國の運命に如何に重大な關係あるかは、過ぐる歐洲大戰の經過に鑑みて之を知ることが出来る。(註)佛蘭西は戦争の初期に當り殆んど連戦連敗で、巴里政府のポルドー移轉となり、巴里の運命すら一時は疑はれたほどであつたが、幸にして國運を左右するには至らなかつた。特に戦争第四年に彼のカイヨウ、マルビエー等の平和運動起り、全國に互つて一時軟風頻に吹き荒み、戦線に於いて銃を棄て、任地を去らんとするの兵卒を生ずるに至つたが、堅實なる巴里が覺醒運動の中心となつて、遂にこの危機を救うた。英吉利に於いても、戦争第三年に愛蘭に獨逸の陰謀に依るケース

メントの謀叛あり、又宗教家の反抗的煽動等があつたが爲めに、政府は數萬の守備兵を派遣して萬一に備ふる程であつたが、戦争の進行には大なる支障とならなかつた。伊太利に於いても、戦争四年に北伊工業の中心地たるトリノに暴動起り、戦線の一部には敵國境地利の兵士との間に相互不侵を約するに至つた。是年十月獨軍の大勝はこの間隙に乗じたものであつて、伊國は不幸にして北伊の一半を敵の馬蹄の蹂躪に委してしまつたが、首都羅馬の奮闘心は克く全國の士氣を鼓舞して、最後の勝利に向はしめた。翻つて之を獨逸に見るに、そのキール軍港に起つた暴動は、幾何もなく首府伯林に波及するに及んで、世界を震撼せしめた獨逸帝國も、戦争には勝ちながら自滅の悲境に陥らねばならなかつた。聯合軍の一國であつた露西亞は、自國に起つた革命の爲に遂にロマノフ家の帝國は潰滅した。レーニンの第二次革命は露都一夜の暴動を以て成就せられたではないか。是等の例は如何に一國首都の運命の國運に影響する所あるかを深酷に示すものである。一國文明の中心勢力であつて、従つて全國人心の歸趣をトすべき首都人心の歸趣の輕視すべからざる事を、的確に明證するものではなからうか。武家時代に於て、軍令其他の令に嚴重に火災若しくは暴動等の事に就て令する所あつたのは、軍規の嚴肅を期すると共に、不慮の一失が人心に與へる衝動の大なるものあるに鑑みたからである。

(註) 河野恒吉氏、「大戰の教訓と帝都の自治政」(東京朝日新聞大正十一年六月十七日)

第六章 文化史の對象としての制度の變遷

第一節 臨時の奉行より常置の奉行へ

國史上安土桃山時代と稱して一時期を劃し、足利氏の室町時代と徳川氏の江戸時代とを結び附ける慣例にはなつては居るが、假に信長の足利義昭を奉じて上洛した永祿十一年から、元和元年豊臣氏の滅亡までとしても、その間僅に五十二年の短時期で、この小編に於いて取扱ふ寛永年間を便宜上この時代に入れても七十年ばかりに過ぎぬ上に、信長の一生は何というても歴史上の未成品であつて見れば、劃立した法制上の組織が未だ十分に成立するの暇がなかつたのである。又秀吉の桃山時代に於いても、今日普通に美術工藝上の時代を取扱ふ如く、社會の總べての出來事に就いて時代の特色を見出すことは、やゝ困難とせざるを得ない。既に上來述べ來つたところに於いても了解せられる如く、この時代の國民生活の基調は、戰國時代の氣圍氣外に出づること能はずして、而かもそれがやがて來るべき江戸時代の先蹤を爲すに過ぎないものである。要するにこの時代は政治上の過渡期であつて、新井白石が秀吉を以て平清盛に擬して居るのは、兩者の間に著しく類似點を發見するからのことであ

る。併しながら、之は獨り秀吉のみではない。その時代から云へば、短かき平家の時代は、藤原氏の政治より一轉して、源頼朝の武家政治に入るの過渡期で、而かもその政治が一種の變態的武家政治であつた如く、信長、秀吉共に征夷將軍として純然たる武家政治を執つたものではないが、文官として一種の武家政治家であつたことは争はれぬ。

斯る時代に於いて、特に信長の如く不幸中道にしに墮れた人物の常として未だ劃然たる立法、行政の完備せる組織をなすに至らなかつたのは、何の不審もない。何となれば、彼は東征西伐維れ日も足らぬ有様であつたから、例へば禁中の修理に朝山日乘上人を奉行とし、村井貞勝を其副とした如く、臨時に必要な應じて、一人若しくは數人の奉行を任じて共事務を取扱はしめ、また自ら命令をも發してゐる。即ち信長の言行そのものが、一種の法律規則である如き場合が少くない。これその舊慣を破壊し、因襲を打破して、新儀の政治舞臺を組織せんとするに當つては、蓋し止むを得ぬ現象で、斯くて統一の業の漸次進むに連れて、この偉人の一言一行が先蹤をなして、あの場合、この場合として、法律となり、規則となり、斯くて再び舊例古格偏重主義に陥り、因襲に囚はれるの弊を生ずるに至るのである。

この時代に於ける皇室中心主義、即ち換言すれば尊王主義は、獨り之を信長、秀吉等にのみ見出す

ことではなく、多くの群雄も殆んど一樣にこの志を懐かぬものはなかつたのである。信長が上洛後第一に著手したのは、義昭を將軍に推戴するのは勿論であるが、皇室の式微を御救ひ申すこと、京都市井の處理であつた。而かもこれ等の處置にあつて信長の任命した奉行は、たゞその人物の手腕、行政上の熟達とを考へて、殆んど臨時に任じたに過ぎなかつたものが、京都の秩序が回復するに従つて、常任の如き職となつた。信長が初め禁中の修理に朝山日乗を奉行とし、村井貞勝をその副としたのは、即ち臨時に命じたもので、その後天正元年七月に、貞勝を以て京都所司代の事務を執らしめたのは、その世故に慣れ、事務に練達したからである。（註一）日乗上人はもと出雲の名族で、その祖先は京都三條京極の箒屋の勤仕を奉じたといふやうなこともあるから、朝山氏と京都との因縁聯絡は早くからあつたものと見ねばならぬ。彼れが禁中御修理の營みを勤めよといふ夢想によつて、重代の知行も譜代相傳の家人をも打棄て、佗しき體にて上京し、近衛前久（龍山）の口添で、後奈良天皇より上人號をも授けられ、山科言繼などと聯絡を取つて、禁裡の修造に力を盡したのであつた。彼れが山陰の草莽の處士から、翻然として京都に宮仕へをしたのは、固より容易の業ではなかつたらうが、こゝにも當代に於ける勤王思想の發露を見遁す譯には往かぬ。信長が今斯る人を以て禁中修理奉行の一員と爲したことは、大に意味あるものと言はざるを得ない。秀吉が相ついで前田玄以、淺野長政を

して同一事務に當らしめたのも、また同様の意味から來たことを注意せねばならぬ。玄以は織田信忠に仕へて、（註二）時めきたる才の所有者であり、且つ秀吉の天正十六年四月に、後陽成天皇の行幸を聚樂第に仰いだ折は、秀吉豫め玄以に命じて諸家の記録を調査し、或は故實の識者に質して研究せしめたといふから、幾分朝廷の典故にも通じたことは疑ひなからう。以て奉行任命の心やりのあることを察すべきである。

（註一）文學博士三浦周行氏の「朝山日乗と其時代」（藝文第六年）及び歴史と人物、

（註二）前庵太閤記卷七、五奉行之事、並に卷十一、行幸の條、

然るに秀吉の天下蕩平の業や、その緒に就くに及んで、天正十三年を以て、淺野長政、石田三成、増田長政、長束正家、前田玄以を以て五奉行に任命し、立法、司法、行政、財政等の重要事務に當らしめた。是に於いて、是等の奉行は臨時の性質から進んで常置の職となつた。而してこれ等の奉行は如何なる職掌を分擔したかといふに、（註）淺野長政は秀吉と同じく尾張の出身であつて、その夫人と秀吉の夫人たる北政所とは最も親しい關係にあつたから、常に秀吉の帷幕に參して樞機に與つた。増田長盛及び石田三成は秀吉の北江州入部以來これに従つて勞を盡した人々で、長盛は損益に明にして剛直を以て聞え、三成は容姿端正才氣の敏捷を以て秀吉に愛せられたものである、長束正家は初め丹

羽長秀に任へ、裁決流るゝが如く、兼ねて算勘に明にして些の澁滞をも見なかつたと稱せられてゐる。なほその分擔事務については、大凡次の如きものである。

- 一 德善院僧正は、所司代として、洛中洛外之出入、神社佛閣之義に至るまで、一人として裁判可_レ申事
- 一 長束は、知行方其外萬算用等の義、己之任として裁許可_レ仕之事、
- 一 三人は萬端可_レ然様に執行ひ、諸人不_レ痛様に令_三分別_二尤候、大なる事相滞るにおゐては、五人として令_三相談_二、其宜に付て極可_レ申、大體定りたる事をば、一人二人してもすまし可_レ申候事、
- 一 國々之取沙汰萬ツ出納之義、早速埒明候様に、油斷有間數事、
- 一 訴之義に付ては、心を虚にし聞届可_レ申候、富威兼備りたる者と、才勇不足にして、殊に貧者の公事は、不_レ盡_三淵底_二聞迷有て不_レ思も汚名可_レ立之事、

（註） 太閤記卷七、五奉行之事、

斯くて各々その才に従つて事務を分擔せしめたが、大事に關しては五人の合議制によらしめた。而して天下庶政に關與する者の心得として、私欲私心を去り、利を貪り、遊興を縱にして、女色にふけることを戒めた。今この五氏について、その立身出世の如何を顧みるに、淺野長政は戦線馳驅の功績固より尠くないが、他の四氏は戰場に立つの闘將と言はんよりは、寧ろ帷幕に機略をめぐらすの將と

いふを適當なりとするものである。文治派と武勳派との不和は、獨り當代に於いてのみ見るべきものではないが、この内淺野長政が他の武弁の士と共に闘將の一人として、功を豊臣氏に樹てたのを除外例として、秀吉の薨去後間もなくこの兩派の間に争隙が開かれて、加藤清正、福島正則、細川忠興、淺野幸長（長政の子）、黒田長政、池田輝政、加藤嘉明等所謂百戰百勝の將は相結束して三成を誅戮せんとした事さへ起つたのである。

第二節 奉行任命の考課

これ等五奉行は、その門地闊闊、共に當時千兵萬馬の間を馳驅した諸大名に比すれば到底及びもつかなかつた。故にこれ等の人々に豊臣氏の立法、司法、行政、財政等の中樞機關を預らしむる事は、秀吉の存在中は何事もなきを得たけれども、その薨去後幼冲なる秀頼の時に至つては、如何なる異變あらんもはかり難きものがある。是に於いて秀吉は、晩年養子秀次を廢して秀頼に後事を譲らんとするに臨み、その將來を慮つて徳川家康、宇喜田秀家、毛利輝元、前田利家、小早川隆景の五人を以て政治上の最高顧問機關たる五大老（大年寄とも稱す）となした（慶長二年隆景の薨するに及んで、上杉景勝をこれに代へた）。而かも秀吉はなほこの外、萬全の策として慶長三年生駒親正、中村一氏、

堀尾吉晴の三人を中老（小年寄とも稱す）として、五奉行の上に置き、政務に参畫させたが、これは五大老と五奉行の間に中間機關として、萬一兩者の間に衝突を來した場合に、調停の勞を執らしむべく、所謂緩衝地帯としたものである。これ等の機關は、いづれも戰國時代に於ける諸大名の職制のやや進んだものに過ぎないので、その分轄職掌の如きも固より漠然たるものであつた。それは足利幕府の季世、諸國の守護が一種の奉行として宿老、家老、中老、若家老等を置いて庶政に當らしめたことに思ひ當るであらう。

これ等の施政機關は、戰國時代から既にあつたところであるが、秀吉が之を設くるには相當の考慮を費やしたに相違ない。特に五大老、中老の如きは、彼れが百年の後を慮つたものであつたが、果してこの配慮は杞憂ではなかつた。政略結婚の行はるゝ時代に於いて、諸大名相互間の結婚は特に重要視せられるものであるが、秀吉はこの結婚について（註）總べて秀吉の許可を得たる上にて、縁組せしめたことであつたが、この縁組といふことは、即ち二家の勢力の結合であるから、當時優勝劣敗の世に於いては、場合によつてはこの縁組の成立によつて、誠に由々しき結果を來すことなしとも限らなかつた。それ故大名の縁組に關しては、決して之を自由に放任することを得なかつた。秀吉が特にこの點に重きを置いたのは、洵に故あることであつた。然るに秀吉の薨するや、幾何もなく、家康は

素知らぬ顔をして、伊達政宗、福島正則、蜂須賀家政等と婚を約し（政宗の女を家康の子忠輝に、松平康成の女を養つて正則の子正之に、小笠原秀政の女、即ち家康の外曾孫を家政の子至鎮に配せんとす）、大阪方と家康方との間に葛藤を生じた。之れ抑も關ヶ原役の起る遠因である。この問題に關して注意を要すべきことは、如何に誓紙といひ、法律規則と云ひ、權力の前には何等の效をも奏せぬ事である。けだし秀吉薨後の天下は、曾て秀吉と雌雄を争うて容易に屈しなかつた家康に歸すべきは、殆ど周知のことであつた。秀吉もこの形勢を知つたればこそ、その死に臨み、家康竝に利家に後事を託したのであつた。而してまたこの兩人も、秀頼に對し太閤同前決して疎略に存せざること、竝に豊臣氏の諸法度の儀は彌々相背くべからずと誓書を交換したことであつた。而かもこの堅き誓書は秀吉の薨去後一杯の土未だ乾かざるに、早くも家康によつて反古になされたのである。普佛戰爭の際に、普軍の發する砲丸がやゝもすれば國際法の制規を破つて、撃つべからざる處を砲撃したるによつて、佛軍の抗議に接するや、ピスマークは「彈丸には眼がない」の一言を以て之に酬いたといふことであるが、畢竟權力の前には法規の威權も實は甚だ怪しいものである。今家康は自らこれを體驗したる以上、その天下を掌握するに及んで大に鑑みるところあつたことは、申すまでもない。

（註）豊太閤大阪城中壁書、

今日の道徳觀念を以つて論ずるならば、凡そ結婚といふものは、男女兩者の戀愛觀念に基かなければならないことは言ふまでもないところであるが、我が國史上に現はれてゐる結婚の多くは、政略の意味を含まざるものはない位である。王朝時代に於ける藤原氏の繁昌したのも、實にその爲めであつた。家康は早くから婚姻については、苦い經驗を嘗めた。即ちその初年時代、駿河の今川氏に預けられたところに、今川氏の一族なる關口氏と結婚をした。その夫人の歿後、豊太閤の妹なる朝日姫即ち南明院夫人と結婚をした。この兩者はいづれも政略結婚に出たのであつたが、就中朝日姫はもと尾張の人佐治日向守に嫁してあつたのを、小牧・長久手役を経て秀吉と家康との講和成立後、秀吉の政略上、佐治某に説いて離別せしめ、改めて家康に嫁せしめたもので、殆んど極端な結婚政策である。斯る策略に出づる結婚が、やがて平和を紊るの禍根を包藏するの虞あればこそ、秀吉も諸大名間の私婚を禁じたのであつた。然るに家康自ら之を破棄して、遂に成功の端を開いたのである。この辛き經驗を嘗め來つた家康が、やがて武家法度を制して、結婚に關する法制を立て、諸大名の勝手に婚姻を通ずることを禁止したのは、俗にいふ蟲のよい話ではあるが、徳川氏の天下を維持せんが爲めには止むを得なかつたであらう。それにしては、家康自ら有力なる諸大名を立法、司法の諸府に置くは、極めて不安であることを感じたに相違ない。

豊臣氏の五大老は、その字の示す如く眞に大老である。その客將たる家康は、領土の大に加ふるにその人望に於いても秀吉すら憚るところであつた。前田利家は秀吉と郷國を同じうして居るものゝ會ては舊同僚であつたのみならず、(註)秀吉はその媒介に依て杉原氏を夫人として迎へたと稱せられて居る。秀家にせよ、景勝にせよ、家子郎黨たる譜代大名でないのみならず、大名中の大名として勢力の赫灼たるものがあつた。これ等屈指の大名が國家政治の最高顧問にあるからには、よく之を制御し得る人のあらざる場合、その何者か異心を挟むに及んでは、到底之を屈服せしむることが出来なわけである。而して今實に家康はその異端者として暴威を振ひ、美事に成功したものである。家康たるもの多年の宿志を果して、天下を統一したる曉、心を平かにしてその前途を考慮したならば、之に鑑みざるを得ないではないか。

(註) 太閤記

徳川氏の幕府に於いてもつとも重職とすべきは、老中及び若年寄である。老中はもと年寄と稱し、政務を統轄する職で、關ヶ原役後、三河以來譜代の家臣がその事を行ひ來つたものである。即ち初め酒井正親、本多正信、大久保忠隣等が年寄であつて、秀忠の時には酒井忠世、土井利勝、本多正純、(正信の子)等がその職にあつた。家光の時には初め土井利勝、酒井正勝がこれに任じてあつたが、

寛永十二年に松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛をこの職に進め、利勝、忠勝と相竝んで事を執らしめた。又この時土井利隆（利勝の子）、竝に酒井忠朝（忠勝の子）、をして年寄の職務を見習はしめたのが、若年寄の初めで、その後ち老中と共に庶務を議し、主として旗本の諸士を統轄するのがその役であつた。大老は固より老中の上に立つて、最も重大なる政務に當るの職であるが、これは常置の職ではなかつた。次に寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三奉行がある。寺社奉行は全国の寺社、神官、僧侶を管し、且つその訴訟を裁判するし、町奉行は江戸市中の町人及びその訴訟を裁判し、勘定奉行は諸國の代官を統領して、幕府の財政を掌り、兼ねて關東八州の人民の訴訟を司るものである。

その他の諸司については之を省略するが、こゝに何人も看過する能はざることは、これ等重要の職に就く人々の知行高の意外に少なかつたことである。本多正信は當時關東隨一の智者で、家康の覇業もその一半は彼の權謀に負はねばならねとせられ、島津家久の如きも、（註一）「何事も佐州一人にて、御前の儀は相濟中と見得候」と稱した程であるが、僅に二萬二千石の小祿で終つた。本多忠勝、榊原康政等は、井伊直孝と相竝で功績拔群とせられた人々であるが、孰れも十萬石内外に過ぎなかつた。井伊直孝が彦根の地二十五萬石に封ぜられたのは、實に異數の拔擢とせられたところであつた。總じて譜代の諸大名は外様のそれに比して比較的微祿であつたが、その微祿の譜代大名を以て幕府重

要の有司に當てたのは、家康の大に意のあるところとせざるを得ない。彼の三奉行の中、寺社奉行を除く二奉行は、いづれも萬石以下旗本の士を以て之に補した程である。さりながら、斯くて有力なる諸大名をして政權と兵權とを併せ有せしめず、上は大老より下は地方の遠國奉行に至るまで、それぞれ聯絡統制ある組織の下に、一絲紊れざる條規を制したところに、よく二百五十年間の泰平を維持するを得たのである。

（註）薩藩舊記、慶長十五年九月十一日、島津義弘宛家久書狀、

固より徳川氏が天下を平定して、克く泰平を保ち得た理由は、織田豊臣二氏の遺業をそのまま繼承して、比較的容易に之を掌中に收め得たに依るは勿論であるが、更に之を廣く社會の傾向、人心の歸趨より觀察するに、甚だ面白き現象の存することを認めざるを得ない。その第一は、當時信長、秀吉の時、即ち元龜、天正の頃に戰場に往來した雄將も、慶長、元和の交に至つては、多くは老來太平を樂んで、また當年の霸氣の見るべきものなくなつたことを認めざるを得ない。慶長五年關ヶ原役當年に於ける、（註一）これ等諸將の年齢を調査するに、（次節不同）

毛利 秀 元 二十二

小早川 秀 秋 二十四

島 津 惟 新 六十六

島 津 豊 久 三十

日本文化史 (安土桃山時代)

宇喜田秀家	二十九	大谷吉繼	三十八
上杉景勝	四十六	毛利輝元	四十八
直江兼續	四十	石田三成	四十一
増田長盛	五十六	眞田昌幸	五十七
眞田幸村	三十一	眞田信幸	三十五
立花宗茂	三十二	淺野幸長	二十五
池田輝政	三十七	京極高次	三十八
伊達政宗	三十四	木下勝俊	三十一
細川忠興	三十七	加藤嘉明	三十八
前田利長	三十九	加藤清正	四十
福島正則	四十	蜂須賀家政	四十一
藤堂高虎	四十五	山内一豊	五十五
最上義光	五十五	九鬼嘉隆	五十九
鍋島直茂	六十五		

(小西行長、長束正家、前田玄以、長曾我部盛親、安國寺惠瓊、大野治長等の年齢は詳かならず) これ等は孰れも豊臣氏恩顧の臣か、然らざるも徳川氏に取つては外様大名たる者であるが、その多くが孰れも覇氣に富む壯年の士たることを知るのである。然るにこれが十四五年後の大坂陣の頃に至れば、中には鬼籍に入つた人もあるが、多くは五十年乃至それ以上に達するの老境となるが故に、既に年齢の上から見ても、意氣の銷沈といふことは争ふべからざるところである。伊達政宗の作として有名な次の(註二)二首の詩は、彼れが何歳の時の詠であるか今之を詳にせざるを憾みとするのみならず、(註三)或は果して自作の詩であるか否かの疑すらあるものであるが、私はこれを比較對照して這般の消息を解する上に於いて、無限の興味なき能はざるものである。

欲征南蠻時作此詩一

邪法迷邦唱不終、欲征蠻國未成功、
圖南鵬翼何時奮、久待扶搖萬里風、
醉解口號

四十年前少壯時、功名聊復自私期、
老來不識干戈事、只把春風桃李扈、

(註一) 日本戰史關ヶ原役に據る、

(註二) 貞山公詩鈔、

（註三） 徳川家康の海外交通（海外交通史話所收）

右に述べたるところは、之を國民の上より見れば、僅かにその一小部分に過ぎざる數十の大名にとどまるけれども、又第二の理由として、國民全體の氣分の前代と甚だ異なるものあるを看過するわけには往かぬ。而してこれは既に述べたる如く、私は實に豊公の刀狩の結果に因るもの多しと思ふものである。戰國の世人心やゝもすれば兇暴に流れ、然らざるも人々自衛の必要上、帶刀せざるを得なかつた。而してこれやがて、人心益々事を好むの傾向を助長せしめる原因となつたのであるが、豊公の一令、名を大佛鑄造に藉り、國民の信仰を奇貨として盡く百姓の武器を沒收し、以て古來武器濫用の弊害を矯め、將來の治安を保持せんことを策し、よくその效を奏することを得たのである。而かもその效果は寧ろ徳川氏の時代に至つて、特に顯著なるものあるを思ふのである。何となれば、斯くして農商の徒、暴戾の風何時しか消滅し、平和を愛してよく上に従順なるを得たからである。（註）彼の百姓が納税の義務を感じて、水籠木馬等の苛責を受けるに及ばずして、秋納を怠らなくなつたといふは、即ちこの好適例と稱すべきである。これ等の義務觀念の發生を見るにつけても、文化の進みの決して鮮少なからざることを知るのである。

（註） 落穂集追加、

第三節 五人組の制と浪人問題

五人組の制が民政上の一大關鍵であつたことは、同一地域なる數個の團體が常に協和して、農業その他の業務に従事すると共に、團體員の行爲についても、互にその責任を負担し、社會組織の基礎となり、又法律制度の源流となることによつても徴することが出来る。

五人組の制度の古きことは（註一）上代既に伍々の制の儼存せる事實を認めるといふことによつてもわかる。その沿革については本書の目的とするところでないから、今之を省略に附するが、次節に於いて述べる如く、（註二）永祿十二年、織田信長は京都に於いて選錢令を追加し、之を犯せる者あらばその一町丈にて處分すべく、若し力足らずば組町中にて處分すべき事を令したのは、その連帶責任をその組町中に負はせたものたる事がわかる。（註三）長曾我部元親も、殺人犯等の重罪に對しては、事件の起れる地下は勿論、近隣迄も速に出でて之を捕へ、場合に依つては之を殺すべく、若し取逃せば在所を擧げてその罪に處すべしと規定してある。其他道路等についても、（註四）信長は天正二年十月、令して管内の道幅を三間に定め、沿道の町村に課して修築せしめたが、若し期日に至り竣工せざる場合は隣郷これに助力し、兩郷間の橋梁は一郷は木材を、一郷は人足を提供して互に分擔せしめ

た。斯ういふ例は色々の場合に散見するのであるが、その戸数は必ずしも五戸を限つたわけではなく、隣三間又は向一軒兩隣などといふ習慣上、徳川氏の世に至り、向三軒兩隣といふ通用語を生ずるに至つたまで、あらう。

（註一）本節は文學博士三浦周行氏の「五人組制度の起原」に負ふところ多し、

（註二）上京文書、

（註三）長曾我部元親百箇條、

（註四）信長公記、兼見卿記、

五人組の制度の徳川氏の治世に至つて大成したのは勿論であるが、その規定を見たのは秀吉の時である。秀吉の刀狩のことは既に記した如くであるが、彼は尋で、これ等の武器を隠匿するものあらば本人の處置は勿論、一郷を擧げて同罪たるべきを令した。蓋し諸國蕩平に歸すると共に、社會の秩序を保ち、治安を維持するの必要益と適切となり、従て最早戰國時代の如き民兵を要せざるは勿論、百姓の兵器を帶する如きは、平和攪亂の害とこそなれ、何等の利益をも齎すものでないとせられたからである。されば、一方（註一）武士及びその従者の主人の許を得ずして出亡せるものを召抱ふることを禁じ、その新に百姓町人となれるものあらば、地下人これを相改めて退去せしむべく、若し隠匿するに於いては、その一町一在所に成敗を加ふべしと令すると同時に、他方又百姓等の田畠を捨て、商

業、賃仕事（日雇）に従事するものある時は、齊しく地下中に制裁を加ふることとし、又武家奉公をもなさず、田畠をも作らざる浮浪の徒を在所に置くを禁じ、町人百姓のこれを隠し置くものあらば、その一町一郷を處罰することを令し、（註二）若しくは百姓町人に對して非分を言ひかける者あるに於いては、一錢切の罰に處し、之を隠匿する百姓町人に對しても處罰を加ふることを令し、（註三）若しくは何たる理由に拘らず、他村より失踪し來れる百姓を抱へ置ける宿主は勿論、地下中も亦罪を免れずとして、他村よりの失踪者を抱へることを禁じたる如きは、百姓町人の土著を獎勵し、各その業に安んじて利殖を圖らしめんとするの保護に出でたと共に、所謂浪人に對する處置とも見るべきものである。

（註一）小早川什書、卷七、

（註二）豊公遺文所收、文祿二年正月日定書、

（註三）同上、文祿五年三月朔日石川三成條目、

これ等は何れもその立法の精神に於いて、組合團體の連帶責任を負担せしむるものたることは言ふまでもないが、後の所謂五人組の名目の定まり、團結の範圍の規定せられたのは、果して何時であるかは明かでない。（註一）里見氏に五人組の制あつて「組中ニテ背クモノ警ハ一人アル時ハ、四人異見ヲ加ユベシ、異見ヲ用ヒザル時ハ、組ヲハツシ度由組頭ヘ斷ヘシ、油斷仕惡事出來ノ上ハ役所ヘ引渡

ス間ノ入目金銀等、五人組へ可_レ掛事」とあるは、明らかに五人を以て組合を組織せる事を示すけれども、その年次の明かならざる憾みがある。（註二）慶長五年三月七日、長束正家、前田玄以等豊臣氏の五奉行の名によつて發布せられた條目中に、侍は五人組、下人は十人組とあり、又は「持五人、下々十人より内の者は有次第組たるべき事」と規定したのは、恐らくは明確にわかつて居るもの、初見であらうか。而かもこれ當時戦亂の餘を受けて、辻斬、掏摸、盜賊の所在に跋扈するのを拒かんが爲めの治安機關として、組合を作らしたものであるが、その組合員數は、百姓町人等に對しては民間在來の習慣に考へて、必ずしも五人と定めず、五人七人或は十人組等、各その宜しきに從はしめたものと見える。而してこれまた徳川氏の治下にも實際に行はれたところである。

（註一） 里見九代記、卷二、

（註二） 豊公遺文所收、豊臣家五奉行條目、

五人組制度が民間自治機關として、甚だ簡易適切なる事は言ふまでもない。されば江戸幕府時代に至つて、更に全國に普及して、完全なる發達を遂げたことであるが、この時代に於いて一層この制度の完成と履行とを必要ならしめたものは、實に浪人の取締及び耶蘇教禁止の勵行である。而してこの後浪人の運動が、多く耶蘇教と結び付けて考へられるのは注意すべき現象である。

戦國時代の領主は競うて善士を得、その力によつて富國強兵の術を行ふにあつたから、浪人は寧ろ大に歓迎招致せられたことであつた。然るに天下漸く治平に就くに從うて、事情全く反對に出るは止むを得ない。既に秀吉すら（註）「持小者によらず、其主に暇を不_レ乞罷出輩一切不可_レ拘」として、若し召抱へんとする場合は身元を正し、證人を立てしめたのは、不良の浪人に對する制裁と見るべきである。而かも豊公の治世は天下蕩平に歸したとは言ふもの、幾何もなく朝鮮陣等のあるあつて、武士を要する事比較的多かつたが、元和偃武以後、人々泰平を樂むの時となつては、これ程厄介にして危険なものではなかつた。何となれば、彼等は皆社會の亂脈に乗じてその志を成さんとするもので、寧ろ秩序を破壊し、紊亂せんことを期待してをつたからである。平和の天使にあらずして、革命の寵兒たる浪人が、何時の場合に於ても事勿れ主義で通した幕府に取つて、厄介であつたことは申す迄もない。而かも社會の一切を擧げて固定的であり、安定的であることを唯一の平和維持策とした幕府に於いて、唯一の流動性を有したものは、實にこの浪人と稱する一階級であつた。而かも浪人の強味は、失ふべき何等の地位を有たない點にあつた。地位といひ、財産といひ、名譽といふ、これ等はいづれも人の欲求するもので、この欲求あればこそ、人間活動の源泉ともなるのであるが、一旦之を獲たる以上、その所有がその人を怯懦にすることは洵に止むを得ない。これ等のものが、人をして大膽にし

て自由な行動に出でしむる上に、多少の拘束をあたへるものたることは、恰も妻子眷屬を有するものが、多くの場合自重の方針に出づる如くである。これ等の拘束なき浪人が自然の風雲を望み、若しくは自ら平地に波瀾を起して、革命の機運を促進せんとするの最適任者たることは言ふまでもない。關ヶ原役によつて、大阪役によつて、若しくは幕府の取つた大名整理に伴ふ自然の結果によつて、漸く増加した浪人の過去に於ける花々しい生活に對する追想と、現在の逆境に就いての不平とを包んで居る彼等浪人の反撥性は、單り幕府に取つて厄介者たるのみならず、又實に危険物であつた。何となれば流動せる彼等浪人は天下を家として、朝廷、幕府、大名その他社會の各階級間を自由に流通して、その結合離反の働を興へたからである。關ヶ原役の落伍者が大阪城に入り、若しくはそれ等の落伍者乃至遺棄が島原亂に加はつたことは隠れもない事實である。既に述べた如く、幕府が元和元年七月を以つて令した武家諸法度の中に、新儀を企て徒黨を結ぶことを禁じたのは、固より大名の謀叛を防ぐにあるや勿論であるが、浪人取締の意味の存する事は、上杉景勝擧兵の事實に徴して明かであらう。

（註）小早川什書、卷七。

さりながらこれ等は幕府の威力を以てして、必ずしも惧るゝに足らずとするも、彼等が京都に出でて、往々公家に攀縁し、隱微の間に幕府に不利なる謀を企つることは、事の朝廷に關する丈け、最も

幕府の憂慮したところである。されば幕府は元和九年九月二十三日これが取締について有名な浪人御仕置の法を定め、（註）嚴にその入京寄宿を禁じ、犯せるものは、本人は退去を命じ、家主は闕所に處し、町内の者は過料に科せられる等、飽迄も浪人を窮迫の地に陥れ、彼等をして身を置くの處なからしめんとしたのである。而かも幕府の此憂は、後年に至り果して事實となつて現はれ來たところに、大なる皮肉を感じしめる。

（註）妙心寺文書、金戒光明寺文書、

これ等の浪人は、言はゞ一介の處士として、多少將來の立身出世を豫想せるものであつたから、幾分幕府の政策と相容れないまでも、風俗を害するやうなことは少なかつたが、こゝに少からず市井の風俗を紊した無職無頼の徒、即ち所謂歌舞伎者ガブキモノと稱する遊俠の徒のあつたことを看過してはならぬ。

（註）これ等遊俠の徒は、經濟上、若しくは幕府の政治的壓制に反抗して出でたもの、又は主人を得ずして流浪せるものであるが、必ずしも町人の出に限つたわけでもなかつた。これ等の徒を歌舞伎者と稱したのは、その頃彼のお國歌舞伎が勃興し、その俳優が華美な紛装をしたのに眞似たところに淵源するものである。彼等が長刀を帶し、異様な風彩をなし、賭博を事とし、芝居遊里に出入し、幕府の事勿れ主義に嘲笑の態度を取つたのは、極端に町人を蔑視した武士階級に反抗して、弱きを助けると

云ふ一種の義侠的行爲に加ふるに、衣服の如き細末な事にまで及んだ幕府の干渉に反抗するの氣味もあつたのである。

(註) 法制を中心とする江戸時代史論、

當時の江戸の發展は非常なもので、人口の集中それ自身以外、幕府の政策上より出でた諸大名の邸宅を江戸に置く事、竝に參觀交替に伴ふ武士の來往等による人口の増加は、忽ちにして江戸を大都會たらしめ、江戸を呼ぶに(註一) 都を以てするに至らしめた。されば江戸の地域は急ち狭小を告げたから、(註二) 慶長八年諸國の大名をして、神田山を崩して、南方の海面三十町四方を埋めて、市街を修治し、運漕の水路を開鑿せしめ、又初めて日本橋を架し、日本國民の全力を盡して架せる橋なればとて之を日本橋と命じ、元和四年に至つて再興したが、何様大江戸の中央にあることゝて、往き來の人々絶間なく、諸人群を爲すの有様であつた。既に述べた如く慶長六年初めて瓦葺の家に驚いた江戸は、十二三年後の慶長末には(註三) 二階三階のち葺、瓦葺に變つて、市街も一しほの美觀を添へた。(註四) 従來關東の海士は大魚を捕ふることを知らなかつたから、江戸の海は魚類棲息の樂天地であつたのに、利に敏い西國の海士來つて地獄網を作り、魚貝を盡すばかりにとつたといふは、夫れ丈け市民需要の増加を示すものである。江戸の地が元來隅田川の沖積層より成れる處とて、飲用水に乏

しかつたので、(註五) 家康入部の天正十八年、大久保藤五郎と云ふもの、家康の旨を受けて、水道を引いて頗る好果を得た。この水路は頗る明瞭でないが、恐らく神田上水であらうと言はれる。斯くて江戸の繁昌につれて、衣服は年を逐うて華美に流れ、(註六) 弓は袋に太刀は箱に收められて、領納の知行は皆衣裳にかへ盡され、絹裏附の袴が愛用せられ、無盡流行して人々利をこれ趁ふに至つた。堅氣の人が愚老若き時と何事につけても昔がたりの種子となるは、何時の世にも同じことではあるが、戰國の時代を経て來た老武士が目前にこの有様を見ては、さすがに苦言なきを得なかつたであらう。斯くて三河武士の心も和らぎ、(註七) 花賣盜人を捕へて之を赦した話や、花折る咎に繩をかけられて危く死罪になるところを、歌を詠んだ風流にめで、特赦した話に、春風人心に薰じて、花の下に長刀を難する氣あひのない心地がする、果然(註八) 江戸大橋に毎日刀市の立つは、刀は箱に弓は袋に藏められたしるしであらう。斯くて既に流行しかつた歌舞伎師は、(註九) お國が慶長十二年二月江戸に於いて初めて歌舞伎師を演じ、諸人群參堵の如くであつたと、時人は驚きの眼を以て評してゐる。

(註一、二、三、四、六、七、八) 見聞集、

(註五) 見聞集、天正日記、

(註九) 當代記、創業記、

斯ういふ時代に於いて、湯女風呂の繁昌することに不思議はない。(註一) 會津黒川のやうな邊陲の

地にも、天正の末にはその設けがあつた。江戸に於いては、(註二)天正十九年、伊勢興市といふもの
錢瓶橋の邊にせんと風呂を立てたところが、人々珍らしいものにして非常に盛であつた。慶長の末
には町毎に風呂があつて、各多くの湯女と稱する艶女を抱えおき、垢をかき髪をそぐのみならず、
果ては一種の魔窟のやうになつた。江戸吉原に傾城町の建てられたのも恰もこの頃で、(註三)慶長十
七年の頃庄司甚右衛門といふ者傾城町の設置を願ひ、超えて元和三年葺屋町下にて遊廓を開いたのが
その起原とせられて居る。尤も京都の遊廓のこれより早いのは勿論である。遊俠の徒がこれ等の巷に
出入し、黨を組んで騷擾をなすに至つたのは、自然の勢である。(註四)慶長十七年六月、大番組頭芝
山正次故あつてその家僕の一人を誅したところが、その同類たる歌舞伎者の連中大島逸平、大風嵐之
助等力を合せ、正次を殺して逐電したによつて、幕府之を捕へ、且つ法を嚴にして鞠訊したことがあ
つた、(註五)同十四年京都で捕へられた蒨組、皮袴組と號する無頼の徒も此類のものであつたであら
う。道徳上の取締のいよ／＼嚴なるは、即ちそれ丈け風俗の頹廢の彌々深きものあるを思ふと共に、
社會の文化の進みを想はざるを得ない。

(註一) 蘆名家記、卷二、

(註二) 見聞集、落穂集、

(註三) 洞房語園、北里見聞録、

(註四) 駿府政事録、當代記、

(註五) 台徳院實紀卷十、

第四節 通貨政策

通貨政策が一國經濟問題に關するところの大なることは、今更申すまでもないところで、貨幣論の
今日尙益に論議せられる所以、並に今日歐洲大戰後我が國の物價問題について、屢々論評せられる所
以も、實にその一半はこれに因るものと言はねばならぬ。固より概して通貨の流用少なく、貢租の如
きも米穀の類を以てした當時に於ける事情を、今日の鋭敏なる經濟界の事情を以て論ずることは、或
はその當を失するかも知れぬが、信長、秀吉等が行つた通貨政策が、當時の國民經濟上に、少くとも
便宜を與へたこと丈は、何としても争はれぬところである。

戰國時代の通貨の状態を検するに、當時専ら行はれたるものは、支那の明錢であつた。元來鎌倉時
代にも、宋錢多く輸入せられて流通したのであるが、足利時代には明の永樂錢が主として流通した。
後醍醐天皇の時、乾坤通寶及楮幣發行の擧あつたと稱するけれども、果して實行せられたか否かは、
今日尙ほ疑問に屬するところである。これ等の支那輸入錢をば一般に渡唐錢と稱して用ゐられたが、

國法のみだれた足利時代には、これ等の渡唐錢に模して、民間に於いて盛に私錢を鑄造するものも多
く、而かもこれ等の私錢は少數の或ものを除き、概してその品位劣悪であつた。且つその使用の際、
缺損焼損を來たしたもの、即ち所謂惡錢の種類も極めて多かつたから、實際上の取引に臨んで、常に
その選擇の煩ひなきを得なかつたのみならず、動もすれば爭論を生じて、圓滑なる流用を望まれぬ有
様であつたから、自然その煩雜を避けて、米の如き物々交換が行はれるやうになるのであつた。

斯くて善良なる通貨を擇び、粗惡なるものを嫌惡するは人情の自然である故に、こゝに取引上にも
争ひが起るので、(註一) 信長は永祿十二年三月一日を以て、選錢令を出し、選擇すべき錢の種類と、
その相場とを指定して、例へば燒錢ならば一倍、大かけ錢、破れ錢ならば五倍を以て使用するといふ
風に定め、年貢や商取引には米を斥け、時の相場に従つて錢を用ひしめ、惡錢を賣買すること等を禁
じた。(註二) 尙その追加として、同年三月十六日を以て令したるものに據れば、金銀及び錢の相場を
ば、金は拾兩で拾五貫文、銀は拾兩で二貫文と定め、取引には金銀に限ることとし、若し金銀なき時
は規定の善錢たるべきこととし、違犯者は總町一味同心と見做し、告發者に對しては、褒美として
五百疋を與へる規定にした。これ等の法令も如何程までに勵行せられたかは明かでないが、その統一
をはかつた功績は之を没するわけに往かぬ。これは信長が足利義昭を奉じて上洛した翌年早々のこと

であるから、その早くより通貨政策——經濟問題に著眼してゐたことを證するもので、吾々はこゝに
も信長の非凡の人物であつたことを見通すわけには往かぬ。

(註一) 攝津四天王寺文書、

(註二) 京都上京文書、

こゝに聊か辯じておかねばならぬことは、選錢の字義について、之を經濟學上有名なグレンシャム法
則と同一視することである。而してその例として引くところは、彼の續日本紀和銅七年九月の選錢令
を以て初見とするものとして、足利時代並に信長の選錢令等について論及することであるが、これ等
の選錢令が、果してグレンシャム法則と同じ經濟上の現象として取扱はるべきものであるか否かを研究
せねばならぬ。

經濟學者の説に従へば、(註)グレンシャムの法則とは、良惡の貨幣並び行はるゝ時は、良貨は惡貨を
驅逐せずして、惡貨却て良貨を驅逐するを云ひ、實質價值を異にする貨幣が、同時に同一の價值を以
て流通するに當り、其貨幣の流通に關する現象を説明する貨幣學上の一原則をいふのである。但し、
之には次の如き條件が伴はねばならぬ、即ち同一の材料より成れる貨幣は勿論、異なる材料より成れ
る貨幣にあつても、苟も貨幣として使用せられるものゝ實質價值を異にして、而かも同一の交換價值

を有する上に、良悪の貨幣が社會の必要とする貨幣の量よりも多き時でなければならぬ、若し良悪の貨幣並び行はれて居ても、經濟社會の必要とする貨幣の量よりも少い時は、自然貨幣の交換價值が高まるから、之を鑄つて居るよりも、貨幣として使用する方遙に利益多きを以て、良貨の輸出又は熔解せられる等の虞なく、従つてグレシヤム法則は行はれないといふのである。總じて一般社會の公衆は、貨幣と貨幣との間に多少の品位量目の差がある爲に、其實質價值が多少異なるものあつても深く之に注意せず、唯他人から受取つたものを再び世に支拂ふことが出来れば、それで満足するか、何等の問題も起らないのであるが、少數の兩替商、金銀賣買商、銀行家、又は金鍛冶等に從事するものは、平素金銀を取扱ひ居るところから、おのづから貨幣の鑑別に習熟し、貨幣間に僅少の差あるも、尙よく之を知つて、その差より生ずる利益を收めんが爲めに、悪貨を市場に出し、良貨は之を鑄潰して地金となすか、又は他に輸出するのである。然るに若し貨幣の流通量が經濟上必要とする貨幣の量よりも少なければ、貨幣の交換價值は高まるから、之を地金とするよりも、そのまゝ貨幣として使用する法が利益であるので、この場合は良悪の貨幣並び行はれても、この法則は行はれないのであると説くのである。

（註）經濟大辭書、グレシヤム法則（服部文四郎氏執筆）

我が國の歴史に見ゆる選錢といふことは、果してこのグレシヤム法則と同じものであらうか。和銅の昔に於いて選錢を禁じられたのは、當時或は濫鑄の結果、粗悪な私錢が並び行はれてゐたが爲めにグレシヤム法則が行はれて、其結果選錢を禁ぜられたと見られぬこともないが、翻つて考ふるに、久しく物々交換、特に稻米通貨に慣れ來つた當時の人民は、錢貨を不便なものとして、或は寧ろこれに信用を措かずして使用するもの少なかつたから、詔して錢を蓄ふることの多少に應じて位を授け、以て錢の通用を奨励せられたのであつた。而かも百姓利に趨るものは、或は私鑄を行ふものあらんことを虞れて、嚴にその刑律を定められた事であつた。朝廷の位階を懸けて蓄錢を奨励せられた真意は、全く錢貨を洽く民間に通用せしめんが爲めの方便に過ぎなかつたのであるのに、一たびこの詔命の下るや、富豪の輩は生計に苦しまないから、徒らに蓄錢し官位を得て世に誇らんことを謀り、細民は舊習のまゝに錢貨を嫌ひ、竝に政府の鑄造にかゝる貨幣は皆地方富豪の倉中に入りて、普く民間に散布せず、政府鑄錢の功も徒勞に歸するの有様であつたから、桓武天皇の延暦十六年、太政官符を以て錢を蓄ふることを禁ぜられた次第である。この現象は一見グレシヤム法則に適合する如くであるが、さりながら、古來物々交換を以て慣習として來た民衆が、和銅元年以來、延暦十六年に至る八十九年間に、如何に朝廷の奨励があつとはいへ、急に貨幣に慣れてこれを死藏する程に愛好したとは請け取れ

ぬ。特に東大寺文書等に據るに、當時地方に於ける土地の賣買、又は貨銀の支拂等に稻米を以て價值としたことも見えるから、通貨の流用は未だ決してさまで普くなかつたと見ぬばならぬ。特に當時地方の富豪が徒らに蓄錢して、民間には普く散布せざるのみならず、京畿に於ける錢の缺乏を告げたいふことは、即ち經濟上の自然關係から來た現象ではなくして、全くこれ等富豪の輩が敍位を欲する名譽心より起つた現象とせざるを得ない、又これを人文發達の上から觀察しても、地方の人々が京畿の人民よりも經濟思想が發達してゐるものとは思はれぬ。されば和銅の鑄錢後僅かに數年なる同七年九月の制を以て、グレシヤム法に擬せんとするは、果して當を得たものであらうか。特に當時流通の貨幣の量と、經濟上必要とする貨幣の量との關係に就て、何等の考慮をも費さぬことを遺憾とする。

戰國時代に至つて夥しく見える選錢のことも、單に粗惡な錢と精良な錢とを同一價値に通用せしめやうとするからこそ、拂ふ方では惡錢を一日も早く手放さうとし、受ける者は又反對に之を嫌つて、良錢を得やうとするから、其の間に自ら選錢のことを生じ、果ては商取引の上にも爭端を生じて、圓滿なることを得ない事情があつたと、軽く解釋する事が出來ぬであらうか。この間の消息を看て取つた信長が、例へば燒錢ならば一倍、大缺錢ならば五倍と貨幣の價格と數量との關係を巧に案配して、圓滿なる取引を望んだのは、非凡の手腕であるとせざるを得ない。もつとも、これとて必ずしも

信長の創見とすることは出來ぬ。當時關東地方では永樂錢が専ら行はれてゐたが、各種の貨幣が流用してゐた爲めに、選錢のことは行はれ、取引上煩はしいことが絶えなかつたので、天文十九年、北條氏康は貨幣の統一をはかる爲めに、分國內に於いては永樂錢のみの通用を許し、他は之を禁じたのであつた。而してこの後、天正十八年秀吉が關東を領するに及び、(註)永樂錢一文を鑑錢三文に換へることを令したのを見ると、依然として關東地方にも各種の通貨が流用したことほど想像し得られるのである。

(註) 宇都宮彌三郎氏文書、

斯くて信長は通貨の統一に著手したが、秀吉も亦天正十年に銀と銅とで天正通寶を鑄造し、その翌十六年に大判、小判の金貨を鑄造し、文祿元年にはまた文祿通寶を鑄造し、而かもその品位の精良を以て名あるものであつた。貨幣の鑄造が村上天皇の天徳二年を限り、中頃廢せられ、後醍醐天皇の乾坤通寶は果して鑄造せられたか否かの疑ひある位で、その後廢絶したのである。戰國の頃に至り、諸國に金銀鑛の採掘行はれるに伴ひ、毛利氏の石州銀、武田氏の甲州金等の鑄造通用する者あつたが、これは戰國の常として財政の必要上起つたもので、その流通は勿論未だ全國を通じて統一せる通貨と言ふことを得ぬ。信長の時(註)大判小判の鑄造に著手したやうにも考へられるが、果して實行せら

れたか否か、これとて分明ならざる以上、秀吉を以て通貨の統一を圖つた先驅者とせざるを得ない。

（註）後藤文書、

和銅の鑄錢が銅の産出に負ふところ少くなかつた如く、秀吉の貨幣鑄造によつて通貨の統一を企てたのも、また自づから金銀の産出に負ふところの多大であつたことは言ふまでもない。戦國の世に至り、各國それ／＼獨立自主、自給自足の必要上、守護領主は恰く領内の鑛山を採掘して、財政に資したことであるが、石見、但馬、佐渡等諸國に於ける金銀鑛の採掘はなかにも史乘に名あるものであつた。石見の（註一）大森銀山は大内氏の治世より盛であつて、毛利氏の時を経て慶長、寛永の頃は全盛と稱せられ、士家の人数二十萬、一日に費す米穀千五百餘石と稱せられた。後年秀吉に愛せられた（註二）神谷宗湛の先祖壽貞は、明國に渡つて鑛石製煉術を修得し、歸朝して石見に居り、鑛石製煉、金銀分析の業を翫めたと傳へられる。但馬の（註三）生野銀山も天文年間より銀を吹くこと始まつたもの、如く、中瀬金山も亦天正の頃から盛になつた。佐渡の相川鑛山が早く上杉氏の治世に採掘せられて、その財政を助けたものとして一般に認められることは、無理もないことであるが、果して如何なる程度にあつたかは明かでない。さりながら、（註四）文祿四年豊臣秀吉が上杉景勝に命じて、越後佐渡兩國金山の採掘に當らしめたことを以て見れば、少くとも天正の頃には既に採鑛せられたものと

認めざるを得ない。而してこゝに面白い事實は、大内義隆にせよ、毛利元就にせよ、若しくは上杉謙信にせよ、戦國時代朝廷の御式微を極めさせられた際に、獻金をして尊王の實を擧げた多くのものはいづれも鑛山の開發等によつて財政上餘裕のあつたものと考へられるものであることである。越前の朝倉氏の如きも、鑛山の開發に於いては聞くところはないが、三國港等の開港場の所有者として、財政窮迫を極めてゐたものとは考へられぬ。信長、秀吉が恰もかゝる際に出で、而かもその財政上の手腕の非凡であつたわけ、彼等は領國の擴張するにつれて、決してこれ等金銀山の開發を等閑に附することをしなかつた。例へば信長が但馬を併するや、（註五）生熊左兵衛を代官として、生野の銀山を奉行せしめ、ついで秀吉は、伊藤石見守を奉行とした如き、若しくは既に述べた如く、秀吉が文祿四年上杉景勝に命じて越後佐渡の金銀山の事を奉行せしめた如きは、その一例である。信長（註六）が岐阜城の土藏に鳥目一萬六千貫を貯藏したことや、（註七）秀吉の有名な金銀の分配、竝にその薨去後家康が秀頼をしてその頼しき金銀財寶を消耗せしめるに、如何に苦心したか等に想到すれば、この時代に金銀の豊富であつたことは、自ら明なることで、安土桃山時代が常に黄金の色どりを以て吾人の前に開展する所以も、亦斯るところに基因することを知るであらう。

（註一）大内義隆記、石州銀山紀聞、

（註二）博多記、石州銀山紀聞、

（註三、五）但馬考、

（註四）文學博士萩野由之氏所藏文書、

（註六）大雲寺文書、信長公記天正十年正月二十六日條、

（註七）文學士西田直二郎氏、「大阪役前豊臣氏財政の史料」（史學雜誌第二十五編）

この後ち徳川氏の後世に至り、（註）家康は大久保長安を用ゐて思ふさま金銀鑛山の採掘に手腕を振はしめた。長安は採鑛冶金の術にかけては天賦の才幹あるものと見え、彼れの到る所、石見にせよ、佐渡にせよ、常に好成績を擧げておる。従つて彼れ自身の富も莫大なもので、財産はあり、家康には信任せられるで、同僚ともいふべき策士本多正信等と並び立つことを得ず、その歿後家康はその不正の富を残したことを惡み、隱謀の企あつたといふ廉で、遺臟を沒收し、子息等を切腹に處して永くその祀を絶たしめた。併しながら、徳川幕府の富が、長安の手腕に負ふところの大であつたことは言ふまでもない。

（註）拙稿「大久保石見守長安」（中央史壇第三卷）

家康はまた貨幣政策についても更に大成する所あつた。秀吉の通貨政策といふものも、一般には如何ばかり徹底したか明かでない。されば當時流用した貨幣は、（註一）多くは諸國の銀山から採掘した

銀を灰吹のまゝ切遣ひして通用したから、品位に等差を生じて、使用上の不便も少くなかつた。時に慶長六年六月、大津の代官末吉勘兵衛利方建言して、銀價の不定は物價不同のものとすればとて、その制を定められん事を請うた。依つて家康伏見に銀座を設け、利方を以てその頭取となし、又後藤庄三郎光次と共にこれを管轄せしめ、堺の商人大黒屋常是をして極印を打たしめ、新に銀の品位を定め、丁銀、小粒銀を鑄出して通用せしめ、從來世上流布の灰吹銀、潰銀及び鑛穴から掘出したものなど皆座に持來りて新銀と兌換したから、物價自ら一定し、人々其輕便を歡んで通用滞る事なかつた。この末吉勘兵衛は夙く秀吉、家康から朱印を得て諸國廻船業を營み、商機に敏であつたから、この建言を爲したものである。その子孫左衛門吉康に至つて暹羅、呂宋に渡航し、巨富を重ねたことは有名な事實である。また（註二）後藤庄三郎は、信長、秀吉の代を通じて貨幣鑄造の事に携はつた後藤光乗の使用人で、後藤の苗字を許されたものであるから、金銀の取扱には練達したに相違なく、（註三）常是は堺の町人であるが、元來堺の町人等は相議して諸國所産の灰吹銀を買集めて銅を買ひ、極印を打つて賣買して居たから、これ亦金銀の取扱に通じて居たに相違ない。家康がこれ等の輩をして新貨鑄造の事に當らしめたのは、その宜しきを得たものと言はざるを得ない。斯くて通貨潤澤となり、府庫また非常に充實し、（註四）慶長十年軍職を子秀忠に譲つた時の讓金は、大判十五萬枚、銀一萬三千貫目

といふ多額に及んだのみならず、元和二年一旦久能山に移された家康の遺金が貳百萬兩を算すといふのを見てもわかる。

（註一）東照宮實紀、附録卷二十一、

（註二）後藤文書、

（註三）貨幣秘録、

（註四）日本財政史、文學士平泉澄氏「徳川家康の遺金」（史學雜誌第三十二編）

斯くて徳川幕府の時代に至つては人々漸く貨幣の便利を知つて、通貨の流用は普きを致したが、家康は（註一）慶長十三年十二月を以て、何故か永樂錢の通用を禁じた。この理由を説明するものに、「是は近年藏に置れける永樂損じけるとて如し此と云々」とあるけれども、たゞこれだけの理由では吾をして首肯せしむるに足らぬ。（註二）一體關東地方では北條氏以來、専ら永樂錢を通用して居た慣習上、永樂一錢を鑑四文に使ふことになつて居たが、とかく鑑錢の善惡を論じ、商賣上の圓滑を失するところから、遂に永樂錢の使用を禁じたといふ説もあるが、これとてその真相を穿つたものとは云へぬ。その永樂錢の使用を禁じ、金銀鑑錢を以て取引することを命じたのは、一方に金銀の新貨の鑄造漸く盛になり、市場の融通に事缺かざるを得たからであらうが、或はこの間に貨幣の鑄造を以て鉅利を博せんとした後藤庄三郎等の暗中飛躍にてもあつたものか、否か。これは疑を存して後日の研究

に待たねばならぬ。

（註一）令條、當代記

（註二）安齋隨筆、

第五節 土地制度の變遷

立券の庄園制度が破れて、封建の新勢が成就するに至つた道筋を回顧するに、元來足利氏の室町幕府は、將士強勢の力に依つて成立したものであるから、やゝもすれば將士の驕暴なる、忽ち與奪兼併となり、一切のこと偏に干戈に依つて決するの情勢を生んだ。換言すれば、優勝劣敗の理法が最も適切に行はれるところの戰國群雄割據の世となり、土地の兼併頻りに行はれて、形勢全く一變するの世となつたのである。

多くの財源中に於いて比較的最も安全にして確實なるものは、今も昔も地租であるが、これを徴收するに必要な臺帳となるべき田籍の制度は早くすたれて、當時の領主守護は各勝手に、名寄帳または水帳などの名に於いて、實施し來つたものである。さりながら、これとて一部の私領に限られたことで、それすら完全に行はれなかつたところから、畏多くも朝廷をはじめ、幕府も公家衆も窮迫に陥つ

たのであつた。

戦國時代の常として攻城野戦に寧日なかつた諸大名が、その財政を案配し行くに、少なからざる苦心をなしたことは想像するに難くないが、天下蕩平の大業を企てた信長が、一方に多額の軍資金を要すると共に、一方に戦功の部下に封祿を與へねばならなかつた事情を考案するに、如何にもして土地の整理を必要とすると同時に、この確實なる財源の基礎を立てねばならなかつた。信長が彼の大阪本願寺竝に奈良、堺を初めとして、大和、攝津、和泉の地方に矢錢を課したのも、畢竟するにこの必要から來たことではあるが、堺の市民の如きは斷乎として之を拒絶し、戦備を修めてその來襲に備へた程で、信長も遂に深く之を問はずして其まゝに終つたこともあつた。この苦き經驗を嘗めた信長は、到底これ等不確實なる財源に依頼することの不可能なることを、痛切に感じたことも明かであらう。

されば信長は伊勢を併するや、（註一）元龜二年神戸氏の領地に檢地を行つて、神戸氏の知行分よりも餘分に領地のある者は、之を削つて尾濃の侍に與へたと稱へられるが、その結果として神戸氏の家士扶持に離れて浪人となつた者もあつた。ついで天正八年九月には、瀧川一益、明智光秀等を大和に遣して、國中の寺社、本所、國衆即ち大和の住民から指出と稱する所謂檢地帳を差出させた。（註二）奈良の興福寺は藤原氏の氏寺として中古以來許多の庄園を有し、勢王公を凌いだことは有名なこと

あつて頼朝の威を以てしても大和一國には守護地頭を置く能はず、足利氏の時も同様であつたのに、信長は國土擅領のゆゑを以て、天正三年塙九郎左衛門直政を大和の守護としたが、遂に事なく濟んだのは、一は信長新興の勢力の強大に加ふるに、武家の私占たる新封建に就ける情勢よりせる本所、本家の消滅に基くことは、言ふまでもない。されば一益、光秀の檢察に對しては一言の抗辯もなく、寺領私領、院坊領等を隠すところなく悉く差出し、剩さへその不正隱匿の事なき旨を血判までして誓つた程で、寺僧が前代未聞と稱して愁歎にくれてゐたのも無理もない。（註三）翌九年には之を和泉國にも及ぼして、堀秀政をして差出を徵せしめたところが、槇尾寺の僧徒これを拒んで應じなかつたから、信長も遂に怒つてその堂塔伽藍を焼いて之に報いた。蓋し信長の所謂統一の犠牲になつたのである。信長の田土に關する思想の如何であつたかを徵すべきものは、實に天正三年九月越前征服の時、（註四）諸將に頒つた條令中に窺はれる。

一、國中へ非分の課役不_レ可_二申懸_一、但差當子細有_レ之於_レ可_二申附_一は、我々に可_二相尋_一、隨_レ其可_二申附_一事、

一、公事篇之義、順路憲法たるべし、努_レ々最負偏頗を不_レ存、可_二裁許_一、若又双方存分不_レ止におひては、以_二雜掌_一我々に相尋可_二落着_一之事、

一、京家領の儀、亂以前於_二當知行_一者、可_二還附_一、朱印次第たるべき事、

これ實に武斷政治の止むを得ざるところである。又その京家領還附云々とあるは、庄園本所の舊關係を認むる文意ではあるが、例へば越前に於ける一條家の足羽御厨、安居保、東郷庄の如き、如何に契券の存するものあるからとて、朝倉氏滅亡以前にも當知行なかつたものを、更に古きに遡つて今更之を還附するといふ意でもあるまい。既に應仁文明以來百餘年を経過したから、京家の當知行は更なり、寺社及び舊武家と雖も、轉變してその所領を持續せるものは甚だ少くなつたから、今や實に天下一新の機運到來の時期であると言はねばならぬ。(註五)柴田勝家が天正五年その領國たる越前に頗る綿密なる檢地を行つた如きは、また信長が行く／＼全國に亘つて檢地を實施しやうとしたことの一端と見るべきである。

(註一) 三浦博士「織田豊臣二氏の法制と財政」(安土桃山時代史論所収)、北畠物語、

(註二) 文學博士星野慎氏、「織田信長の僧徒に對する處置」(史學雜誌第三號)、

(註三) 信長公記天正九年四月の條、

(註四) 信長公記天正三年九月十四日條、並に庄園制度之大要、

(註五) 福井縣史第一編第一冊(藩政時代以前)

秀吉の檢地が果して何時から始まつたかについては定説がない。從來太閤記に従つて天正十七年よ

りとする説が一般に信ぜられてゐるが、(註)最近の研究に據れば實に天正十一年近江に著手したのを初見とするといふことである。按ずるに是歲は、秀吉四月に賤ヶ嶽の戰あり、續いて柴田勝家を越前に撃つて五月に之を滅ぼし、兵馬匆々の時であつたに拘はらず、その頃既に近江檢地の計劃を立て、増田長盛、長束正家、石田三成、伊藤盛秀等を奉行に任じ、先づ安土城下附近から開始したのである。蓋しこの檢地は、信長在世の時から既に問題となつて居たのを、今度秀吉に依つて實施せられたものであらうが、秀吉の競争者たる勝家を平げるに及んで、信長の遺業(?)を實施するといふところに洋々たる秀吉の前途の開展するを看取せざるを得ない。さりながら、この檢地が決して住民の喜ぶところとならなかつたことは、明治の地券改正が丈量の寬嚴、地價率の高低等一樣ならざる理由よりして、頗る實行難の經驗を嘗めたと同様、若しくはそれ以上に困難を感じたものであつた。例へば天正十二年蒲生郡今在家村の檢地に於いて、菜島一段の斗代を一石一斗五升と決定したに對し、あまりに高きに失するものとなし、檢地以後納税の期に及び、住民等續々遁逃して他に移住するものあつたから、秀吉は翌年三月を以て貢租の延期を許し、移住防止、荒蕪地の開墾を奨励したことであつたが、天正十九年の檢地帳に上昌九斗とあるに依つて見るに、頗るその稅率の低下したことがわかる。

(註) 中川泉三氏「豊臣秀吉最初の檢地と其の實行難」(歴史地理第三十七卷)

秀吉の檢地もまた信長と同様指田とも稱したが、その方法は信長の時と違つて、餘程精密に田畝を丈量して、檢地帳に登録したものであつた。それ故地主側の恐慌は一層甚だしく、(註一) 曩に沈黙を守つて抵抗しなかつた興福寺も、この檢地には異議を申し立てたが、固より秀吉は何等の躊躇なしに斷行した。天正十八年新に肥後に封ぜられた佐々成政が、檢地を行はんとして隈部城主隈部親永の拒むところとなり、戰爭に及び、果ては成政も破滅の身となつた如きは、やはりこれに伴ふ一種の犠牲と見るべきである。秀吉がこの檢地に對する抱負の如何に嚴肅を極めたものであつたかは、天正十八年小田原北條氏の滅亡後、陸奥の檢地を行つた際、命を受けた淺野長政へ宛てた文書の中に、(註二) 檢地を拒む百姓にたいしては、一郷も二郷もなで斬にし、城主は城に追入れて十分成敗し、「山のおく、海はろかい(櫓權)のつき候迄、可入念事專一候、自然各於退屈者、關白殿御自身被成御坐候ても可被仰付候」とあるによつて之を知ることが出来る。斯くて太閤の檢地は天正年中より文祿、慶長に亘り、殆んど全國に遍く施行せられたが、(註三) 越前の檢地中その他界によつて中止したやうである。而もその山の奥、海は櫓權の續く限り之を勵行せんと傲語した大抱負は、果してその臨終まで繼續したのであつて、信長秀吉相ついでこれを全國に及ぼし、庄園制度即ち中世の土地知行法を根本的に變化せしめるに至つたのである。

(註一) 三浦博士「織田豊臣二氏の法制と財政」、

(註二) 淺野家文書、

(註三) 牧野信之助氏、「太閤檢地の研究」(經濟論叢第四卷)、

秀吉の檢地に伴ふ最大變革は、實に一段歩の面積である。(註) 從來大體に於いて三百六十歩一段の制であつたものを(竿の長さも從來は六尺、六尺三寸、六尺五寸など、一定しなかつた)、秀吉は六尺三寸の棹を以て水田三十歩を一畝とし、三百歩を一段として收穫を見積り、陸田、宅地も之に準じたから、新檢の結果概して出歩を生じた。これ民間にて往々太閤の爲めに六十歩(二畝)を取られたと稱する所以で、且つ又丈量の正確綿密より生ずる出歩も頗る大なるものあつた事は疑ない。斯くて田畝に在所の肥瘠如何に依つて差等をつけ、一段に何程といふ石盛を命じ、之を三分してその二を租米とし、一分を收穫としたもので、即ち所謂二公一民制で、可なりの苛税ではあつたが、秀吉は本税以外勉めて收斂を避けしめたから、そこに幾分の餘裕があつて、百姓もさ程に苦しまなかつたと見える。尙この檢地の効果として、從來錢貨を標準とした爲め、知行領地に貫高を稱し來つたものが、専ら石高を稱するに至つたこと、これまで莊、郷、保里などの名稱のもとに立てられてゐた行政區劃が廢せられて、郡を以て直に村を總べるやうになつたことの二つは、注意すべき事實である。

(註) 三浦博士、「織田豊臣二氏の法政と財政」、

斯くて田土の制法初めて精しきを得て、この間に諸侯を封するや、皆この石高、水帳に基いて易置した。夫れ故たとへ一郡一郷の間、諸侯領主を異にしても、その租税を徴し政令を布くに當つては、石高と水帳とを以て標準としたから錯雜の憂が少かつた。豊臣氏は僅に二代にして亡びても、徳川氏の封建政治は、實にこの豊臣氏の田制を以て重なる因りどころとしたから、徳川氏二百五十年の狀態も大體に於て變りはなかつた。これ太閤檢地と稱して特に名ある所以である。

第六節 參 觀 交 替

江戸幕府の諸大名に對する多くの政策中、最も重要なものは、參觀交替、大名領地の配分、婚姻政策竝に幕府の土木工事に諸大名に助役を命ずることの四であることは、今更申すまでもないことである。その中領地の配分と婚姻に關することの二は、さまで諸大名に取つて經濟上の打撃となつたとは受取られぬが、他の二件は最も彼等を經濟上に苦めたものである。就中參觀交替の制度は定期に輪換的に繰返へされることで、土木事業などの不定期に命ぜられるものに比して、その苦痛の程度は決して同日の談ではなかつた。さればこの點から云つても、諸大名制御の具としては恐らくはこの參觀交替の制度の右に出づるものはないと同時に、文化史上に及ぼした影響の大なることも、此右に出づ

るものはないであらう。實にこの制度は江戸幕府二百五十年間の泰平を保ち得た基であつて、（註）單に江戸幕府の爲めにその成功を祝すべきばかりでなく、又廣く世界各國の歴史に徴するも、この江戸時代程封建制度が完全に行はれたことは殆んどその類例を見ないとまで稱せられ、従つてこの制度は江戸時代の最も誇りとすべきものであると信ぜられるのである。從來述べ來つた各種の制度は、多くは信長又は秀吉の時代にその萌芽を發したのであるが、この參觀制度に至つては、全く江戸時代特有の新制度である。元來封建制度本來の意味といふものは、地方分權主義に基いて居るので、動もすれば國家としての統一が散漫になり、従つてその渾然たる制肘力を失ひ、泰平の永續を期し難いのが、寧ろ當然とさへ見られて居つたのである。然るに徳川氏はこれ等の例を破つて、二百五十年間の治安を維持し得たことは、何にしても著しい成功といはねばならぬ。

（註）文學博士三上參次氏、「江戸時代の重要な政策」（江戸時代史論所收）、尙本節に關しては法學士本庄榮次郎氏の「參觀交代制度の經濟觀」（經濟論叢第三卷）に負ふところ多し、

參觀交替の制度は慶長二十年の武家諸法度中に、「諸大名參觀作法之事」の一條があつて、これに規定されてはあるが、その沿革をいへば、更にこれよりも古きに遡らねばならぬ。すでに記したる如く、加賀の前田利長は慶長八年徳川家康の將軍職に拜する以前、江戸に入り、同年四月池田輝政江戸

に上つて秀忠に謁した如きは、即ち外様大名の江戸に上つた始めと稱すべく、従つて参観交替制定の先驅を爲すものとも見做すことが出来る。尤もこの利長の江戸参観の原因となつたものは、その母芳春院（高島氏）を江戸に人質となして居つたに依つて、之を見舞はんが爲めにあつたのである。されば参観交替制を説かんに、勢ひ江戸に於いて諸侯に邸宅を興へて、妻子をそこに置かしたること、即ち所謂人質としたことを併せ説くにあらざれば、徹底的の説明を加へることが出来ぬ。然るにこの妻子を江戸に置かしたことに類似の事は、既に秀吉の時に於いて、殆んどこれと同様の制があつたやうに見える。例へば天正十八年秀吉が小田原北條氏を滅ぼし、尋いで奥羽兩州歸服するや、秀吉は（註一）南部信直をして南部の地七郡を領せしめ、また命じて妻孥を京師に致さしめたことがある外、（註二）同年常陸の佐竹義重がその妻子を京都に致した如きは、即ちこの人質の制度と見得べきものであらう。加之關ヶ原役當時細川忠興夫人明智氏を初め、西國諸大名にして東軍に加はつたもの、妻子は、多く大阪の邸に在つた如く見えることから推考するに、諸大名の妻子は徳川氏の所謂人質の形式で大阪にとゞめられたではなからうかと考へられる。

（註一）奥南舊事集、

（註二）諸將感狀下知狀并諸士狀寫、

前田利長の江戸入府は、實はその母芳春院の人質として江戸に在つたのを見舞はんが爲めであつたが、諸大名の母が人質の形で江戸に来ることになつたのも、亦利長の母などはその最も早いもの、一人であらう。關ヶ原役の前に當つて、慶長四年十一月、前田利長謀反の聞えあり、（註一）家康將に丹羽長重を先鋒として、自ら出で、これを伐たうとした。利長之を聞き大に驚き、弟利政竝に老臣等と議し、遂に家老の横山長知を遣して二心なきを誓はしめ、又一方妹婿の細川忠興の周旋するありて、遂に家康は利長の生母芳春院を大阪に送つて二なきを誓はしめ、尋いで之を江戸に送致した。これ即ち芳春院の江戸に人質となつた所以であるが、斯ういふ経緯から、利長は實は母を省するを名として秀忠に謁しその誠意のある所を示さうとしたものであらう。徳川實紀に「是江戸へ諸大名の證人を進らせたる起本なり」と記してあるは正にそのとほりである。（註二）尋いで翌五年正月、細川忠興がその三子光千代を江戸に質とした。細川家が徳川氏と特別の間柄であることは、（註三）忠興の父藤孝（幽齋）が家康の懇望によつて足利幕府の故實を調査し、家傳禮式三卷を作つて進獻した一事を以ても推すことが出来る如く、當時の諸侯は、多く忠興の助力によつて家康、秀忠の勘氣を緩和せしめたものである。

（註一）板坂卜齋覺書、當代記、

（註二）譜牒餘録、細川家記、

（註三）細川家記、東照宮實紀附録二十一、

斯くて諸大名は前田利長や池田輝政の掣にならひ、或は幕府の心を迎へ、或は一族子弟の間に新地を給せられたる恩を謝し、或は江戸城の修築その他の土木工事に關する負擔を命ぜられた爲めなど、各種の事情に依つて江戸に來るもの漸を以て多きを致し、慶長八年五月には毛利輝元、九年五月には松平忠政、六月には福島正則等相ついで參觀するに至つた。されば（註）「是春關西の諸大名は、次第を追て江戸へ參り、大納言（徳川秀忠）に拜謁す」とさへ記して、江戸幕府の威權已に天下を壓したものの如く見えるのは、尤ものことである。

（註）東照宮實紀慶長八年三月の條

さりながら當時未だ一定の制度として規定せられては居なかつたから、敢て之を強制することはなかつた。また江戸滞留交替の時期などについても、幕府は何等拘束を加へることをしなかつた。これ等のことについては總べて諸大名の任意に委してあつたが、諸大名は寧ろ幕府の意を迎へてその歡心を得んことをつとめたものであつた。慶長十年五月、和歌山城主淺野長政が妻子を携へて江戸に赴くや、寛政重修諸家譜に「是より台徳院殿（秀忠）の御したしみも他に異にして」と記してあるは、其

豊臣氏親善の關係にあるわけ、徳川氏の悦びの異常であつたことを示すものである。また同年冬宇和島城主藤堂高虎は、夫人長氏（松壽院）を證人として江戸に移し、尋いで又嫡子高次をも江戸に移したが、（註）これは幕府の命を待たずしてその任意に出でたのである。これ等の例に依て察するに、全く外様大名の主なるものは、當時如何に徳川氏の歡心を得るにつとめたかを示すものである。即ち參觀交替のことは、その初めにありては全然諸侯の任意に出でたものであるが、制度の萌芽は既に早く家康の將軍補任前後に於いて育成されたのである。

（註）寛政重修諸家譜、

斯くて慶長十四年十一月將軍秀忠の内諭によつて、中國、西國、北國の諸大名をして江戸に參觀せしめ、年を踰えて在府せしめたのは、やゝ強制的色彩を加へたものであるが、元和元年に至り、武家諸法度の制定を見るに至つたのである。さりながら、其續日本紀の制を引いて、纔にその従者の數を制限したのみで、未だ制度の内容に至つては何等確立したものとはないのである。然るに寛永六年九月の武家法度に於ては、特に參觀交替に關する條規を削除したが、その後寛永十二年に至り、全國の大名を二つに分つて、四月を以て交替期と爲し、一半は江戸に止まり、他の一半は國に居るといふことにし、入れ替つて江戸に出で來ることになつたのが、即ちこの參觀交替制の確立した時と見做し

て差支へないのである。而して幕府は更に寛永十九年に至り、此の制規を修正して、永く後世に遵據せられるに至つた。故にこの制度は早く慶長の初めにその萌芽を發し、漸を追うて任意制度より強制制度に移り、遂に寛永十九年に至つて之れが大成を見るに至つたものと稱すべきである。大凡慣習によつて事を處斷するに重きを置いた時代に於いて、法規の制定が一朝にして確立するものでないことは、寧ろ通常とせざるを得ない。

斯くて參覲交替の制が劃立し、その制に違背するものは、容赦なく處罰したもので、彼の加藤清正の子忠廣が減ぼされたのも、その江戸に置いた子供を幕府に無斷に居城熊本に連れ歸つたといふことが、その罪狀の一に數へられてゐる。即ちこの制度が、幕府に取つて諸侯統御策として最も妙であつたに反し、諸大名に取つては、またそれ丈け苦痛を與へたものであつた。一年交替に江戸に參覲するといふことは自ら往復を重ねることとなり、且つ又一年間在府を餘儀なくせられることに依つて、その奔命に疲れ、經濟上の大打撃となるや言ふまでもないことである。（註）三上博士の述べられた如く、秀吉の時代の如く、或は四國、或は九州、或は小田原征伐といふ風に、常に戰役に從事して居る間は、その軍令を以て優に諸大名を統率して行く事を得るけれども、元和偃武以來平和時代となつては、恰も小規模なる出陣の如きこの參覲交替の制度を以て、諸大名を引まとめて行くことも、江戸幕

府としては極めて必要であつたに相違ない。而して幕府の直接目的とするところは、實に諸大名を統率牽引することにあつて、それに伴ふ諸大名の經濟上の疲弊困憊は、必ずしもその目的とするところではなかつたであらうが、この第二の諸大名の疲弊困憊は、恐らくは幕府の豫期せざる利益として、當局の喜んだものであらう。併しながら、これと同時に、幕府も亦その餘弊を受けて、何等かの改造を要するやうになり、熊澤蕃山、荻生徂徠、室鳩巢等の學者の論議するもの相次で生ずるに至り、幕府自身も遂には幾分の改革を餘儀なくせられた事は、是亦家康の豫期せなかつたところであらう。

（註）江戸幕府の重要な政策（江戸時代史論所收）

これ等の制度上の議論改革は、私の取扱ふ時代以外に屬するを以て、悉く之を省略に附するが、この諸大名の疲弊困憊に伴ひ、之が救濟策として講ぜられた各種の殖産興業の獎勵は、たとへその財政困難の全部が參覲交替に基くものでないにしても、少くともこの制度が諸大名の轉封、若しくは土木事業への助役と共に、經濟上最も彼等を苦しめたものたる以上、こゝにその經濟上に及ぼしたる影響を論ずるは、決して徒爾ならざるを信するものである。たゞ諸大名に苦痛を與へた轉封、若しくは幕府の土木事業に諸大名を役使することは、制度として見るは穩當ならざるを以て、今は參覲交替を主體とし、爾餘は客體として研究せんことを欲するのである。

さりながら、とにも角にもこれ等の事柄によつて、如何に諸大名が財政の窮乏を來たしたかは、幕府の初期に屬する寛永の頃から、之を事實に徴することが出来る、小身且つ外様の身分でありながら格別家康の寵を得た越後村上城主堀丹後守直寄が、(註一)寛永十一年柳生但馬守宗矩に宛て幕府の金貳萬兩の拜借方を依頼した文書に據ると、其財政困難を來たした原因を(一)江戸在勤(參観)、(二)轉封に伴ふ村上城普請、(三)前後二回に互る大阪陣、(四)將軍上洛に就ての陪從等に歸してゐる。一體この直寄は村上八萬石に封ぜられたのであるが、(註二)幕府に對する忠勤を抽ぜんが爲め、十萬石の役を望んで許されたといふ位であるから、財政困難もかゝる處に基くことなしとも限るまいが、それにしても、これ等の事實に依つて、當時の諸大名が漸く經濟上の壓迫を痛感するに至つたことを見通してはならぬ。

〔註一〕片桐道宇氏「裏面の史實」(松城史談十七號所收)、

(註二)藩翰譜、

これは幕府の制度に伴ふ弊害の一面であるが、また他面文化史上利益を齎したことを否定することが出来ぬ。その第一は、實に交通の發達で、道路の改善、橋梁の架設、旅宿の發達等は主としてこれより生じたもので、就中京都と江戸との聯絡たる東海道の交通が特に頻繁を加へ、而して之に伴うて

旅行文藝とも云ふべき各種の旅行案内記、紀行文、繪畫等の著作が相ついで起つたのを見ても、これを前代に比してその發達の著しいに驚かざるを得ない。明治の初年東京京都間に鐵道を敷設するに當り、先づ第一に中仙道の測量に著手して、東海道を後日の業に廻した第一の理由は、東海道は實に古來往還の衝として、修整せられた道路たるが故に、鐵道を要しないといふに在つたのである。斯くて交通の便利になつたわけ、それだけ又、衣食住、言語等に關する東西文化の普及平等化に、與つて力あることは申すまでもあるまい。要するに江戸を中心として東西の人々相會することは、社會化又は平等化といふ點に於いて、特に効果あつたことを疑ふわけには往かぬ。

次に第二の利益としては、各地に於ける殖産興業の發達である。財政難の救濟策として第一に著手することは、如何なる時代に於いても節儉政策であるが、これは或程度の問題にして而かも消極的であるから、人文發展の上には、寧ろその阻止とこそなれ決して進歩を促すものではない。故に後年に至り、積極的に國土に適する殖産興業に著手して財政上の缺陷を填補せんとするは、多くの名諸侯の齊しく企てたところである。例へば農業に於いては、河川の排水若しくは灌漑工事竝にそれに附隨する荒蕪地の開拓、或は果樹蔬菜類の移植、養蠶、煙草、植林等、農業立國の我邦に於ては、特にその範圍の廣汎なるものがある。工業方面に關しては、陶器、漆器、銅鐵器、各種の織物等を初め、また

頗る多種多様に互るものがある。その外紙製、製鹽、鹽藍、製藥、鑛業等今日各地方の名産又は特産と稱するものゝ多くは、大抵江戸時代諸藩の奨励に基かざるものないのを見ても、その一般を察知するに足るであらう。たゞこれ等の殖産興業の奨励が、場合によりては奢侈に導くものあるを恐れた結果、やゝもすれば幕府の傳統的政策たる儉約政治と衝突するものがあるが故に、時としてその程度を制限したる結果、大規模の工事遂に起るに由なくして、工業従事員たる技術家、實際家をも、齊しく職人と稱する一種の名稱の下に待遇するに過ぎなかつたことは、工業不振の淵源を爲したものと云はざるを得ない。

こゝに參觀交替の制とは何等の關係はないが、私はこの機會に於いて、江戸時代初期に多くの水路を開いて交通の上に便益を興へた、角倉了以の事蹟の一端を述べやうと思ふ。

了以名は光好、通稱を興七と云ひ、代々醫を業とす。父を宗桂といひ、曾て僧策彦に従つて明に遊び、醫道大に著はれたが、了以は醫たることを好まず、算數地理に精しく、土木、工役の業を好み、且つ大に海外貿易を營んで、盛に南洋方面に活動した。この海外への活動は、父宗桂渡明の感化によることは勿論であらう。了以の海外貿易もさることながら、その内地交通に寄與した功績の偉大なることは、正に持筆せられねばならぬ。

了以曾て無海の山國と知られた美作の和計ワケケの川に赴き、拱船カウツネを見て大に感ずるところあり、郷里洛西嵯峨に歸つて大井川を浜り、丹波保津川に赴いて水路開通の設計を立て、幕府の許を得て工を起したのが慶長十一年であつた。（註一）それには先づ大井川を竣深して、水面の大石は輾轆を以て之を牽き、水中の巨石は浮樓を構へ、鐵棒を以て之を碎き、六箇月を経て漸く竣工し、丹波世喜村セキキから嵯峨に至る間、初めて舟を通じた。斯くて従來貨物を運ぶに筏を以てしたものが、急に船載する事を得、丹波山城間の人民大に其輕便を喜んだ。同十二年には、幕府の命を奉じて富士川の水路を開き、駿河の岩淵から甲府へ船を通ずるに至つた。（註二）魚ならずしてよく水を走ると山峽の人々が驚いたのは實にこの時であつた。斯くて甲信山峽の民は鮮魚を食膳に上することを得、駿河の人は材木を自由に得るに至つたのは、この爲めである。更に了以は幕府の命により、信濃諏訪から遠江掛塚に至る天龍川の水路を開いた。これ等土木事業に於ける了以の天才は愈々發揮して、豊臣秀頼の大佛殿造營に當つて、高瀬川を開き、大石巨材を運搬して人目を驚かしたことであつた。了以の事業として更に驚くべきは、實に琵琶湖の疏水工事であつた。これは水路の開通によつて船を上下せしめると共に、また疏水に伴ふ新田開發の計劃もあつたのであるが、間もなく了以の死によつて遂に計劃のみで終らなければならなかつたのは遺憾なことであつた。この了以の功績は、後の河村瑞軒の奥羽の運漕及び畿内

の治河工事と相並んで、特筆せらるべき一大功績である。（註三）元和四年若松城主蒲生忠郷が、會津越後の交界に當る阿賀野川の開鑿を企て、京都角倉重寶庵を招致して大に工を起し、遂に成らずして終つたといふが、この重寶庵の何者であるか、未だに詳かならざるを遺憾とする。たゞ併しながら、これ等の大土木工事によつて關係地方の交通産業に至大の利益を與へたことは勿論であるが、之と同時、了以自身の収益を加へたことも少からざるべきを思ふのである。了以の子與一また父の業を助け、而して父子共に學を好みて、惺窩、羅山等に師事し、特に與一は伊勢物語、源氏物語、史記等を上梓して、文學上に寄與した功績も亦没すべからざるものあつた。

（註一） 本項は主として海外交通史話、芸窓襍載による、

（註二） 羅山先生文集、

（註三） 新編會津風土記、會津舊事雜考、

第七章 文化史の對象としての海外關係

第一節 國民的思想の獨立

交通と文化との關係の大なることは今更申すまでもない。人類が他の動物に先だつて年と共に進歩し發展して行くことの理由の一は、實にこの交通に基く社交——智識の交換にある。これ實に人間階級に於ける一の特權として誇るべきものである。

我が國の文化が朝鮮若しくは支那を通して亞細亞大陸の文化に負ふところの大なることも、今更申すまでもない。（註）特に支那文化が初めて我が民族に及んだ時代は、未だ日本民族は國家らしき團體を形成してゐなかつたと斷言するを得るといふ説すらある。而して尙この説に従へば、我が民族が思想的自覺を生じたのは、蒙古襲來が最大動機となつて、南北朝以後徐々に進みつゝ、最近支那以外の文化並びに思想を受け入れることになつてから、完全に支那に對して獨立したのであるといふのである。この説に従へば、假令支那に對してこそ完全に思想上獨立し得るにしても、同時に西洋の文化並に思想の輸入によつて、これに換へられたものとするならば、畢竟我が國の文化並に思想の眞の獨立

といふことは、當分の間見込みがないわけである。さりながらこれは程度の差こそあれ、海外交通の頻繁にして且つ容易なる今日に在つて、人類社會の生活が、漸次平衡ならんとする形勢に進みつゝある今日に在つて、常に思想もしくは文化の動きつゝあるは、誠に止むを得ないであらう。今日の時勢に於いては、最早上古蒙昧な時代に於けるエジプトや印度の如き、一二特殊國のみ屹然として文化の花を咲かしたやうなことは、到底望み得ないであらう。今日世界の文明國を以て任ずる國民も、果して幾何の特立した文化を有つてゐるのであらうか、彼等の多くは國家そのものすら、幾多の興亡を経て今日あるを得てゐるではないか。

（註）文學博士内藤湖南氏、「日本文化とは何ぞや」（大正十一年一月東京朝日新聞所載）、

戦役が國民に與へる刺戟の偉大なることも吾々は現に之を経験したことであるが、例へば、少くとも歐羅巴民族の間には、從來彼等に對して他民族は到底勝算なきものと信ぜられてゐたのに、日露の會戦は、遂に我が國の連戦連勝を以て終局を告げた。これは實に彼等の豫期せざるところであつて、そのこゝに至る理由を明にせんが爲めに、彼等の間に殆んど申合したやうに、日本研究が勃興した。否この事實は、我が國民の間にも日本研究の好奇心を湧かしたことであつたが、その研究の結果、我が國民も優に世界列強の間に優勝者たり得るといふ自覺心を喚起した。この自覺心、自尊心が思想若

しくは文化の上に現はれて來て、初めて獨立せる日本思想、日本文化が形成せられる譯である。但、何にしても我が國の開國が列國に比して後れた結果、現在は總べて修業時代ともいふべき時期である。之、この獨立が果して何年の後に來るか、その實現は容易ではあるまい。

さりながら、文永、弘安兩度の外寇は、我が國民精神の上に尠からざる影響を及ぼした。元軍の襲來が我に與へた強き打撃は、著しく我が國民の敵愾心を興奮せしめたのみならず、我れの彼れに與へた終局の打撃は、又大に國民の意氣を宣揚せしめた。是に於いてか、この頃より我が邊民の海外に渡航するもの漸く多く、その發展的精神は、非常に顯著になつて來た。これ即ち彼の國でいふ倭寇で、元末、明初の時代は恰も我が國の殆んど全國的兵亂に陥つた南北朝時代に當るから、志を得ない邊民が、遠く海を隔て、對岸明及び朝鮮に掠奪を試みることになり、明國はこれが防禦に當惑して、遂に使を我が國に遣してその鎮壓を依頼した。斯くして明の交渉が開かれ、遣明船の派遣ともなつて貿易が開かれたのであるが、この明貿易は我が國に取つて非常に有益なものであつた。

然るに我が國はその後久しく戰國の亂世となつて、明貿易を中止しなければならなかつた。（註）辻博士の研究に従へば、織田信長はこの日明貿易の再興に意あつたものゝ如く、朝鮮に向つて（一）明への通商仲介のこと、（二）朝鮮への貿易船の數を増すこと、（三）船の大小を限らざること、（四）濟浦

開港のことを要求したが、悉く朝鮮の拒絶するところとなつたといふことが、朝鮮通交大記に載つて居る、尤もこの事は、この書には天正九年朝鮮の昭敬王が足利義昭に復する書といふ中にあるのであるが、義昭は疾く天正元年に信長に逐はれてこの頃は流浪の身であつたから、はじめこの要求が義昭からなされる筈はなく、必ずや信長によつて要求せられたものであらうといふのである。蓋し信長は當時全盛時代で、中國毛利氏の征伐も著々進捗しつゝあつたから、瀬戸内海の制海權も自ら掌中に歸する曉を待つて、この貿易を再興し、大に利益を收めんとほつしたものと見做さざるを得ないのである。然るに信長中道にして瘡るゝに及び、尋いで全國平定の功を奏した秀吉は、果して如何なる態度を以てこの間に處したであらうか。

（註） 海外交通史話、

第二節 豊太閤の朝鮮征伐

秀吉の朝鮮征伐は獨り朝鮮のみにとゞまらず、支那四百餘州を席卷し、天竺南蠻をも風靡せんと企てたもので、この朝鮮征伐は僅にその發程に過ぎなかつたことは、當時の文書の明證するところで、實に曠古の偉觀とせねばならぬ。而して其希望が、（註一）天正十三年頃、既に支那征伐の意圖あるこ

とを耶蘇宣教師のガス・パル・ケロ（Gaspar Coelho）を大阪城に引見した時に漏したといふ事實に依つて見ると、可なり夙く此事を計畫しておたものと言はねばならぬ。而して其爲めに葡萄牙船の購入を依頼し且つ大小の軍艦二千艘の建造を必要としたことなどを合せ考へると、その豫想の決して單なる夢想でなかつたことが明かである。その後ち彼れは天正十四年八月五日、九州征伐のことに就いて、

（註二）安國寺惠瓊、黒田孝高に與へた朱印狀にも支那征伐の意を示してあるが、（註三）同十五年の島津征伐の時、彼れは對島の宗氏をして朝鮮王の來朝を取次がしめた等、機會ある毎にこの意圖を明示してある。従つてその愛兒鶴松を喪つた（天正十九年八月）その憂さはらしの爲に、兵を擧げたといふ説の謬であることは申すまでもないが、その動機となつたことは事實である。而してその何故にこの師を起したかといふ原因に就いては、或は（一）當時諸將の力を海外に費し、これに依つて國內の平和を保たうとしたとも稱せられ、或はまた（二）土地を取つて諸將に與ふべき賞與にせんとしたのであらうとも説かれてゐる。その（一）は上に記したガス・パル・ケロ引見の節、「吾ハ國ノ平和ヲ務ムル而已ニ非ス、擾亂ノ將ニ起ラントスルヲ除クノ意ナリ」とある様などところに基いたであらうが、この兩説は假令幾分の原因たり得る可能性を有するにしても、たゞこれ丈けの事實では、秀吉の大兵を動かした原因を説くものとしては餘りに貧弱たるを免れぬ。その眞の原因は、貿易上の利を收めんと

するにあつたことを知らねばならぬ。

（註一） 日本西教史第八章、

（註二） 黒田文書、

（註三） 榊原文書、尙朝鮮征伐の原因については、文學博士辻善之助氏著海外交通史話に詳細論述せられたり。

秀吉の朝鮮征伐の原因は侵略にあらずして、足利氏以來の勘合即ち通商貿易を復舊せんことを求めたのに、其容れられざるによつて兵を動かしたものであることは、最早動かすべからざる定説であらう。一體足利時代の明貿易に、我が國から輸出せられた重なる物品は、刀劍、槍、硫黃、銅、屏風、扇等で、これ等のものは可なり高價に賣れたものと見え、扇一本で翰墨全書一部に代へたといふこともある。我が國の武器が支那に珍重せられたことは、獨り明代に限られたことではなく、唐の安祿山の亂に兵器悉く銷亡したので、我が國に牛角等の武具を求めたことが續日本記に見えて居る。然らば當時我が國は明國から果して何を求めたであらうか。

從來の解釋に従へば、足利幕府の外國貿易は主として奢侈品の輸入にあつて、曾て外國貿易を以て國富を増さんとの考を有たなかつたと稱して、只その私腹を肥すかの如く義滿、義政等を責め、特にその義滿の如きは、明の國書にいへる「爾日本國王源道義」といふをそのまま受けて「日本國王源道義」と稱したのを以て國辱として非議せられる居る。さりながら、海外貿易の創始に方つては、獨

り日本のみならず、世界いづれの國と雖も、奢侈品の輸入交換に始まり、漸を以て國民貿易に進むものである。換言すればその初めにあつては、全く少數の貴族富豪等の嗜好を滿たすに過ぎなかつたものが、漸次國民生活の必需品を輸入するに至つて、今日の所謂國民貿易に移るのである。而かもその奢侈といふも固より程度の問題で、その人の階級若しくは地位職業に依つてそれ／＼異なるもので、決して一様に絶對的の規準を以て律することの出来ないことたるや言ふまでもない。若し單に生活の向上を以て奢侈と稱するならば、生活の向上に伴ふ文化の進歩を如何に見んとするであらうか。これ等の理由を無視して、義滿、義政等の求めた高價な外國品のみを對象として奢侈に耽つたと論ずるならば、信長、秀吉の時代に呂宋等より夥しく渡來した茶壺を求めんに千金を惜しまなかつたことをも、一様に奢侈とせなければならぬ。然るに後者のことを措いて問はずして、足利氏の對外政策のみを責めんとするは、餘りに大義名分論にのみ傾き過ぐるの嫌なしとせざるを得ない。特に足利氏の明貿易には、當時國民の必需品であつた絹と木綿との輸入を圖つたことを看過してはならぬ。即ち絹を明國より、木綿を朝鮮より輸入したことは夥しい數量に上ることであらうが、これ皆國民生活上の必需品であつたから、義滿がその前に辭を卑うしてまでも之を需めなければならなかつたのである。義滿が甘んじて日本國王の封冊を受けたといふ非難の下には、斯る事情の存在してゐた事をも冷靜に考慮せ

なければならぬ。單に大義名分論のみを以て義滿の外交を論ずることは、未だその全體を盡したものと云ふを得ない。

秀吉の明國に對する方針の、通商貿易を目的として、勘合船を復するにあつたことは、(註)慶長元年の講和條約の第二條によつても明かなることである。獨り明國に對してのみならず、そのフィリピンに對し、若しくは臺灣に對するにも、常に同一主義の下に之を行つて、先づ第一に彼れの入貢を勧めたことであつた。さりながら、秀吉が常套手段として用ゐた外交辭令の一たるこの入貢といふことは、不幸にして相手の容るゝところとならなかつた。元來入貢といふことは、決して對等國間に用ゐらるべき言葉ではない。たとへば乙國が甲國の屬國であるか、若しくは少くとも、甲國が乙國を以て對等國以下に見る時のみに用ゐらるべき言葉であるから、古來已れを持すること極めて尊大にして、中華を以て誇り、而して他國を目するに四夷を以てする支那が、日本を以て對等國と見做うとしなかつたことは想像に難くない。彼等は日本を夷狄視せないまでも、決して同等視しなかつたことは言ふまでもない。さればこそ、足利時代には勘合條約を以て、日本に對し進貢船を許して、幕府船は三年一貢、諸大名船は毎年渡航といふことであつた。日本に對して進貢船を許すといふことは、我が國に於いては、名義の如何に拘らず通商貿易上の利益を收めればよいとして、その

名を捨て、實を取るの主義であつたにしても、之を明國側から見れば、その名義を取つて日本に進貢を許し、豫ねて倭寇の取締を託するの實利を收めるわけであるから、この貿易上の名分内容に關しては、彼我兩國の立場が全然相反するわけである。即ち明國は從來日本の入貢を許してゐたのに、今度反對に秀吉から入貢を強ひられて見れば、我が要求の決して彼の朝廷に容れられるべきものではない。

(註) 兩國年來依間隙、勘合近年斷絶矣、此時改之、官船商船可有往來一事、

元來この貢といふことには、必ず封といふ問題が伴ふもので、之を分離して考へることは不可能のことである。足利義滿が日本國王に封ぜられたといふは即ち封であつて、その爲めに進貢船の問題が解決したのである。もつともこの封貢のことは、支那に於いても大問題であつて、(註)講和會議の際にも北京の廟議は封貢ともに許すべからずといふ説と、封貢ともに許すべしといふ説に分れたが、折衷説の封を許して貢を許すべからずといふ説が有力であつた。然し結局明では秀吉の封を欲するのは、要するに進貢の爲めであるのに、今これに對して貢を許さずして封のみを許すといふは、饑えたる者に食を與ふる代りに、石を與ふるやうなもので、何等の利益をも與へないといふことで、封は之を許すが貢は許さずといふことになつて、准貢を許すといふことになつた。准貢の内容的意義は明でない

が、寧波を開いて進貢を許したこと丈は確かである。徽恭録にも、蓋し關酋（即ち關白秀吉を指す）求むるところ甚だ大にして封貢に止まらず、中國但だ封を許して貢を許さずとあつて、即ち日本國王に對するだけの事はしたが、貢即ち通商を許さなかつたといふのである。斯る關係にあつたから、秀吉としては、どこまでも通商貿易が目的であつたことは之を事實とせざるを得ない。

（註） 栢原昌三氏「文祿講和條約に就いて」（史學雜誌第三十一編）

然るに秀名の目的が圓滿に運ばず、朝鮮は支那との通商を周旋しなかつたので、明國征伐の前提として先づ朝鮮を征伐することになつたのである。特に天正十八年、對馬の宗義調のはからひとして、朝鮮國使黃充吉、金誠一等の來朝して秀吉に聚樂に謁するや、秀吉之に告ぐるに、証明の師近きにあらんとするにより、朝鮮をして之れが先驅たらしめんことを以てしたが、朝鮮遂に省るところなかつた。これ蓋し彼國領土の大、兵力の強、到底蕞爾たる東海孤島のよく及ぶところにあらずと做したに依つたからではあるが、我が國情に通じなかつた朝鮮の 豊公の言を以て一場の戲言となしたのも固よりである。

是に於いて秀吉は愈々征韓の志を決し、天正十九年正月天下の諸侯に命じて、その準備に著手せしめた。先づその第一著手として諸大名をして大船の準備を爲さしめた。（註） それには、（一）常陸以

西、四國、九州沿海の諸國、竝に日本海沿岸諸國をして、十萬石毎に大船二艘を造らしめ、（二）藏納は高十萬石毎に大船三艘、中船五艘づゝ造り、（三）水主は浦々の家百軒毎に十人づゝ出さしめ、その扶持は一人毎に二人分竝に妻子の扶持をも給せしめ、（四）造船費用は先づ半額を奉行から支出し、殘額は竣工の上交附する、（五）船頭の給米は時機次第に定めることとし、いづれも翌天正二十年（文祿元年）の春を以て攝津、播磨、和泉の海岸に集合して命令を待たしめた。而して軍役として（一）四國、九州は高一萬石に付六百人、（二）中國、紀伊は五百人、（三）五畿内は四百人、（四）近江、美濃、尾張、伊勢は三百五十人、（五）遠江、三河、駿河、伊豆等東海道諸國は三百人、その以東は二百人、（六）若狹以北能登は三百人、（七）越後、出羽は二百人の出兵を命じ、翌年十二月に大阪に集合せしめた。これ等の命令に依つて見れば、例へば水主の給料を二人分とし、且つその妻子即ちその家族の生活費をも給する如きは、今日の戰時手當などに思ひ合して、甚だ面白い方法であるのみならず、その軍役に於いても、遠國近國の間に差等を設けて、成るべく苦痛を與へざらんとしたことは、決して無謀の舉にあらざることを示すものとして、豊公の用意を見なければなるまい。

（註） 甫庵太閤記、卷十三、

一方秀吉は肥前名護屋に行營を營ましめ、その甥秀次を繼嗣とし、奏して内大臣に任じ、尋いで關

白職をも譲り、これより自ら太閤と稱した。この國家多事の際秀次に家督を譲つたといふことは、蓋しこれをして専ら内政に當らしめ、自ら外征の任に當らんとする決心を示したものである。斯くて文祿元年三月朔日、先陣の小西行長、加藤清正を初めとして、諸將相ついで出發した。その動員の總數は古來種々の説あるが、豫備隊等を合せて約三十萬に達し、在韓の數は水軍共に十九萬と見れば大差ないやうである。この大兵を以て、地理に暗き異域に日夜戦闘に従事するに當り、その衛生、給養等の問題を如何にして解決したかの研究は、從來餘り顧みられなかつたところであるが、統率、兵器並に軍規等と相並んで共に研究せられなければならぬ大問題であることは言ふまでもない。たゞ併しながら、斯る問題は當時平時の内地に於いてさへ、その研究の容易ならざるところである。況や斯る場合に於いては、猶更その研究に困難を感ずるのである。さりながら、（註）近時の研究に據れば、その初めに當つて、我が軍の行動頗る敏活にして破竹の勢を以て進んだのは、士氣の旺勢にも因ること勿論であるが、一は給養の比較的圓滿に行はれた結果である。特に所謂糧を敵に藉るといふことが文字通りに行はれて、その糧の多くは鹵獲品であつたから、給養上何等の手敷を煩はすことなくして甚だ潤澤であつたのである。さりながら、この状態は決して永續すべき筈のものではなかつた。果然文祿二年三月三日附浮田秀家、小早川隆景等出征諸將の連署狀は、給養と作戰行動との關係を巨細に詳述

し、殊にその給養の非薄を訴ふるの事情を悉したものがあつた。且つその文中秀吉の渡海をとゞめるあたりは、既に早く征戰の不可能なることを暗示する如く、前年中に於ける全軍の士氣天を衝くが如き快哉を叫ぶことの出来ないのは、轉た人をして同情の念に堪えさらしむるのである。豊公渡海中止の事情を説くに、當時名護屋滞留の徳川家康、前田利家等宿將の諫止、竝に後陽成天皇から勅使を差遣せられて中止をお勧めになつたこと、とくに生母大政所の太閤の身上を案じて切にとゞめたが故と爲すは、未だ以てその真相をつくしたものと云ふことを得ない。論より證據、文祿二年正月碧蹄館の一戰、小早川隆景、立花宗虎等大に明將李如松を破つてよく之を平壤に走らしめ、爾後彼我の間何等戰鬪上の變化なかつたにも拘らず、我が軍の明の提議に應じて直に京城を撤退したのは、實に給養の缺乏に因るものである。世往々これを以て、小西行長等の罪に歸すと雖も、こは未だ事情を盡したものと云へぬ。

またその水軍に關しても、我が軍の行動には遺憾少からざるものがあつた。特に海を越えて海外に戦はんとするものが、早く制海權を確實に掌握せざるべからざるは言ふまでもなきところなるにも拘らず、水軍の將率たるべき九鬼嘉隆、藤堂高虎、脇坂安治等の名護屋に到着したのは、實に四月十日で、その翌々十二日は第一軍釜山に著し、十八日には第三軍ですら既に上陸を開始したにも拘らず、

前記水軍の指揮官は翌十九日に至つて漸く名護屋を發し、二十七日に至つて初めて釜山港口に現はれたのである。これを陸軍の行動に比するに、彼等が釜山に著した二十七日を距る僅に五日の後なる五月三日には、清正、行長等の軍は京城に入つたのである。水軍先づ制海權を收めて、偵察警備の任務に服し、常に敵情を詳にし、後方本國との聯絡を完全に維持し得て、初めて陸軍の行動安全なるを得るのに、全く冠履顛倒せる作戰は、何としても一大缺陷の潜在せるを見遁すわけには往かぬ。たゞ初め我が軍が何等の抵抗なしに輸送され、何等の故障なしに上陸進軍し得たのは、偶々韓國の廟議未だ決せなかつたので、いはゞ無人の境を行くが如くであつたからである。これ眞に一大僥倖のみ、斷じて兵家の誇りとすべき事柄ではない。特に獨り水軍にとゞまらず、概して統率宜しきを得ず、諸將相協和せずしてたがひに功を争うたときは、我が軍の行動を如何に妨げたか想像するに難くない。特に海軍に於いての軍船の構造は、我れの大に劣つて居たことを承認せねばならぬことを遺憾とするのである。

これ等の點は、前後二回七年に亘る戰役に於いて、その初めは脱兎の如く、その終は處女の如く、結局戰爭そのものゝ直接利益は何等之を收むることを得ず、特にその再征の役には蔚山籠城の如き悲壯のことすらあつて、纔に敵を破るを得たことであつた。しかして豊公もこの終局を見るに及ばずし

て慶長三年八月を以て薨去し、遺命して師を班さしめたから、その終りは甚だ要領を得ざるものになつて、我は政治的には何物も獲る所なく、徒に財を靡し、兵を損じたに過ぎなかつた。さりながら、その影響として、これを外にしては、支那に於いては比年倭寇の爲めに苦しめられた上に、この戰役の爲めにさらに多くの損害を受けたことゝ、遂に明國滅亡の機を助成した。又これを内にしては、國民の元氣を發揚し、海外發展の氣運を助長し、且つ我が工藝上に與へた影響の著しいことを注意すべきである。

（註）朝鮮役については、杉村勇次郎氏著「軍事的批評豊太閤朝鮮役」負ふところ多し、

斯くて前後七年に亘る征韓の役は遂に何物をも得ることなしに終つたが、その工藝方面に與へた影響の大きいなるには驚かざるを得ない。特に最も影響を與へたのは、製陶業であつた。我が製陶業が藤四郎春慶が後堀河天皇の朝道元禪師に従つて入宋し、製陶の業を傳へて尾張に陶窯を開き、我が國製陶業に一新紀元を劃したことであつたが、この度征韓役以來、彼の國の捕虜または工人の渡來によつて、朝鮮製陶の業を傳へ、それが多くは今日にも榮えてその土地々々の名産となつて居るのである。

（註）これより先き韓人宗慶といふもの歸化して京師に住し、陶窯を開き、その子長次郎長祐といふもの千利休と交り深く、種々工夫の末所謂樂燒の製を創め、秀吉の聚樂第にあつて茶器及び瓦を焼いた

といふから、茶器の製造せられたるものも全然皆無とは云ふことは出来なかつたけれども、概して陶器は、當時尾張の瀬戸、備前、丹波、近江信樂等の外、内地に於いて製するものはなかつた。それ故支那の青磁、染付、吳須の類より、朝鮮製の熊川、金海、章登等の類を求めて賞翫したのであつた。されば朝鮮陶器の名は當時何人も少しく心あるものは之を記憶して居たから、征韓軍の起るや、従軍の諸將は陶工の俘虜となつたものを連れ還つて、陶窯を領内に開かしめ、斯くて慶長以來陶窯の業各地に勃興するに至つたのである。例へば細川忠興は加藤清正によりて歸化した尊階（後ち上野喜藏と改む）を得て豊前の上野焼、肥後の八代焼を起し、黒田長政は八山（後ち高取八藏と改む）並に加藤清正の俘虜新九郎を得て筑前の高取焼を起し、松浦鎮信は巨川を得て肥前の平戸焼（早岐焼とも）を起し、鍋島直茂は李參平（金江の人なるを以て、後ち金江參平と改む）、宗傳（後ち新太郎と改む）を得て白磁を發見し、肥前の有田焼を起した。もつとも有田焼は永正の頃、彼の祥瑞五郎大夫といふもの、支那から磁器の製法を傳へて有田で初めて青華磁器を焼いたとの説もあるが、これは果して有田に於いて焼いたものか、又は支那出來のものを日本に送つたものか未だ詳でないから、その初めて有田で磁器を焼いたのは、確かなものとしてはその功を參平に歸せざるを得ないといふことである。又島津義弘は特に陶工十七人を得て大隅の帖佐焼、堅野焼、苗代川焼等を起し、毛利輝元は李敬（後ち

麗三左衛門と改む）を得て長門に萩焼を起した。以て朝鮮の製陶術の我が國に傳來したことの夥しいことを知るべきである。たゞこれ等朝鮮陶工をつれ歸つた大名が九州に多かつたことは、誠に一奇とすべきであるが、ともかくも九州地方に於いて製陶業勃興の原因を爲したことは、何としても争はれないところである。然らば當時のこれ等諸大名は、何故に特に焼物の技師を連れて戻つたかといふに、それにはまた理由がなくては叶はぬ。

（註）日本工業史、平田鏗二郎氏「文祿役の我工藝に及ぼせる影響」（征戰偉蹟所收）

既に屢々述べたところであるが、足利時代から専ら流行した茶の湯は、安土桃山時代に至つて愈々盛になつた。秀吉が天正十五年に京都北野に催した大茶湯は、實にその表現とも見得るべきものである。従つて諸大名の間にも流行して、蒲生氏郷、伊達政宗、前田玄以、黒田如水、同長政、細川幽齋、同忠興（三齋）、織田長益（有樂）、古田重然（織部正）、金森長重など、何れも數寄の道にかけては錚々たるものであつた。茶道の流派の中に、織部、有樂、石州、遠州等の別があるが、その開祖はいづれもこれ等の諸大名であるのに徴すれば、蓋し思ひ半ばに過ぐるのである。斯ういふ時代に於いて、茶器の重んぜられることは寧ろ當然で、（註）信長は曾て柴田勝家の姥口の茶碗を所望したに對して容易に之を與へず、その越前平定の功を奏するに及んで、漸く之を與へたといふではないか。而

してこの茶壺を初め、これ等の茶器は未だ我が國に於いては製産せられず、多くは所謂渡り物で、支那、朝鮮、若しくは遠く呂宋物などを愛玩して、千金を惜まずして之を求めた程であつたから、これ等従軍諸大名が争うて朝鮮の陶工を連れ來つたことに何の不審もないわけである。その他活字印刷の法などもこの役に負ふところは蓋し少くないであらう。なほこの茶道のことに就いては後章更に述べるであらう。

（註） 甫庵信長記、卷十四、

なほ又茲に國民生活史上注意せなければならぬことは、綿種傳來說である。木綿は既に（註一）桓武天皇の延暦十八年、蠻船三河に漂著してその種子を傳へ、翌年紀伊、淡路など四國九州の暖國に植ゑしめたことは、舊史に見えてゐるから、その傳來は古いことであるが、何時の間にか中絶したやうである。（註二）その後この種子の傳來を普通文祿の頃明國から渡來したといふ事になつて居る。木綿通考には野語述説を引いて、永祿、天正の間始めて西域より棉種を傳ふとあり、又（註三）彼の三浦淨心は慶長十九年自ら筆を執つてその見聞にかゝることを記して、大永元年西國のもの武藏熊谷の市に來て木綿種を賣るものがあつたので、土人之を買取つて植ゑ、翌年又相模三浦に栽ゑて、四五年の間に木綿三浦に多く、町人三浦木綿と稱して諸國に賞美せられたといふことを、古老の話に據つて書

いてあるから、關東に於いては既に大永元年の頃から試植せられ、追々木綿の製織も行はれたこと、思はれる。尙これに就いて更に思ひ合ふことは、（註四）伊達政宗が朝鮮役中、文祿二年朝鮮木綿布を岩手山城の母に贈り、且つ韓地の情況を報じて、之を慰めた文中に、韓地の木綿布が日本關東のそれよりも美しいといふことを記してあることである。されば綿の種子が文祿以前已に一部の地方には傳來してゐたのみならず、綿布の機織も多少はあつたと見ねばならぬ。さりながら、當時木綿は非常に貴重品で、我が輸入品中の重要品であつたことは既に述べたところであるが、（註五）慶長元年土佐の沿岸に蠻船の漂著した折、秀吉への獻納品の内には、實に上々縞子五萬端、金襴緞子五萬端、白絲十六萬斤、麝香箱一など、共に、唐木綿二十六萬端の記載があるのである。もつともこれを以て日本への貿易品と見做す事は出來ないが、當時我が國民の大に之を要してゐた事情は察するに難くない。政宗がその母に朝鮮木綿布を贈つたといふも、亦その一端を示すものと見ねばならぬ。されば當時に在つては、木綿といふものが決して今日のごとく最も得易い衣服の原料品でなかつたことがわかる。故に木綿種の傳來は、或は永正の頃に遡らねばならぬとしても、當時流布の程度が果して如何程までに進んだであらうかといふ疑を以て見れば、なほ文祿慶長役の頃にも、從軍の將士之を韓國から持ち來つて、名々その領内に試植したやうな事實が全然なしとも限るまい。斯ういふ見解のもとに、

朝鮮役の我が國民の生活に及ぼした影響を考察するならば、更に多くのものを發見するであらう。（註六）加藤清正が華陀の祕法と傳へる眞效油と稱する油藥を傳へたといふことも、序に擧げて置かう。

（註一）類聚國史

（註二）大和本草、和事始、地方凡例錄卷三、

（註三）見聞集卷三、關東衣服昔に替る事の條、

（註四）伊達氏四代治家記錄、

（註五）市庵太閤記卷十六、土佐國寄舟之事、

（註六）後藤庄三郎由緒書

第三節 豊公の南方經營

秀吉は獨り朝鮮支那のみならず、今日の言葉を以て云へば、東洋より南洋にかけて悉く之を統一服屬せしめんとする大抱負を懷いてゐたことは、既に略述したところであるが、尙又天正十五年佐々成政征伐の爲めにその罪狀を擧げた文中に、（註一）「唐南蠻國迄も可被_レ仰付_レ被_レ思召_レ候」とあるのに據つて之を證明することが出来る。その後彼はまた機會ある毎に、南蠻天竺征伐の意圖あることを漏らしてゐる。この絶大の目的、曠古の計畫を最も具體的に明示したものは、（註二）天正二十年（文祿

元年）秀吉が肥前名護屋の本營から關白秀次に送つた文書、竝に秀吉の右筆としてその信任を得た山中橋内といふ者より大阪なる豊公の女中に送つた文書等によつて、當時秀吉は早くも支那を席卷した氣分に成つて、之が處分を考慮中であつたことがわかるのであるが、加藤、小西以下先鋒の諸將には天竺に近い處を配分するから、別に秀吉の命を待つまでもなく、力次第に天竺を切取るべしと命じてあるところなどは、宛として無人の境を行くかの如き想があつて、早くも印度征服を夢みて居る。而して彼は日本船附の地として、南方寧波に居所を構へ、策戰計劃の大本營と爲さんと口吻を漏らし、足利幕府以來寧波貿易が常に彼我交渉の中心問題となつた丈に、彼が南方經營の本營としてこの地を選定しやうとしたところに、無理の興味なきを得ぬ。

（註一）吉川家什書、卷九、尙秀吉の南方經營については、海外交通史話に負ふところ少からず、

（註二）前田侯爵家所藏文書、組屋文書、（共に載せて征戰偉績にあり、）

當時國勢膨脹の氣運一般にみち／＼と、嘗に秀吉のみならず諸大名も皆壯快なる雄圖を懷いて、海外にその驥足を伸ばさんとしてゐたことは、（註一）既に天正十一二年の頃、もと出雲尼子氏の部將であつた龜井茲矩が秀吉に請うて琉球征伐の許諾を得、琉球守と稱し、その後ち又朝鮮陣中の頃から、台州守と改めた如きはその著しい一例である。この台州とは支那浙江省の一州であるが、未だ支那に

向つて何等侵略配分の事實なきにも拘らず、これを稱したときは、之れを單に遊戯的氣分と見做せばとも角、然らざる以上秀吉の支那分封を夢想した事實に較べて、興味なしとせない。（註二）又加藤清正と共に第二軍を率ゐて朝鮮咸鏡道の經略に餘念もなかつた鍋島直茂は、支那への轉封を望んだことなどを見れば、思ひ半に過ぐるであらう。

（註一） 龜井伯爵所藏文書、

（註二） 韓陣文書、

西國瀕海の諸大名が斯くの如く異域に驥足を伸ばさうとするのは、一には領土の擴張侵略といふ意味もあらうが、又その中には貿易上の収益を目的としたことも必ずなくて叶はぬことと思はれる。夙に大内氏の支那貿易に於ける収益の大なる事を知悉せなければならぬと推せられる龜井氏、竝に鍋島氏が支那轉封を請ふの口實中には、領民の八幡商賣即ち私貿易に従事して、そのまゝ支那に居住する者の頗る多いことを擧げて居るのを見てもわかる。且つこの後ち慶長に至つてこそ、伊達政宗の遣使等のことがあるけれども、概して東國の諸大名が圖南のことに手を染めなかつたに反し、西國諸大名の間に常に斯る壯圖が企てられるのは、一は文化普及の程度、又は交通其他の事情に負ふところ大なるは勿論であるが、とも角西國瀕海の諸大名が貿易上の利益を獲得せんとするの志の、決して少小で

なかつた事實を忘れてはならぬ。

秀吉は印度に對しても例の外交方針で、天正十九年七月印度副王即ち葡萄牙領印度歐亞總督から送つて來た書に對し、返書を裁して入貢を促した。これより先き、天正十年、九州の大友、大村、有馬の三大名は使を羅馬に派遣したが、超えて十五年、一行伊東義賢等は歸途印度に立寄つた。恰もその頃印度の副王は書を秀吉に送り、その壯圖を賛し、布教についての恩遇を謝し、併せて將來の保護を請はんとしてゐた際であつたから一行の到着を幸機と爲し、宣教師のバリニヤーニ（Valignani）を使者として一行を送り、かたゞ日本に遣はすことになり、天正十八年我が長崎に到着し、ヅリニヤーニは翌十九年正月秀吉に謁して副王の書を上つた。この印度副王の書は近年京都妙法院から發見せられて、（註一）京都帝國大學の新村博士に依つてその詳しい解説が發表せられた。それに據ると、この使節の目的は、當初印度を出發する時と、愈々日本に到着した後とに於いて、自然變化を生じたものらしいといふことである。それは、この書の草せられた時には、未だ天正十五年の秀吉の耶蘇教禁止令を知らなかつたから、日本に於ける宣教師の保護を乞うたものと見えるが、爾來數年を経過した爲めに、愈々使節謁見の際には、秀吉の全國を平定して將に武を海外に振はんとするを祝するが如く、且つは秀吉の怒を宥めて禁令を弛め、宣教の保護を請ふの意を寓するかのやうになつたのである。さ

ればこそ、諸書多くこの事を西暦一五八七年（天正十五年）として居るのに、この書翰には一五八八年に作つてあるが、さてその一五八八年の八は、もと七とあつたものを都合によつて八に改竄した痕跡の存する所以であらうといはれてある。

秀吉がこれに對して天正十九年七月二十五日を以て與へた返書は、（註二）仁、明、武の三を以て積年の亂を平定し、異邦遐陬に及ぶまで來享せざるなく、東西南北唯命これ從ふといふ語氣を以て、その入貢を迫つたものであるところは、實に明國に對すると同一轍であるところに、秀吉の外交方針を窺ふことが出来る。

（註一）「印度副王より豊臣秀吉に送つた書狀」藝々第二卷第六號並に南蠻記、

（註二）富岡謙藏氏所藏文書

秀吉はまた印度征伐の大抱負を宣言した後、（註）天正十九年九月にこれと同じやうな意味の書狀を送つて、フィリッピンの入貢をうながした。當時フィリッピンの太守はマリニヤス（Gomez Perez das Marinas）といひ、西班牙の植民地として盛に經營に従事してゐたが、支那移民の暴動や、我が海賊などの襲來によつて苦しめられてゐたから、實は辛うじて島内の主權を維持するを得るの有様であつた。この際貿易商原田喜右衛門の手代として屢々呂宋に往復し、フィリッピンの事情に精通して居た同苗

孫七郎と稱するもの、秀吉の野心を知つてこれが征伐を勧め、秀吉も遂に動かされて、こゝに孫七郎を使節として入貢を勧めることゝなつたのである。これに對して、彼はファン・コボス（Juan Cobos）といふ僧を使者として我が國に遣し、肥前の名護屋の行營に於いて秀吉に謁し、答書を捧げしめた。この答書は、西班牙の強大なることを説き、更に日本使節の身分について幾分疑はしい點はあるが、貴國との修好通商は好ましいところであるから、使僧を遣して謹で敬意を表すといふのであつた。而してこれと共に、彼は本國政府に向つて、日本と支那の國情を告げ、支那と同盟して日本を討つか、或は禮を厚うして日本と交通するか、二者その一に出でざるべからざることを上申して、この訓令を求めたことであるが、秀吉から、「可下偃^三降幡^二而來服^上」と逼つて對し、西班牙本國の強大にして敢て日本に讓るなきことをほのめかしたところは、秀吉に對する鸚鵡返しとでもいふべきもので、特に使節の身分について疑義を挾んだところは、さすがに外交術を心得てゐるものゝ仕業である。これに對し、秀吉は第二の使節として喜右衛門を遣し、その入貢をすゝめたが、マリニヤスは依然として改むるところなく、やむを得ざれば彈丸の入貢あるのみと言うて、交戦を辭せざるの態度を示したが、恰もこの頃西班牙と和蘭との間に事端を生じ、本國に於いても、植民地に於いても、局面頗る急なるものあつて、マリニヤスはマラッカ征伐軍を起してゐたので、此際日本と事を生ずるの不利なるを

察し、原田の歸航と共に使節を遣した。この一行はまた名護屋で秀吉に謁し、方物を獻じて通商條約を締結せんとしたが、遂に行はれず、秀吉もまた征韓軍連戦連勝の際であつたが、事を起すに及ばずして終つた。たゞ吾等は、この事が幾分秀吉の豪懷を利用して、所謂戦争成金の實利を占めんとした原田主従の計劃に出でたところではなからうかとの疑問を提出して、この局を結びたい。

（註）征戰偉績及び海外交通史話、

秀吉はまたフィリッピンの交渉最中、更に書を臺灣に與へてその入貢を促した。臺灣は當時我が國でタカサゴと稱し、高砂又は高山國と書いたが、（註一）これは西海岸南部の要港たる打狗の邊に占居して居た打狗山仔と稱する蕃族の名から轉訛したもので、而してその地の風光の我が高砂浦を聯想せしめる所から、ついに臺灣一地方の名稱を以て全島に及ぼしたものである。さりながら、臺灣には當時政廳と稱するものなく、たゞ支那大陸より移住した客家と稱する種族が西部及び北部の平野に繁殖してゐた外、土蕃に過ぎなかつたから、これに對して入貢を促すの外交を用ゐたところで、それが何等の効果あるはずはなかつた。文祿二年十一月五日附の原本が、今日前田侯爵家に傳へられて居るのは、使節たる原田孫七郎も無政府の臺灣に之を届けるの手段なく、空しくそのまゝ持ち歸つた故であらうと解せられるのは、即ちこれが爲めである。

（註）文學博士村上直次郎氏西洋商業史、同内田銀藏氏「三百年前日本と臺灣との經濟的關係」（史林第二卷）

斯くて秀吉の南方經營は、やがて秀吉の薨去と共に空しくなかつたが、原田喜右衛門の呂宋に對する計劃も、また自ら消滅しなければならなかつた。

第四節 江戸時代に於ける朝鮮との修交

豊太閤の朝鮮征伐は、その薨去によつて有耶無耶の間に撤兵となつたが、そのまゝ物別れとなつて居ることは、兩國の間に出來得べきことでない。特に海外貿易を希望した家康としては、猶更のことである。是に於いて朝鮮との修交問題が起るのである。

家康の朝鮮修好問題は、慶長三年秀吉の薨去後間もなく具體的に現はれて來た。即ち慶長四年の頃から、對馬の宗氏をして専らこれに當らしめた。對馬は朝鮮との貿易がなければ自給が困難な國であるから、極力和平の爲めに盡力し、彼れの求めによつて文祿慶長役の捕虜を送還して、斡旋大に努めるところあつたが、朝鮮は支那の許可を要すと稱して、容易に應じなかつた。さりながら、當時朝鮮にはなほ明兵の駐屯するもの横暴を極めたから、日本と和を結んで明兵の撤退を欲し、講和の念大に動くものがあつた。仍て朝鮮に於いては、慶長八年孫文或を對馬に遣して我が國情を探らしめ、且

つ講和に對する我が國の眞意の如何を窺はしめた。是に於いて對馬にては、朝鮮の貴族でたまく對馬に捕虜として居た金光といふ者に旨を含ましめて送還した。而して翌九年には朝鮮使節僧惟政（松雲大師）及び孫文或は、家康に伏見に謁して和議の成るを謝したが、家康も松雲の請に依つて、朝鮮の俘虜三千餘人を還へし、二使も尋いで歸國し、我が國の誠意を知つて彼の國人は大に喜んだことであつた。

然るに超えて十一年（即彼の萬曆三十四年）に至り、朝鮮の禮曹から書を宗氏に送つて要求するところあつた。その要求は、（一）家康より先づ國書を送ること、（二）先年秀吉の朝鮮陣の際、朝鮮の先王の陵墓を犯した賊を捕へて送ることの二條を履行したならば、喜んで和好を修すること昔日の如くならんといふのであつた。これに對し、家康がその要望を容れて先づ國書を送ることゝなれば、これ即ち我より降を乞ふと同轍で、國交上の一大失態となるから、間に立つた宗氏は、窮餘の策として一計を按じ、州内の罪人を縛して犯陵の賊と稱して送り、且つ家康の書を偽作して之に報じた。

朝鮮では、その要求にかゝる二條件が斯くして履行せられたから、之れに對する回答使として、呂祐吉及び慶遜ケイセンの正副二使以下を派遣せしめ、五月六日江戸に於いて將軍秀忠に謁し、國書方物を獻じた。この時の國書は、前年對馬で偽作した我が國書に對するものであるから、この度また宗氏は、之

を改竄して前後の辻褄を合せたものである。而かもその文中に、（註）「壬辰之變（文祿の役）無_レ故動_レ兵、構_レ禍極_レ慘、而及_二先王丘墓_一、弊邦君臣、痛心切骨、義不_レ與_二貴國_一共戴_一一天、六七年來馬島（對馬）雖_レ以_二和事_一爲_レ請、實是弊邦所_レ恥、承聞今者貴國改_二前代之非_一、行_二舊交之道_一、苟如_レ斯、則豈非_二兩國生靈之福_一也」というてゐる。即ち朝鮮では、日本に於いては前代の非を改めて舊交の道を行ふに依つて、朝鮮から使節を出すのであるとするのに、我が國は之を和好の謝禮使であるかの如く解して、秀忠は日本國源秀忠として復書を與へたのであつた。

（註）外蕃通書、尙此の項は海外交通史話に據るところ少からず、

さりながら、兎にも角にも斯くて朝鮮との修交が舊に復して、慶長十四年には宗氏は彼と條約を結び、釜山に邸を設けることゝ、竝に貿易船として一歳二十艘を派遣する事を約した。之が世にいふ己酉條約である。十九年には又家康、宗氏に命じ、朝鮮の來聘を促さしめ、又明國への來聘の道を假りやうとしたが、竝に朝鮮の容るゝところとならなかつた。元和元年大阪滅亡するや、宗氏は是れを以て彼れの仇を復したものとなし、朝鮮に對し、宣しく慶賀の使を送るべしと言ひ送つた。これに對して、元和三年大阪平定國內統一の賀使として吳允謙が來朝し、伏見に於いて秀忠に謁した。これに對する秀忠の書は、朝鮮に於いて、徳川氏の大坂を滅して海内の蕩平せるを聞き、明に奏して我が國へ

賀使を送つたことを敘して、「事已聞_三貴國、忽奏_三天朝」（支那の朝廷を指す）而賀_三弊那之無爲」といつてゐる。從來宗氏が間に居て國書の改竄を敢てしたことすら、我が外交史上の失態であるのに、今またこの語のあるは、外交文書としては實に甚しい失態と言はねばならぬ。而してこの時も日本國源秀忠とあつたのを、對島に於いて國王とするやうに運動したが成功しなかつたから、勝手に王の字を加へたのである。さりながら、これが朝鮮來聘使の初めであつて、この後寛永元年に徳川家光が將軍職を繼いだ時から、代々將軍の代り目毎に來聘使が來るやうになつた。而してこの寛永元年の我が國よりの復書に、日本國主とあつたのを、對島ではそれでは都合が悪いといふので、主の字を王の字に改めた。この事實が寛永十一年に至つて暴露し、翌十二年、幕府は關係者を處罰し、且つ朝鮮へもその旨を通じた。

斯くて徳川氏の頭初に於ける朝鮮との修交問題は、その表面に於いては麗しく出來上つたが、その内實に於いては。我が國の屈辱となつたことを悲まざるを得ない。當時の學僧として外交の機密に與つて居た崇傳すら、口舌の間にこそ朝鮮を呼ぶに我國を以てしたとは云ひながら、支那を呼ぶに天朝と云ひ、而かもその字を一字上りの擡頭で書いた如きは、何としても失態たる譏を免れぬ。況んや國産に乏しく、自主自活の途に窮する對島が、目前物質上の利益の爲めに、かゝる高遠なる理想に想ひ

及ばなかつたのは無理もない。而かも家康の外交方針が、これに依つて幕威の海外にも輝くものとなして、一は内政上にも資し、且つ彼れを通じて明との國交を開かんことを期したるは、察するに難くない。既に述べた如く、足利氏以來我が國の外交は、名義を取らんよりは寧ろ實利を取るの主義が、傳統的に脈々として流れ來てゐることを知らねばならぬ。

斯くて朝鮮との修好の恢復せられたについて、朝鮮からは色々な物品の輸入のあつたことは想像に難くないが、(註)寛永十四年板坂卜齋が紀伊徳川頼宣に請ひ、朝鮮から何首烏、麝干、鬱金、姜黄等の藥草根竝に核實を求めたことは、當時藥草類の輸入の夥しかつたことを類推せしめるものである。

(註) 羅山先生文集、卷十四、

第五節 耶蘇教の傳來とその禁止

耶蘇教の傳來は佛教傳來の當時ほどに、我が國民に甚大な影響を與へなかつた。特にその傳播が西陲の地に私的に始まつて、漸を以て中央の都會に及ぼしたことなどは、彼の佛教の採否が公然廟堂の議案に上つたに相比して、その徑路の著しく異にするだけ、その採否の議論などは國家として問題となるに及ばなかつた故もあつたであらう。その傳播の當時が足利氏の末造戰亂の間で、特に後章更め

て論ずる如く、一般に神佛に對する信仰心に動搖を來した時代であるだけ、却てその流布には一種の便宜を得て、心的空疎を感じてあつて人々の間に、比較的容易に弘布したかも知れぬ。特に佛教の勢力が昔日のごとくならず、ひたすら現實を追ふの風潮であつた當時に在つては、益々その便宜を得たとも見られる。況んや織田信長のごときは佛教退治の一方便として、之を奨励したとさへ解せられてゐるのを以て見ると、益々その然る所以を解するに足ると信ずる。さりながら、その流布の裏面に土地の侵略といふ畏るべき魔の手が潜んで居るものとして、遂に公には禁止とならなければならぬ運命に陥つたのは、誠に是非もない次第であるが、未だに耶蘇教の教理が我が國體に合ざるもの、如くに信ぜられて居るのは、その根蒂の甚だ深きものあるを思はしむるのである。

初めて日本を西洋に紹介した人は言ふまでもなく伊太利人のマルコ・ポロ (Marco Polo) であるが、その見聞録には、我が國を以て非常に金銀に富んだ國で、王宮は黄金を以て屋根を葺き、床板敷石の代りに黄金の厚板が用ゐられてあると書かれてある。この記事が土地探險熱の勃興した十五六世紀の交の歐洲人の腦裏に、如何に深く感銘せられたかは多言を須むずして明かなることであつて、コロンブス (Columbus) の亞米利加發見も、實は日本に來たい、支那に來たいの念慮から、その近道と信じ、た西廻りをやつてゐる内に、偶然に發見したことであつた。

このマルコ・ポロの見聞録に見えた日本の記事は、果して何の據る所あつたかはもとより疑問たざらざるを得ないが、これをやや後ちの金閣や銀閣、さては安土桃山時代の金碧燦然たる諸建築に徴すれば、殆んど一種の豫言であるかの如くにも見えて、これより陸續として來航した彼等歐人の間には、定めてこの記事の虚傳ではなかつたこと、首肯したのも少くはなかつたらうと思はれる。

斯くて歐洲人にして初めて我が國に來航したのは、葡萄牙人であつたが、これとても實は暹羅から支那の南海^{シナ海}地方に來る積りで、支那沿岸を航海してゐる途中、暴風にあひ海上に漾ふ内に、偶然に我が領土に漂著したといふまで、コロンブスの亞米利加發見などと同じことである。これが恰も天文十二年頃の種子島に於ける葡萄牙船の漂著であつて、これより葡國との交通は漸次頻繁になり、鹿兒島、山川、或は坊ノ津邊へ著船したが、後ちには豊後の諸港、又は肥前の平戸に入港し、又は同じく横瀬浦、福田などに著くことになり、元龜元年初めて長崎に入港するに至つたのである。

耶蘇教の傳來したのは、葡船の種子島漂著よりはや、後れて、天文十八年のことである。初め葡人の我が國へ來航して間もなく、(註)鹿兒島に彌次郎と稱する者あり、曾て事によつて人を殺し寺院に遁れ、剃髮して安西と稱し、罪障消滅の法に心をいためて居たが、葡船長アルバロ・バス (Alvaro Vaz) と相知り、歐洲の名僧のマラッカ (Malacca) にあることを聞き、これに就いて教を受けんと欲し山川

港に碇泊して居た葡船に搭じてマラッカに渡航した。この名僧とは即ち歐洲に於ける新教に對抗せんが爲めに設立された耶蘇會 (Company of Jesus) の創立者の一人として、東方傳道に従事して居たフランシス・ザビエルであつた。安西はこゝでザビエルについて耶蘇教のことを聞き、遂にザビエルと前後して當時葡萄牙の東方經營の根據地であつた印度のゴア (Goa) に赴き、葡萄牙語を習得して、その鋭敏なるに彼等を驚かしめ、遂にパウロ・ダ・サンタ・フェー (Paulo de Santa Fe) としふ教名を貰ひ、天文十八年 (一五四九年) ザビエル外二人の宣教師を伴つて八月に鹿兒島に歸つたのが、そもそも耶蘇教傳來の初めである。

(註) Hildreth: "Japan as it was and is" 及び文學博士村上直次郎氏西洋商業史及び東西交通史、

ザビエルはこの地で布教の便宜の爲め、パウロなる彌次郎の助力によつて宗教問答書等の書を著して傳道に従事した外、つとめて僧侶とも親しみ、常に米を食ひ、精進の食物を攝つた如きは、その布教上の用意の程を察すべきである。さりながら遂に僧侶の反對にあひ、平戸から山口を経て、天文十一年には京都にも來て各地に宣教して相當の効果を收めたものゝ、何分にも足利氏の末造で、天下亂れて意の如くならず、布教のことをパードレ・トレス (Padre Torres) に託して、天文二十年豊後を経て印度に歸らなければならなかつた。それ故その滞在は僅に二年餘に過ぎなかつたけれども、さすがに

人物であつただけに、將來我が國の耶蘇教の宣教に見込ありとの報告のもとに、これより宣教師の渡來するもの多く、次第に流布したのは、實にその功績に歸せざるを得ぬ。

耶蘇教が斯くの如くにして漸次隆盛になるにつれ、當時の諸大名が如何にこれを取扱つたかといふことを見るにつけて、思ひ當ることは、信長、秀吉、家康等の外交的政策である。既に述べた如く、彼等の外交的政策は名を捨て、實を取るの方針で、實は通商貿易にあつたのであるが、今諸侯の耶蘇教に對する考も殆んど之と同じく、九州の諸大名は競うて宣教師を其領内に招いだとはいふものゝ、それは必ずしも耶蘇教を尊信する意味に於いてはなくて、實はそれに依つて外國貿易を開き、西洋の貨物を得んとしたからである事知らねばならぬ。蓋し西班牙及び葡萄牙の兩國は熱心なる舊教國で、新發見の地に對しても布教導道に力めたところから、彼の商人に於いても、又機に應じて宣教の便宜をはかつたことであつた。従つて我が國に於いても、耶蘇教を歓迎せざる地方には商船の赴くものなく、商船の著するところ必ず耶蘇教の弘通するところであつた。(註) また彼等宣教師等も、その排斥を受けた地方に對しては、商船の入港をとめて復讐的態度を取つたことは、即ち領主の貿易欲を減殺せしめたもので、物質的にこれを苦しめんとしたものに外ならぬ。これは實にその傳道の巧妙な點である。

（註一）貿易史上の平戸、

平戸の松浦隆信（道可）は多年支那貿易の利益を享けたから、葡船の入港を見るや、その通商を便にし利益を収めんと欲し、又ザビエル等の來るに及んで、よく之れを款待した。（註）されば松浦氏の一族籠手田兵部少輔安昌も洗禮を受け、教名をアントニオと稱し、大に耶蘇教を推奨したから、信徒の數も非常に多數に上つた。さりながら、こゝにも亦佛教徒との争ひを生じ、十字架の焼亡、或は教會堂の破壊等相ついで起り、遂に佛教徒と耶蘇教徒との間に黨を樹て、相鬪はんとするにいたつたから、永祿元年、隆信は宣教師にさとして領内を去らしめた。尋いで同六年平戸に入港した葡船の船員と、平戸の町民との間に争論起り、双方に死傷者を出した爲めに、一時平戸への入港を停め、肥前の大村純忠の領地たる横瀬浦（佐世保灣の入口）に入港するに至つた。

（註）貿易史上の平戸、

當時大村氏は龍造寺氏の壓迫を受け、財政困難を感じて國運甚だ振はなかつたから、今葡船の領内に入港するに至つた偶然の機會を喜んで、之れを歓迎せざるを得なかつた。（註）仍て永祿五年葡國商人に許すに、（一）天主堂を創設し、葡人の爲めに横瀬浦の一港及び其周圍二里四方の地を開き、諸税を免除し、教師の許諾なき異教者は一人も港内に住することを得ざらしめ、（二）港内に住する葡人に

對しては諸税を免除し、且つ自今十年間葡人と貿易を營む人にたいしても、課役一切を免除するの二個條の持權を以てし、自ら教徒となつて保護するところあつた。さりながら、幾程もなく永祿六年に至り大村氏に叛亂起り、豫ねて耶蘇教徒に對して不快を懷いて居た佛教徒が、この機に乗じて横瀬浦を襲ひ、全港を一炬に附したので、葡船再び横瀬浦を捨て、平戸に入港するやうになつた。さりながら、松浦隆信は貿易の利を占むるを目的として、耶蘇教にたいする態度は依然として冷淡であつたから、宣教師等は寧ろ彼等に親善なる大村氏の領内に葡國貿易を移さんことを冀望し、永祿八年葡船の來著するや、之を大村領の福田港に向はしめた。然るにこの地は長崎灣口を去る二里許の處で、港内波高く碇舶に不便であるので、他に良港を搜索中、附近に長崎港（當時深江津と稱す）のあるを發見して、元龜元年以來この地に入港して、漸次盛んになつた。これ等の事實は即ち我が諸大名が、海外交通に對する態度、竝に彼等外人の貿易と布教とを併行せしめんとする態度を徵するに足るものである。特に豊後の大友氏が永祿十年を以てニケイヤの司教（Bishop of Nicen）に贈つた書狀には、自分は多年宣教師及び葡人を保護して居るから、硝石は一切他領へは送らず、自分のほうにばかり毎年十ピコル（百斤）を送るやうに注文して居る如きは、その最も顯著な一例である。

（註）貿易史上の平戸、東西交通史、海外交通史話、並に文學博士村上直次郎氏、「安土桃山時代の基督教」（安土

桃山時代史論所收）

「當時京都地方の耶蘇教の状態は、すでに述べた如く、天文十九年にザビエルが京都に来てから、永祿二年に豊後からガスパル・ビレラ (Gaspar Vilela) が来て堺にも布教し、同八年にはルイス・フロイス (Luiz Froes) と共に將軍義輝にも謁見して、尋いで同十二年にはフロイスは信長にも謁見した。恰もこの頃は、信長が漸く入京して、これから四方の攻伐に著手せんとした頃で、多年佛教徒の横暴に苦しんだ信長が、今此耶蘇教と稱する新來の宗教に依つて佛教徒を抑制せんと欲したのは無理もない。特に信長は、必ずや九州地方に於ける佛耶兩教徒の争鬭を聞いたであらうから、益々此信念を得たものと推察せられる。仍つてこの頃信長は伴天連オルガンチノ (烏爾干伴天連 Padre Organitino) の爲めに、京都に寺を建て、永祿寺を稱し、耶蘇教布教の便益をはかつた所が、比叡山の大家之を聞き、年號を以て寺號とする事、我が延曆寺の外あるべからずとて、強硬な反抗を企てたから、信長も致し方なく、朝命によつて之を南蠻寺と改稱し、近江甲賀の地五百貫を宛て、其寺領と爲さしめた。(註)もつとも我が國に於いて最初に建立せられた耶蘇教會は、天文二十一年に山口に大道寺といふ名によつて建てられたもので、次には弘治元年豊後府内に建てたものである。平戸にも弘治元半に禮拜堂があつたが、天門寺といふ教會堂の出來たのは、降つて永祿七年のことである。たゞしこれ等の教會堂

は、南蠻寺院の圖に見る如く、佛寺に類した日本式建築であつて、たゞ單に教會堂は屋根に十字架のあるによつて我が佛寺と區別せられたるに過ぎぬ位のもので、彼の法王グレゴリ第十三世 (Gregory XIII) の記念碑に、その寄進に成つた豊後、安土、その他の學林、宣教師の住所等の西洋風建築の圖を彫刻してある如きは、寧ろ想像に成つたに過ぎぬ者であらうとせられて居る。斯くて天正五年には京都に、二萬人の信徒を數へたといふことである。

(註) 東西交通史、

信長の耶蘇教を保護した一の動機は、佛教徒抑制にあることは已に周知のことであるが、又その一は、信徒を政策上に利用せんとしたことをも忘れてはならぬ。彼の天正六年荒木村重が攝津高槻城主高山左近友房等を糾合し、同伊丹城に據つて叛した時、信長は右近の耶蘇信徒なるを以て、當時信長の信任を得た葡の宣教師オルガンチノ・ソルヂ (Organitino Soldi) を遣し、これに説くに、若し信長に附かば耶蘇教弘布の便益あるも、若し然らずんば、宣教師は放逐せられ、宗門は斷絶せらるべきを以てし、右近をして遂に意を翻して信長に歸順せしめ、斯くて容易に村重を征する事を得た事實があつた。信長がソルヂの請を允して、僧院及び教會堂を安土に建てしめたのは、實にこの功に報いたものである。(註一) 更に信長は日本に於ける宣教状態視察として、印度から渡來したアレサンドロ・バリ

ニヤニ (Alessandro Valignani) の爲めに、天正九年安土に於て學校を建て、日本の青年、特に上流青年の教化を允したのは、その志のあつたところを見るに足るであらう。このバリニヤニは(註二)我が天正元年(一五七三年)を以て印度支那及び日本の監察官 (Visitor) として印度に派遣せられたもので、永祿十一年初めて我が國に來り、天正七年に再び渡來し、翌八年豊後の大友宗麟父子を説いて、府内及び臼杵にも學校を建て、耶蘇教々育事業には多大の功績を残し、又翌十年の大友、有馬、大村三侯の遣歐使節にも關係があり、且つこの後秀吉の印度に對する計劃にも關係のあつたことは、既に述べた如くである。

(註一) 村上博士、安土桃山時代の基督教

(註二) 文學士伊木壽一氏、「備慈多道留」(中央足壇第四卷)

斯くて耶蘇教は非常な勢を以て傳播し、九州地方は勿論、東は會津、仙臺、南部領にも及び、之を信するもの益と多く、(註一)ブルウ (Brown) 氏の調査によれば、天文十八年から慶長三年に至る六十年間に五十萬人の信徒を得たといふことである。(註二) 又天正七年バリニヤニが視察の爲に日本に來た時は、耶蘇會員は總數五十五人で、内二十三人は伴天連即ち師父、三十二人は異留滿、即ち補助者又は學校の生徒であつたといふことである。この弘通の一半には、既に述べたる如く、信長の保護と

第九 圖

文祿舊譯伊曾保物語

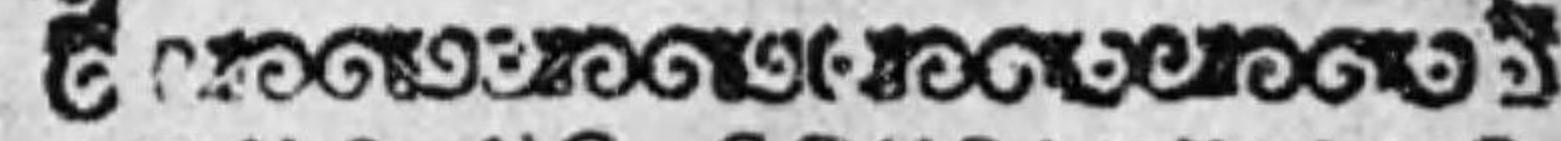
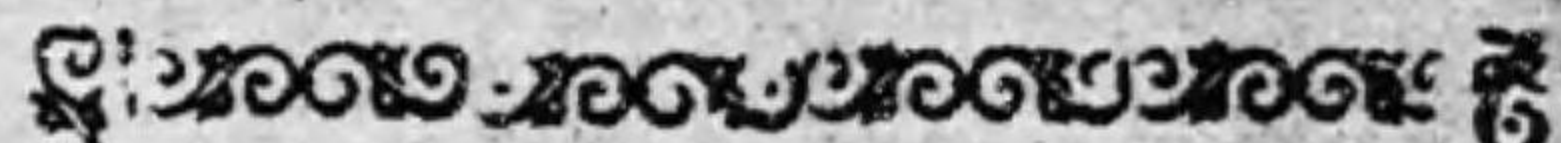
(英國大英博物館所藏)

有名なエソップ物語を羅典語より我が國の俗語に譯し、ローマ字にて綴り、文祿二年(一五九三年)天草の耶蘇會學林にて開版せるものである。この寫眞は噺言の部屏紙の表面を示すもので上部にあるは、「エソップのファアラス、羅典を和して日本の口となすものなり」とあり。

ESOPONO

FABVLAS.

Latinuo vaxite Nippon no
cuchito nasu mono nari.



I E V S N O C O M P A N H I A N O

Collegio Amacusani voite Superiores no gomen-
qioroxite coreuo fanni qizamu mono nari.

Goxuxxe yori M . D . L . XXXXIII.

英
式
圖

文
藝
書
院
會
社
刊

此書の成りしより、
土著の成るは、「エソポノ」の成るは、
さるより、
字に於て、
青空の成るは、

大英帝國政府刊

いふことも興つて大に力あることは勿論であるが、このほかに宣教の方便となつたことは、宣教師等の中に醫を兼ねて病院を開き、普く治療を施し、特に人々の嫌忌せる癩病患者などに對しても、更に厭ふところなく懇切に治療をしたことは、彼等の所謂博愛心から出づるところではあつたらうが、我が國人の間に驚嘆の想をなして、信仰心を湧かした事と言ふまでもあるまい。西洋醫として最初に渡來したものは、ルイス・アルメイダ (Luís Almeida) と稱し、もと商人であつたが、天文の末頃豊後に來り、耶蘇會員となつてその儘同地に滞在し、私財を投じて病院を建て、専ら治療に従事した外、又癩病院を設けて治療したので、治療を乞ふ内におのづから信徒となるものも少くなかつた。またアルメイダは頗る魔術に通じてゐたといふことで、この妖術に幻惑せられて信者となつたものもあつたと傳へられるが、當時歐洲の醫學も餘り進歩して居たといふ譯でなく、却てマラリヤ性の病氣の療法を日本人から彼等に傳へたといふ事實があるから、これは差程重要視するを得ないかも知れぬ。當時我が國の醫術は頗る進歩して、(註三) 曲直瀬道三正盛(或は正慶、字は一溪)その門人施藥院宗全、竝に正盛の養嗣子道三玄朔等の名手のあるありて、比較的進歩してゐたやうであつたから、必ずしも専門の醫家ならざる彼等から多く學ぶべきものがなかつたであらう。さればその最も人心を感動せしめたものは、癩病患者を救濟せんとした博愛的獻身的事業であらねばならぬ。

（註一）日本に於ける公教會の復活、乾、

（註二）東西交通史、

（註三）日本醫學史、

斯くて耶蘇教の弘通益々擴張するにつれ、諸大名の間にも之を信するもの漸く多く、大友宗麟の如きは天正七年を以て洗禮を受け、フランススコの略字を取つて *Fresco* の印章を用ゐ、又漢字にて府蘭の印を刻し、黒田如水は *Simeon Josui* の印を用ゐ、細川忠興は *Tadaoquii* の印を用ゐるに至つた。小西行長が關ヶ原敗戦後、人の自殺を勧めるのを斥けて、（註一）耶蘇の宗門なるが故に禁を犯して之を敢てする能はずとて、甘んじて捕へられたといふは、我が武士道の上よりする批評は之を別とするも、耶蘇教の教化すでに深きものあるを知るに足るであらう。従つて（註二）器具にも十字架の印を捺し、（註三）或は墳墓も彼等の制に倣つて十字架を刻したのも近來各地に發見せられるに至つた。

（註一）甲子夜話續篇三十四、

（註二）名古屋市堀江清足氏藏香爐、

（註三）大日本史料第十二編之二十三、

信長の保護によつて頗る順潮にすんだ耶蘇教が、その後繼者たる秀吉の時代に至つて、その趣の一變したことは頗る注目し値するものである。秀吉のこの態度を説くに當つて、吾等は再び肥前大村

純忠の耶蘇教に對する關係を見なければならぬ。

大村純忠の領内長崎には、元龜元年葡船の入港あつて以來、その水深く風波の憂渺いのを喜んで、年々入港するもの多く、加ふるに純忠の熱烈なる信者となつて以來、大村領内の信者は實に四萬を算し、寺院の數は四十を超したといふの盛況にたつたのであつた。（註）然るにこの頃純忠は隣領籠造寺隆信と戦つて敗れ、土を割いて纔に和し、加ふるに軍資に窮して事の爲す能はざる結果、天正四年宣教師にはかつて砲彈の準備、城壁經營の資として銀百貫文を借り、その擔保として長崎村附近の年貢を提供した。教義の弘通に機會を見遁すまいとする彼等は、如何でこの千載一遇の好機を逸しやうか。斯くて十分に手なづけられ、恩惠を施された長崎及びその附近の村民等は、殆んど寺領同然のものとなつたので、宣教師等は更めてこれ等の領分をその寺領として支配せんことを要求した。信者として熱心な純忠も、さすがにその前途を危慮して之れに應じなかつたが、彼等は更に純忠を強迫するに、然らば長崎をば最早商船の互市場とは致すまいとの談判を以てしたから、純忠も止むを得ず之を承諾しなければならなかつた。斯くて長崎の地方は我が帝國の版圖外として、葡國人の手に委ねられることゝなつた。換言すれば、彼等宣教師は葡國商人と相呼應して、我が帝國內に純然たる版圖を造つたのである。當時漸く中國經營に著手したばかりの信長が、九州の一角にかゝる不祥事件の起つた

事實を知らなかつたのは無理もない。

（註）海外交通史話に據る、

秀吉も信長の後繼者として、近畿を中心として先づその立脚地を作るに餘念なかつた頃に、如何でかこの恐るべき事實を知らうや。さりながら、天正十五年島津征伐の師を起して、自ら九州に渡り、此事實を知つた秀吉が、何としてこの怖るべき事實を黙認することが出来やうや。果然彼は（註一）同年六月十九日を以て耶蘇禁令を發して、直にこの地を沒收して公領とした。而してその第一條に、神國たる我國が「キリシタン國」から邪法を授けられ、得々として之に歸依信仰するの愚を責めたのは、到底その教義が我が國體と合致せざる所以を示したるもので、而して我が日本の佛法を破壊するの曲事たることを責めて、伴天連の日本滞在を禁じ、今日より二十日間を期して退去を命じ、（註二）石田三成を奉行としてこの地を管せしめたのは、その憤懣の尋常でないことを示すものである。さりながら耶蘇教を禁ずるも、黒船即ち商船は商賣のことであるから、格別であるとして、永く商業貿易を許したのは、こゝにも秀吉の外交方針の一貫して、商業貿易を目的とすることを示すものとして、注目するを要する。徳川氏に至つても、大體この方針を襲用するに過ぎなかつたのである。

（註一）松浦文書、

（註二）長崎古書集覽、

秀吉が（註）この禁令發布の原因としては、（一）耶蘇教と共に傳來した西洋趣味は一部の急進派には歓迎せられたであらうが、また反對に保守派の反感を買つたであらうこと、（二）神道及び佛教を信するものから大なる仇敵と見做されたこと、（三）信徒の間には熱烈なる信仰心によつて殉教を以て名譽となし、君父の命令教示も時として曲げられることがあつたから、自然當時の日本の社會組織及び倫理道德と相容れざるものあつたこと、（四）葡萄牙商人及び宣教師の不穩なる行動により、布教の爲めに手段を擇ばず、長崎附近の地を擔保に取つた如く、終には國を危うするに至らんとするの疑心を生ぜしめたこと、（五）一般政策として秀吉は信長に反對し、信長の破壊した事業を建設復興し、以て人心收攬の具となしたことを以て、信長が佛寺僧侶抑制の爲めに保護した耶蘇も、秀吉は僧侶操縱人心收攬の政策の下に之を破壊するに至つたこと等を擧げてゐる。就中（四）を以て最も有力なる理由に歸して居るのである。

（註）海外交通史話、

秀吉の施政がその主たる信長に負ふところの多大であつたことは勿論であるが、また全然反對の態度に出でたことも少くなかつた。例へば佛教に對する態度の如きはその一つであることは、既に述べ

た如くであるが、耶蘇教に對してもまた、史實に現はれた結果について見れば、全然反對であるといはなければならぬ。さりながら、若し信長をして餘命を全からしめ、而して全國統一の實を擧げしめたならば、例へば彼の長崎の事件の如きを見て、知らざる眞似をして黙許し、依然として保護政策を執つたであらうか。王事につとめたこと斯の如く、而して統一の大業を完成せんことを寤寐にも忘れなかつた信長が、晏如として之を黙許しやうとは思はれない。第一もしそのまゝに黙許するとすれば、天下統一の障害となることを知らねばならぬ。

秀吉は耶蘇教を禁じたと云ふものゝ、全國に對して冷く之を禁じたとも見えぬ。且つその一生は内外多事の裡に終つたことゝ、未だ徹底的に之が處置を採るに至らなかつたから、關ヶ原役後小康を得るに及んで、海外の通商大に開けると共に、宣教師の渡來する者亦多く、其流布再び熾になつた。

既に長崎事件を知悉せる家康が、國家統一の上からも、また國體の上からも、少くとも耶蘇教の宣傳に對して疑惑の眼を以て見たであらうといふことは、必ずしも推測し得られぬことではない。（註）されば何事にも用意の周到なる彼は、慶長年中もと肥前大村の藩士として呂宋貿易に従事した西宗眞（中頃伴つて耶蘇教に歸依して西類子と稱す）を呂宋に遣して國情を偵察せしめたが、恰も當時呂宋に於ける我が國人と西班牙人との確執甚だしかつたので、呂宋太守ドン・ロドリゴ・デ・シベロ（Don

Rodorigo de Vivero）は我が幕府に對し暴徒の所爲を報じ、これが處刑を促し、自今商人及び航海に必要なる水夫の外、浮浪人の渡來を禁せんことを要求するや、家康は類子に託して、慶長十三年を以て返書を送り、我が國人の呂宋に至り惡逆を作す者に對しては、呂宋の法律によつて處罰せらるべきことを以てした。これ蓋し國際間の禮儀を重んじ、平和に戀々たる家康の外交の、専ら貿易にあることを示すものたるや勿論であるが、既に斯のごとき公平なる意見を有せる家康が、若し彼の國宣教師等の我が國にあるものゝ、國憲に不利なる行爲を採るものある場合、これに對して正に我が國法に據つて處罰を加ふべしとなさんことも自然のことゝ見ざるを得まい。さりながら家康をして禁教の決心を堅からしめたものは儒佛兩教徒の排撃、特にその信任せる林羅山などの排斥が與つて力あるものと信ずる。

（註）大日本史料十二編之五、朱印船貿易史、

羅山が慶長十一年六月に、（註一）その弟信澄と共に松永貞徳の同伴紹介を得て京都に耶蘇會者不干を訪問し、物理と教理とに關する數條の問答を試み、又地球圖と奇器とを見て之を批評し、且つ耶蘇の教育を説ける一書を示させて之を痛撃した事實がある。此不干といふは即ち最近の研究に従へば、

（註二）耶蘇教傳道の爲に神儒佛を破した妙貞問答の著者不干齋巴鼻庵、即ち英語の所謂教名 *Faolian*

であらうといふことである。

（註一）羅山先生文集卷五十六

（註二）坂本廣太郎氏「妙貞問答及びその著者に就て」（史學雜誌第二十九編）及び文學博士新村出氏「林道春及松永貞徳と耶蘇會者不干ハピアン」（歴史と地理第三卷）

家康が文教外交上の顧問として信任した羅山が初めて家康に見えたのは、（註一）慶長十年のことであつて、恰も（註二）是歳七月毛利輝元の老臣熊谷元直耶蘇教を奉じて屢々主命に抗し擅恣を極めたので、輝元は元直及び其女婿天野元信等を誅し、その黨人數人を追放した事實があつた。家康が後年一代の儒宗と仰がれた羅山との會見に、談たま／＼これ等の問題に觸れて、その意見を徴せられたことも必無と斷ずるを得まい。且つ秀吉の禁制以來、佛教徒側に排耶蘇教の氣運頓に昂まり（註三）慶長九年には多年耶蘇教の中心地として佛寺悉く廢絶したと稱せられた長崎の地に、一向宗の僧道知が奉行小笠原一庵等と協力して、正覺寺を創建した事實などに考へ合したならば、家康の意既に大に動いたことを推察するに足る。恰もかゝる時期に當つて、（註四）同十七年有馬晴信の陰謀事件が起つて、晴信、唐船互市唐絲の事常に奉行長谷川藤廣に命ぜられるのを猜んで、之を殺さうとしたことが發覺し、而かもこの晴信は會て耶蘇教の信徒であつたことに關聯して、封を除き甲斐に流されたことがあ

つた。斯る事實に逢著した家康が、これを等閑に附する能はざるは自明の理である。果然彼は十七年三月を以て、耶蘇教の倫理を害し、風俗をやぶるの故を以て之を嚴禁した。（註五）但しこの時の禁令は、主として幕府直轄地、即ち江戸、京都、駿府、長崎、その他九州では有馬晴信の舊領内の沒收地にその効力を及ぼしたに過ぎなかつたらしいといふことである。

（註一）野槌下五、羅山先生年譜、

（註二）毛利三代實錄考證、

（註三）長崎縁起略、長崎古今集覽、

（註四）駿府記、當代記、藤原有馬世譜、日本西教史、

（註五）海外交通史話、

既に述べた如く家康は元來重商主義で、海外貿易を奨勵したから、通商と布教と常に相伴うて進み來つた當時にあつては、この耶蘇教の禁止は非常な苦痛でもあり、又英斷でもあつた。而かも通商貿易を犠牲にしてまでも之を禁じなければならなかつた重なる理由は、上に述べた二三の事實に加ふるに、和蘭と西班牙との政争に基く蘭人の密告である。即ちこの頃來朝して家康にも謁見し、平戸に商館を建てることを許された和蘭のジャクス・スベックス (Jacques Speck) といふもの、慶長十七年十月再び來朝して和蘭の國書を呈したが、その中に西班牙人葡萄牙人の陽に宗教を弘め、陰に國家を顛覆せん

と企て居ることを密告したことがある（この事更に述ぶるところあるべし）。これ等數種の事情相錯綜して、遂に家康をして最後の決心を堅めしめたのである。

翌十八年大久保長安の卒するや、（註一）生前の贓罪發覺し、而かもそれが耶蘇教徒に關係ありとせられたのは、之を事實に徴して何の證するものないにしても、處分の口實としては最も妙とせざるを得ない。是に於て（註二）十八年十二月家康は更に禁令を申ね、沿く全國に及ぼして嚴に之を取締らしめ、轉宗（ころぶ）する者は之を宥し、頑として命に應じない者は之を焚刑に處した。曾て高槻城主として名を馳せた高山右近や内藤如安が百餘人の教徒と共に呂宋に流されたのは實に此時である。大阪戦争の前に當つて家康の執つたこの處置は、（註三）不逞の教徒をして大阪の招致に應ずるの暇なからしめんとした巧妙な政策に依るものと解せられる。その處置もとより殘酷を極めたものには相違ないが、國家の秩序を維持する上には必要手段としたのである。さりながら從來何等戶籍法と稱するものゝなかつた我が國が、耶蘇教信者檢擧の必要上、（註四）宗旨人別帳を造り、族籍年齢、出入増減等を記入捺印せしめ、僧侶をしてその宗旨を證明せしめた結果、戶籍法のやゝ完備するにいたつたのは、慥に偶然の儲け物であつて、文化史上からは逸することの出來ぬ獲物であらねばならぬ。而してこの時家康の外交顧問としてその信任を得た崇傳が草した伴天連追放の文が、神佛一體の理を巧に説

いて之を斥けたのは、また佛徒の耶蘇教排撃の一と見るを得るであらう。

（註一）拙著稿大久保長安（中央史壇第三卷）、

（註二）異國日記、

（註三、四）海外交通史話、

秀忠も父家康の意を體して元和二年耶蘇教禁止の令を申ねた。（註一）特に蘭人によつて葡萄牙の野心を示す密書といふものを得て、歸化して常陳と稱した葡人ドミンゴ・ジョルジ（Domingo Jorge）が焚殺せられてからは、一層嚴重になつた。家光に至つてこの禁益々嚴重となり、長崎奉行水野河内守守信、寛永六年初めて踏繪の制を定めて教徒を檢察することにした。踏繪といふは彼等信徒の禮拜する耶蘇又はマリヤなどの影像を踏ましめて改宗の實否を檢査する法で、初めは紙製であつたが、後には木板から銅板になつた。さりながら熱烈なる信徒の中には殉教を以て名譽となし、甘んじて死に就く者も少くなかつた。斯くの如く幕府が累年禁止の令を申ぬるにも拘らず尙其斷絶せざるは、一に呂宋商船の便を得て宣教師の渡來するに依ると爲し、時の肥前島原城主松倉重政が寛永七年を以て幕府に請ひ、獨力之を征伐してその禍根を絶たんとしたことがあつた。（註二）當時の貿易商として呂宋に航すること二十餘回に及んだといふ絲屋隨右衛門が、専らこの事に斡旋したのは當然のことである。

尋いで七年の後ち寛永十四年、幕府はまた兵を呂宋に出して西班牙人を驅逐し、宣教師の根據地を覆すと同時に、琉球を経て常に彼等が行つて居た密貿易を防がうとしたが、これ亦實行せられるに及ばなかつた。蓋し朝鮮征伐の實際にその効果を奏する能はなかつたことなどに顧慮した結果でもあらうか。

（註一）通航一覽卷二百四十六、海外交通史話、

（註二）朱印船貿易史、

斯くの如く幕府の耶蘇教に對する方針は漸次苛酷となり、内國信徒を國外に放逐し、之に次ぐに殺戮慘刑を以てし、禁教の目的を達せんが爲めには内外の貿易を制限し、邦人の外航を禁ずるにいたつた。されども抑壓せられたるものは遂に反撥せざるべからず、寛永十五年島原亂に至つて幕府は實に元和偃武以後空前の大兵を動かし、漸く之を平ぐるを得た。是に於いて翌十六年七月に至り、鎖國令を發して葡萄牙船の來航を禁じ、更に耶蘇教の禁を堅うした。而して鎖國の結果が果して我が國に利益であつたか否か、換言すればその得失如何といふ問題は、容易に斷定するを得ぬところであるが、大體政治上に於いても經濟上に於いても、得失相半ばする程度のものであることは、誰人も之を否定することを得ぬであらう。さりながら、之を内にしては造船術、航海術の退歩と、世界の氣勢に

後れしめ、之を外にしては我が國民の海外雄飛の心を挫折せしめたことは、争ふべからざる一大損失とせねばならぬ。總じて徳川幕府の政策が、自家の安全を確保するに急なる餘り、諸事凡て消極的退嬰的主義を採らねばならなかつたことは、國運の消長に大なる關係なしとせぬ。（註一）彼の幕府が慶長十四年九月を以て、西國諸大名の五百石以上の大船を建造するを禁じ、之を破却せしめた如きは、その目的、自然の時大軍を催し關東に攻上るを懼れたるに出でたもので、寛永鎖國令とは何の關係もない事ではあるが、斯くては士氣の沮喪を來たさざるを得ぬ。家康が西國の外様大名を懼れて居た事は、（註二）その薨去に臨み、遺命して像を西向に立て置かしめたといふことに依つてもわかるが、斯ることから國運の消長を來たすの素因を爲すにいたらんとは、流石の家康も想ひ浮ばなかつたであらう。家光の時彼の鄭芝龍の事件に關し、支那に兵を出さうとして遂に中止せなければならなかつた一半の理由は、斯るところに基因することを知らねばならぬ。

（註一）當代記、家忠日記追加、

（註二）東照宮實紀附錄十六、尚鎖港の得失に關しては、故文學博士内田銀藏氏の「鎖國とは何ぞや」（日本海上史論所收）及び海外交通史話を參照すべし。

斯ういふ専制時代に、官憲に嫌惡せられた耶蘇教を弘めやうと渡來した教師等が、いづれは身命を

神の前に捧げて死すとも悔いなかつたのは、言ふまでもあるまいが、中には我が國に歸化して、こともあらうに邪宗の目明メテカシとなつて、轉宗者歸正の證人となつた澤野忠庵の如きもあつた。(註)忠庵は本名をクリストワン・フェレイラ (Christovão Ferreira) とし、葡萄牙生れの耶蘇會派の伴天連として慶長十六七年の交我が國に來り、而かも最後の教區管長 (Provincial) の要職を務め、自ら稱して日本天河司罰天連と云うた程の人物であつたが、時恰も禁教の令次第に嚴重となつた折とて、寛永十年に至つて遂に捕へられて長崎の獄に投ぜられた。他の伴天連等は布教史上に殉教者の名を遺して命を終つたのに、フェレイラのみは是迄の信仰、徳望、豪毅にも似もやらで、遂に轉宗して生を保つた。而して目明兼通辭として屬と法廷に立つたといふことは、如何に彼の國人等の遺憾としたことであらう。西史に一六五二年 (承應元年) フェレイラの死を傳へて刑死と稱するは、改心の結果として西土の宣教師輩がせめて彼れの終りを完うさせやうとする爲めの附會の説であると言はれるが、この背信變節は道德觀念から見て、彼我共に許さるべきものではなからう。たゞ併しながら、外科醫學と天文學などを傳へた功績は、一應我が文化史上に傳ふべきことであらう。

(註) 文學博士新村出氏「乾坤辨說の原述者澤野忠庵」(史學雜誌第二十四編)

第六節 蘭英二國との通商と我が海外發展

和蘭との通商關係を結んだのは、(註)慶長五年三月和蘭商船リーフデ (Liefde) 號の豊後に漂著したのが始めである。船長ヤコブ・クワケルナック (Jacob Quackernaack) としふもの、航海士のヤン・ヨーステン (Jan Joosten) (共に和蘭人) 竝に航海長なる英國人ウィリヤム・アダムス (William Adams) の三人が家康に召されて西洋事情を談じ、大にその信任を得た。特に後の二人は久しく江戸に留り、共に江戸に屋敷を賜つた。八重洲河岸は即ちヤン・ヨーステンの屋敷跡で、魚河岸安針町がアダムスの居た町名である、按針は水先案内即ち航海長を意味する。恰も同年、先に日本を放逐せられて再び渡來した西班牙の宣教師ヘロニモ・ド・ゼスといふもの家康に謁して、海外事情を談じ、家康これに呂宋との交通を斡旋せしめ、また一方濃毘須般 (即ちノビスパニヤで今のメキシコ) との交通を開かうとした。やがて慶長十四年に至り、呂宋太守ドン・ロドリゴ・デ・ビベロ任滿ちて歸航の途、房總近海で難船して漂著し、家康の保護を受けてこれに謁見したが、その際ロドリゴは耶蘇教の保護、和蘭人の放逐、西班牙との交通を續けることの三條を要求した。家康は蘭人の放逐については承知しなかつたが、他の二條は快く承諾し、當時日本に滞在してゐた宣教師のアロンソ・ムニョス (Alonso Muniz)

を使節として歸すことになり、將軍秀忠の朱印狀を與へ、日西貿易の望むところたることを告げた。是に於いて西班牙は大に我が好意を徳として、セバスチャン・ビスカイノ (Sebastian Vizcaino) が使節となつて來り、謝意を表し、且つ沿岸測量の許可を得た。而かも家康の目的とせる日西貿易については何等の通牒もなかつたから、家康は更に伊達政宗が將に西班牙及び羅馬法王の許へ使者を遣はんとする計畫があつたので、之を好機としてルイス・ソテロ (Luis Sotelo) といふ宣教師をつけて派遣することになつた。この時また家康の許可を得て、頻に近海を探つて金銀島の發見にとめたビスカイノは、事業遂に意の如くならざるにより、行を共にして西班牙に歸ることになつた。政宗は斯くてその臣支倉六右衛門常長を使節として慶長十八年九月十五日をもつて陸奥月ノ浦を出帆し、太平洋を横斷し、メキシコを経て翌十九年九月西班牙に著き、十一月マドリットに入つた。西班牙に於けるこの遠來の客に對する歓迎は頗る盛大であつたが、その目的とする通商貿易については、遂に應ずるところなく、纔に使節の待遇竝に耶蘇教の保護を請ふにとゞまり、支倉は空しく歸國せなければならなかつた。蓋しノビスパニヤとの貿易は却てフィリッピン貿易を妨ぐるに過ぎざると、又ビスカイノが報告した日本耶蘇教の近況が、禁止の状態であることを知つた西班牙としては、當然の處置とせざるを得ない。さりながら我が國に於いてもこれが報復としてソテロの再び渡來するや、寛永元年を以て之を

殺し、又ビスカイノの再び來るや、何等の厚遇をも得る能はなかつた。而してこの間には勿論、西班牙の敵國たる蘭人が、ビスカイノの沿岸測量を以て、領土掠奪の準備に外ならずと誣告したことも、よつて力あることを忘れてならぬ。

(註) 西洋商業史、日蘭三百年の親交、海外交通史話、

政宗の使節の派遣は從來西洋征服の意味に解して、その豪懷を喜ばれたものであるが、既に秀吉の朝鮮征伐すら容易でなかつたことを熟知せるのみならず、(註) 齡既に知命に近く思慮最も圓熟せる政宗が斯る無謀の擧を敢てしやうとは思はれぬ。所詮通商貿易の締結にあつたことは疑を容れぬ。これに比して、天正十年を以て同じく使節を歐洲に遣した九州の大友宗麟、有馬晴信、大村純忠の三人の事業は、單に羅馬法王に對する敬意を表はすといふ以外、何等の意味をもなさぬものである。特にその正使が大友の配下なる日向の伊東氏の一族で僅に十三歳の伊東義賢であつて、他の一名の千々石清左衛門、竝に二名の副使が孰れも十三乃至十五の少年であつた如きは、複雑なる外交使命を帯びたものとは見る事を得ない。特にこの行をすゝめた葡萄牙の宣教師バリニヤニが、我が國傳道の狀況を視察して歸國の途に就くに當つて、日本傳道の狀況を歐洲人に知らしめ、且つは邦人に歐洲の様子を見せ、而して羅馬法王の威力を仰がしめて、益々日本人をして信仰心を厚からしめんとした一種の政策

から出でたもので、言はゞ彼等はバリニヤニの教唆に乗つたものとも解せられるのである。さりながら綺羅を飾つた少年武士が、羅馬の市街を馬上裕かに衆人歡呼の裡に通過したことは、如何に彼等の好奇心を満足せしめたことであらう。この空前の極東使節の行列がバチカン宮の壁畫に今もありし昔のまゝに眺め得るのは、彼等洋人の満足の一端を示すものである。

（註）伊達氏四代治家記録に據れば、政宗の誕生は永祿十年にあり、故にこの年正に四十七歳なり、

歐洲諸國の内では我が國と最も長く交通をつゞけて居た國は言ふまでもなく和蘭である、蘭人の最も早く渡來したものは既記のヤコブ・クワケルナツクの一行で、これが縁となつて慶長十四年平戸に來たジャクス、スベックス（Jaques Speck）といふもの、家康の許可を得て平戸に商館を建て、十七年再び渡來して國書を呈し、西班牙並に葡萄牙の和蘭に對する讒誣を辯じ、彼等の陽に宗教を弘め、陰に國家顛覆の異圖ある事を告げた。これ蘭人が永く江戸時代を通じて貿易に従事するを得た基である。特に多年和蘭と商業上の競争をしつゝあつた英國の平戸商館が、收支償はさるの故を以て元和九年を以て平戸を引上げ、又寛永元年西班牙の貿易を禁止して以來、和蘭の競争者は葡一國のみとなり、益々日本貿易の利益を獨占せんじたる時、不幸にして臺灣事件が起つた。

和蘭人は我が寛永元年臺灣のタユワン即ち今の安平に商館を置いて支那貿易の根據地としたが、早

くより臺灣貿易に従事してゐた日本の商人はその主權を認めず、常に紛議があつた。遂に同五年の有名な濱田彌兵衛の膺懲事件となり、和蘭の臺灣長官ピーテル・ノイツ（Pieter Nuyts）の日本引渡しとなり、その後寛永十三年和蘭會社より七百九十六斤の青銅の燭臺を日光廟に獻することに依つて、漸くノイツの放釋となり、事件の解決を告げ、更に島原亂の結果和蘭のみ日本貿易を獨占し、寛永十八年平戸に於ける商館を長崎出島に移し、これより長崎の一港のみ、僅に外國文明の門戸として幕末に及んだのである。

（註）日蘭三百年の親交、西洋商業史、海外交通史話、

英吉利はアダムス、家康の信任を得て大に用ゐられ、慶長十六年瓜哇ジャバの英人に宛てゝその渡來を促した。恰も此頃ジョン・セーリス（John Saris）國王ゼームス一世（James I）の國書を携へて日本との通商開始の交渉を爲すべく同十八年に、平戸に著き、ついでアダムスと相伴うて家康に謁し國書を呈し、通商許可の朱印狀を受けた。この朱印狀は英國に取つて非常に有利な條件であつたわけ、我が國に取つては又不利なものであつた。何となれば、英國の貿易に對しては自由貿易を許し、日本國內への隨意寄港、英人の罪人は英人長官の處分に任すこと等、關稅を免じ、國內を開放し、治外法權のこゝと等を定めたものであつたからである。されば若しこのまゝに進んで行つたらば、我が國は非常なる

難局に立たねばならなかつたのであらう。然るに秀忠はこの特許を削除して、平戸の一港のみを貿易地と定めたのは、成功と言はねばならぬ。而かもこの後、英蘭二國の商權競争甚だしく、英國の商業萎靡振はず、遂に平戸に於ける商館を閉鎖せねばならなかつた。

家康は斯くして自由貿易主義を以て港灣を開放し、外國に對しても我國との貿易を希望するとともに、又我が貿易家に對しても熱心に獎勵して、異國航海の朱印狀を與へた。されば足利時代より著しく海外發展の氣分を助長した我が國民は、秀吉の對外硬などに依つて一層刺戟せられ、(註) 呂宋助左衛門、末吉勘兵衛、末次平藏、茶屋四郎次郎、角倉與一、西村太郎右衛門、角屋七郎兵衛、絲屋隨右衛門等を初め、安南、交趾、東埔塞^{カンボ}、暹邏、呂宋、艾萊^{ボルネオ}、占城^{シムラ}、天川、太泥^{バクニ}、高砂國等の南洋地方に活動したるもの甚だ多く、従つて我が邦人にして是れ等の地方に移住し、純然たる日本町を形造つたものもあつた。特に茶屋四郎次郎の交趾貿易圖に現はれた圖様に依つて見るに、「日本町兩輪三丁餘」に及び、獵師町や市場の立てられてあるのみならず、その日本町には夕顔棚の下涼みとも云ふべき純日本趣味の横溢するものあるが如きは、世界を家とせる日本人の、一團をなして異域に活動せるさまを想見せしむるに足るものがある。

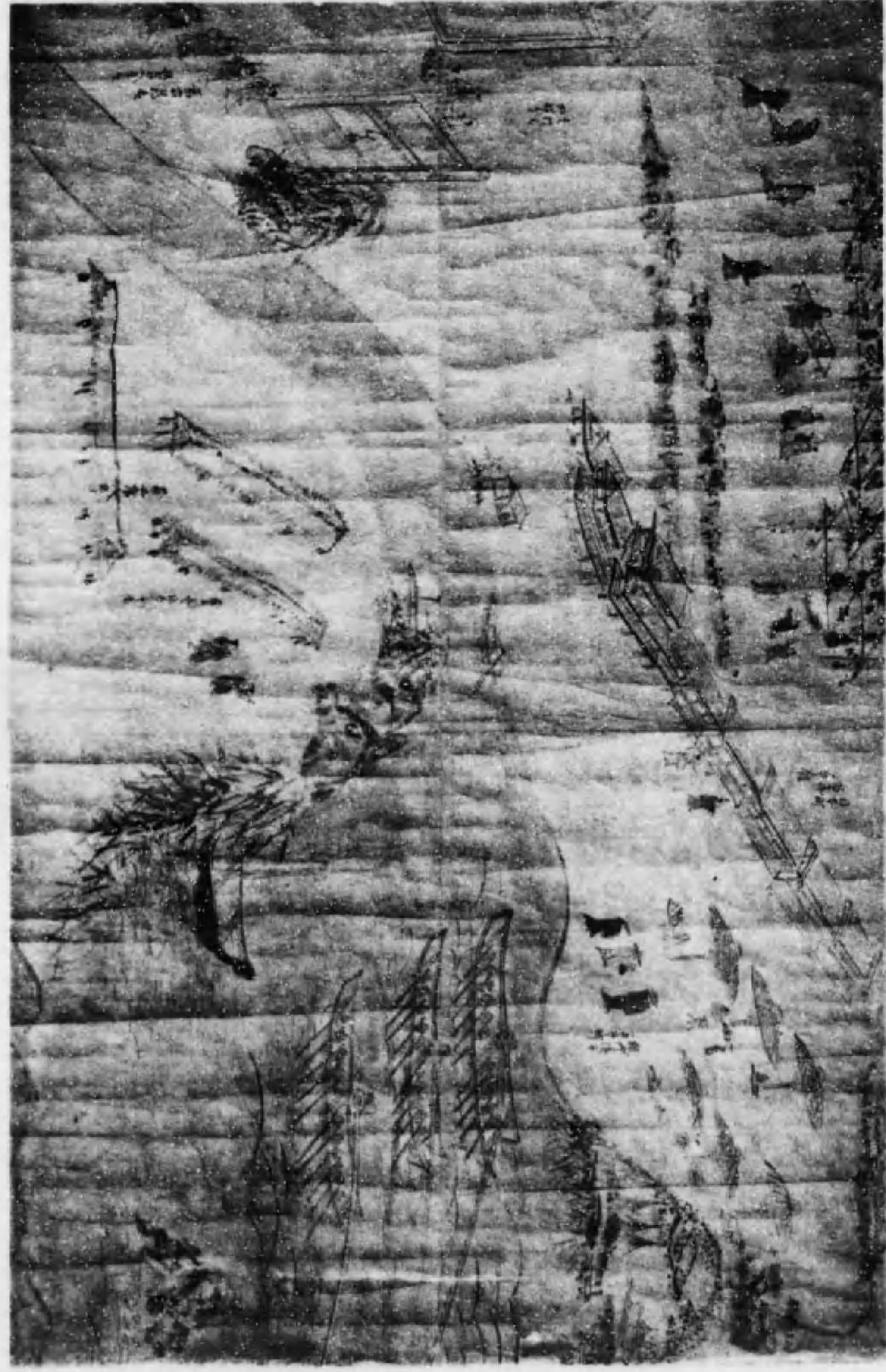
(註) 海外交通史話、朱印船貿易史等

中 國 子 兵 船

茶 屋 四 郎 次 郎

■ + ■

圖十號



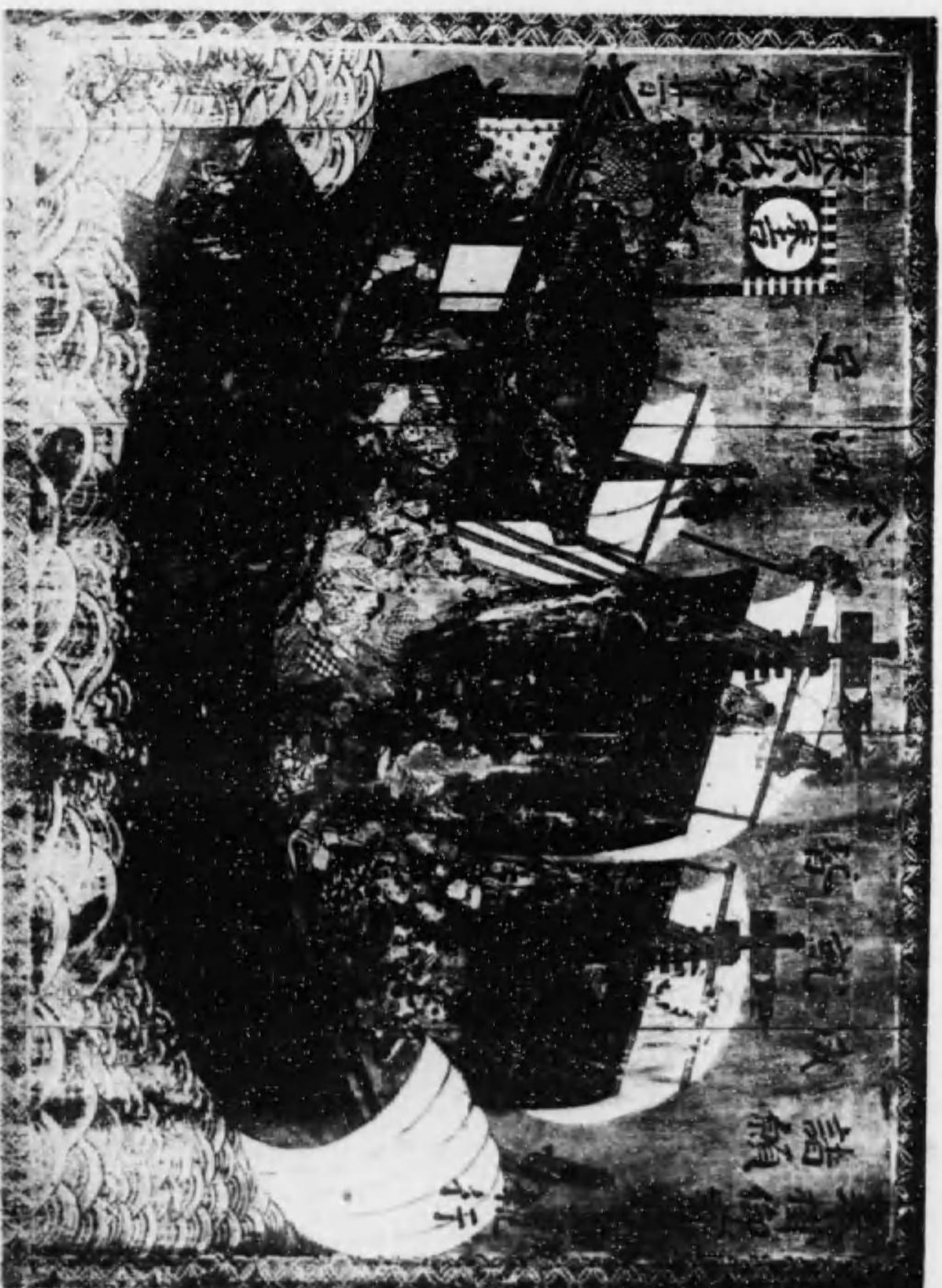
(中華民國二十四年)

圖十號茶園

圖十號

第 十 一 圖
末 吉 船

(京都府清水寺觀音堂掛圖)



第十一圖

(此圖由日本名畫家所繪)

畫
景
圖
一
十
第

こゝに注意すべきは朱印を掌つたものは多く僧侶であつて、承兌、元信、崇傳相ついで外交の局に當つたことである。承兌は秀吉の寵を得て朝鮮の外交にも當り、續いて家康の信任をも得たものである。元信は即ち足利學校三要と稱せられ、學僧を以て名があつた。その寂するや、南禪寺金地院崇傳之に代り、家康、秀忠、家光三代の顧問として外交は勿論、宗教、立法、行政等、苟も大事に與らぬものはないとまで言はれた人で、眞に文字通りの黑夜の宰相であつた。然るに寛永十年その寂するに及んで、外交のこと（註）儒林に歸して林家の掌るところとなつた。けだし上記三人の僧侶の學僧にして、羅山の一代の鴻儒たるに據つて見るに、外交の事、文字あるものならざればその職に任じ難き事情があつて、これ等の人々その局に當つたわけであらう。當時國際關係未だ複雑ならず、加ふるに秀吉竝に徳川初期の外交は、孰れも自動的に進んで我れより出で、國交を結ばんとしたから、總ての解決容易なるものあつて、従つてその交渉また困難でなかつたであらうが、幕末の外交は全く他動的に出で、我は被告の地位にあつた丈に、その解決は容易にあらず、且つ鎖港以來我が國の世界の大勢に後れたことは言ふまでもないところであつたから、林大學頭煒その局に當つたけれども、忽ち失敗せざるを得なかつた。否これは單り大學頭の失敗たるに止まらず、幕府そのものが外交難に陥つてその瓦解の基をなしたのである。

（註）羅山先生文集卷十三、

これ等の海外貿易家が、時として秀吉若しくは家康の外交の先驅となり、或は一種の偵察者となつて我が外交に資するところあつたことは、その隠れたる事實として特筆せられなければならぬ。例へば秀吉が朝鮮征伐の初めに當つて（註一）博多の島井宗室を召し、その朝鮮の通商に従ひ八道の形勢に通ぜるの故を以て、半島偵察の任に當つた如き、又は原田孫七郎が臺灣フィリッピン征伐の使節となつた如きその一例であるが、更に堺の貿易商西類子が（註二）呂宋貿易上耶蘇教に歸依するを以て、異教徒としての差別的待遇を撤去せられ、實際上貿易上種々の検査を得べきを見、意を決して改宗し、公然その教名をば類子と稱し、マニラの官憲及び市民の間に多大の信用を得、且つ家康の諒解を得て幕府の爲めに國情偵察の任務に就いた如きもあつた。即ち一方に耶蘇教を禁止しつゝ、尙且つ斯くの如き寛大なる處置を取つた家康が如何に重商主義であつたかは、此一事を以ても證することを得る。然るにこの後ち幕府の禁教益々嚴重を極め、高山右近、内藤如安等の追放せられてマニラに著き、我が國情のフィリッピン長官等の知るところとなるや、類子の信用地を拂うてなくなつた。さればよしや鎖國令は遂に出すに及ばなかつたにしろ、苛酷な禁教の行はるゝ間は、我が海外貿易は定めて差様の發展を爲すを得なかつたらうと想像せられる。

（註一）博多記、

（註二）朱印船貿易史、

これ等貿易家が一方に秀吉、家康の志を知つて、所謂政商となつて利益を收めたであらうといふことは、彼の原田孫七郎などの例によつて必ずしも想像せられぬことではないが、（註）それには抛銀ナゲカネと稱する投機的資本たる貸附銀があつたことを知らねばならぬ。而して貸借當事者の外に第三者たる朱印船主あつて、この船主が將に外航の途に就かんとするに當り、甲は一定の銀をこの船主に提供し、協同資本として目的地に於て貨物と交換せんとし、その交換に依て生ずる利益を豫想し、之を條件として乙より一定の銀を借受けるもので、本利の返済は第三者の朱印船が無事歸航したる時に於いてすべく、若しその船が不幸にして事變によつて歸航せなかつた時は、本利合せて返済の義務なき約束である。此條件は債權者の方から云へば隨分大膽な條件であるが、當時一般に冒險思想の活躍して居た時代であつたから、此の如き條件にて満足したのであらう。而して又それ丈け小資本の企業家に取つて便益が多く、要するに兩々相俟つて我が海外貿易の發展を來たしたのであらう。こゝに本節を終るに臨んで我が國で南蠻人と稱したものは即ち葡萄牙人及び西班牙人を言ひ、紅毛人といふは即ち英、蘭二國人を呼んだことを附記しておく。

（註）朱印船貿易史、

第七節 海外交通に伴ふ貿易品

耶蘇教は斯くして禁止せられたが、その輸入に伴ふ海外交通が我が文化に及ぼした影響は決して少くない。例へば日常の衣食に屬する（註一）パン、カステラ、ポーロ、有平、羅紗、金巾、天鵝絨、襪、合羽、莫大小、フラスコ、カンテラ等の葡萄牙語が、今日では殆んど我が國語のやうになつて居る。我が國の鎮守の祭禮に曳き出されるダシ、若しく山鉾——例へば素盞鳴尊とか牛若とかは彼國の耶蘇教の祭禮に出るマリヤの像と何等かの關係がなからうか。繪畫に於いても島原亂に加はつた山田右衛門作は畫家として知られた人で、（註二）群侯騎馬圖の屏風は名あるものである。演劇の方面にもその發達上大關係あると稱せられる。特に文學に及ぼした影響は最も大なるものがある。

（註一）前出村上博士の安土桃山時代の基督教、

（註二）子爵松平保男氏所藏、

天文年中薩摩を出奔したアンジロが、その十七年ゴアに於いて馬太傳を和譯したのは、（註）邦人の

譯經事業の先鞭であるが、其ザビールを伴つて薩摩に歸るや、宗旨問答書を譯述して布教の資となした。尋でバリニヤニは三たびゴアから來朝するに方つて、活字印刷機を日本に輸入した。蓋し教訓書類を印刷頒布して布教の便を圖つたのである。彼等が斯くして布教の便を圖つたと同時に、又我が國の文典や平家物語の羅馬字綴本の印刷せられたのは、彼等の本國に我が國情を知らしめる上に効果も少くはなかつたらう。又宣教師に日本語を教へる爲めにイソツプ物語を日本語に譯したものもあり、その外教育に關するもの等數種の版本がある。而してその羅馬字綴りであるが故に、當時の日本の言葉が殆んど原形のまゝに保存せられて、發音の具合なども明亮にわかつて、言語學上の研究材料としても貴重なるものである。

（註）南蠻記、西洋商業史、安土桃山時代の基督教、文祿舊譯伊曾保物語、

當時の貿易品を見るに、（註）例へば媽港を中心とせる葡萄牙より輸入せるものは、歐洲産の織物、硝子器及び革、印度地方の織物、南洋の香料、支那の生絲及絹織物等で、彼等の我が國に於いて求めたるものは、金銀を主とし蒔繪の器具、屏風、及び南洋土人用の武器等である。今日葡萄牙の辭書にビヨンブ（Bionbo 屏風）、カタナ（Catana 刀）、カタネアール（Cataneer 刀にて打つ）、カタナダ（Catnada 刀の一撃）等の語あるは之を證するものである。

又西班牙との呂宋貿易に於いては、輸入品の主要なるものは、鹿皮、支那産の生絲、絹織物、西班牙の羅紗、歐洲の織物にして、輸出品は小麦粉、鹽豚肉、鯨、鐵、釘、武器等である。又和蘭人の日本に輸入したるものは、生絲、絹織物、羅紗、蘇木、伽羅木、丁香、胡椒、砂糖、樟腦、明礬、珊瑚、朱、錫、水銀、鹿皮、皮革等を主なるものとし、我れより輸出したるものは金、銀、銅、陶器、漆器、彫刻品、金絲、壁紙、米、酒、醬油、鮭、鯨、豚肉等である。従つて當時我が國文化の程度未だ幼稚であつから、輸出に對する輸入の比例甚だ多く、珍奇なる品と共に是等諸國の名稱も亦我が國に傳はり、殆んど邦語の如くなつたものも少くない。葡萄牙から傳はつたものには、

（註）この項、村上博士の西洋商業史に據る、

羅紗 ラシヤ (Raixa)

金巾 カネキン (Canequim)

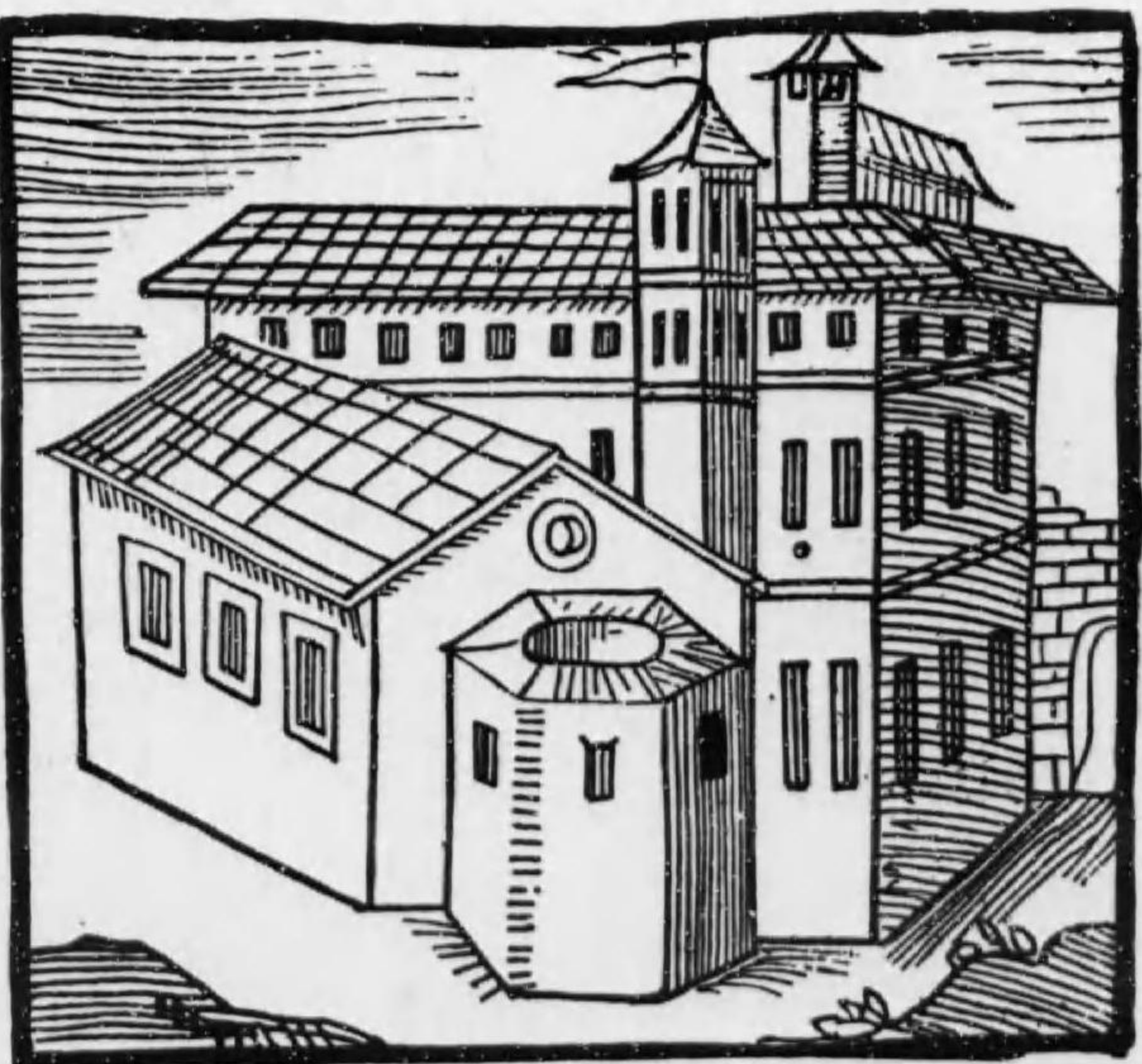
天鷲絨 ビロード (Velludo)

棧留縞 サントメ (São Thomé) 印度東海岸の地名で、同所の産なるが故にこの名あり、

辨柄縞 ベンガラ (Bengala) 印度ベンガル産の織物

アマカハ珊瑚 媽港 (Macao) モト亞媽港又は天川と云へり、

第十二圖 豊後國府内のコレジオ(上)と肥前國有馬のセミナリオ(下)



羅香板 ラセイタ (Raxeita) 羅紗の粗悪なるもの、

更紗 サラサ (Sarasa)

モール モゴル (Mogor)

茶字縞 チャウル (Chaul) 印度の西海岸なる同名の市の産、
ハルシヤ皮 ペルシヤ (Persia) 革、

合羽 かば (Caba) 鹿合羽

輕衿 カルサン (Calcao) 短キバッチ様ノモノ、

襦袢 ジバン (Gibiro)

玻璃 ビードロ (Vidro)

石鹼 サバン (Sadio)

糟底羅 カステラ (Castella) 即ち西班牙の菓子といふこと

壽星桃 アメンドー (Amendoa)

歌留多 カルタ (Carta)

大平 チャルメラ (Charanela)

煙草 タバコ (Tobacco)

釧 ボタン (Botão)

莫大小 メリヤス (Meias)

玻璃瓶 フラスコ (Frasco)

麵包 パン (Pão)

金米糖 コンフェイトス (Confeitos)

ポロロ ボロ (Bolo)

浮石糖 カラメル (Caramelo)

糖菓 マルメロ (Marmelo)

カンテラ カンデイヤ (Candela)

端艇 バテイラ (Bateira)

南瓜 アボブラ (Abobora)

金絲雀 カナリヤ (Canaria) カナリヤ鳥産の鳥。

和蘭は鎖港の後と雖も尙ほ通商を許してあつたから、我が國に及ぼした影響は最も多く、徳川幕府

時代西洋學術の輸入は主としてこの國に依つたのである。されば和蘭語の我が國語に採用せられたものも少くはないであらうが、幕末から英佛語等の流行するに至り、或はこれ等の外國語に代つたものか、今日餘り残つて居ない。その主要なるものを擧ぐれば左の如くである。

吳紹服、吳紹福林 織物 Grofgrain

ヅック 織物 doez

ブリキ 鐵葉 bilk

オルゴル 樂器 orgel

カーヘル 暖爐 kachel

メス 小刀 mes

マドロス 水夫 matroos

唐國鳥 七面鳥 kalkhoen

ドンタク 日曜日、休日 zondag

當時和蘭船等によつて舶載せられた貿易品が非常に貴重せられたことは、(註一)文祿三年堺の貿易商納屋助左衛門が呂宋及び臺灣貿易から歸朝し、その齎すところの唐の傘、蠟燭千挺、生きたる麝香

二匹を秀吉に獻じ、且つ眞壺五十を見せたところが、秀吉殊の外の機嫌にて、茶伯利休などにも見せて上中下と分つて代價を付け、希望の者に取らせたので、助左衛門は僅か五六日の中に非常な徳人となつたといふは有名な話であるが、この眞壺といふは即ち呂宋壺のことで、茶入れとして當時最も賞玩せられたのである。(註二)蓋し茶の湯の流行に伴ひ、茶壺を座敷傍に供することは東山義政以來のことで、眞壺清香など、稱する呂宋製のものを初め、唐物その他茶人の所謂南蠻、島物唐後など、稱するものも打交ぜて賞玩せられた。これ等の壺は恐らくは酒、砂糖等の容器として用ゐられたものを我が國にて葉茶を入れ、よく風味の保つによつて之を使用しはじめ、遂に一種の裝飾用に供して賞玩するに至つたものであるといふが、助左衛門が多く眞壺を得て歸り、時人の好尚に投じて一舉に鉅利を收めたことは、その商才の非凡なるにも依ることは勿論であるが、當時一般に舶來品を愛翫したことを見るべきである。

(註一) 甫庵太閤記、

(註二) 芸窓雜載、

生絲の輸入に伴ひその合同の證として毎斤添ふところの鑄印を絲印と稱したことであるが、後にはこの絲印を文具に供して之を愛用したことも、また當時の好尚として注目するに足るものである。豊

太閤、近衛三藐院兩公の如きも好んで之を用ゐたのであるが、絲印中その銅色の古澤にして雅致あるもの少くなかつたから、印刻の術開けた後世に至つても、龍草盧、櫻木勘十郎(古筆鑑定家)の如きは此絲印を賞用したといふことである。その鈕には獅、象、猿猴などの類あつて一様ではないが、中には惠比須大黒天の如きものもあるのは、本邦の商人がこれ等福神の像を貴ぶの習慣を知つて、我が商人の嗜好に投するやうに鑄造したものであらうかと言はれてゐる。

(註) 芸窓雜載、

當時我が國が清蘭二國商船によりて輸入せる重なるものは、指を生絲に屈せざるを得ないが、これについて白絲割符の制の行はれたことは、商業史上注意すべきことである。慶長七年蘭船一艘長崎に漂著するや、多くの生絲を搭載するを以て之れを驚がんとしたが、戦亂の世容易にこれを購入ものなく、空しく長崎に碇泊すること二年、商船屢々長崎奉行小笠原一庵に哀訴し、部下の商人をして買取らしめんことを請うてやまなかつた。一庵乃ち止むを得ず、家康に伏見に謁して情を具陳したのが因を爲して、堺、京都、長崎三箇所の豪商等相協議してこれを買取り、商船をして出帆せしめた。家康之を喜んで、黒船著岸の節、特定の年寄共協議の上價格を定めざる以前に諸國商人の長崎へ入るべからざるの奉書を與へて、その專賣を許した。然るに翌十年また商船數多の生絲を輸入したが、去年家

康の命を受けて買取つた商人等損耗甚だしかつたから、去年買取つた高に割付して利益を享有せしめた。これ即ち白絲割符の起因で、遂に數商人の專買に歸し、その組合を白絲割符人と稱し、生絲を專買して利益を壟斷するに至つた。後年更に江戸、大阪の豪商等も亦これに加入して、五箇所の商人の專買となつたことである。總じて商業の進歩するにつれて、或特定の機關を定めて專買制となるは寧ろ自然の途で、彼の坐の制度から進んで專買となり、更に株式組織となるも亦、商業機關の一進歩と見做さるべきものである。

（註） 芸窓禮載所收商業の株式、並に白絲割符考、絲亂記、

第八章 當代思想の概要

第一節 階級制度設立の必要

安土桃山時代が我が國民の破壊より建設へ進むの道程にあり、而かも我が國民の意氣正に天に冲するものあつて、海外飛躍の武歩を張つたことも一再にとゞまらなかつたことは、既に大凡説いたところである。我が國の文化は古來亞細亞大陸特に支那文化の輸入に外ならなかつたことは、遺憾なことではあるが致し方がない。（註一）その支那文化から獨立してこゝに特色ある日本文化の建設に著手するに至つたのは、元寇以來わけでも南北朝頃の倭冠などがその因を爲したと解するは、幾分の除外例はあるにしても、傾聽を値するものである。特に秀吉が（註二）征韓役に當つて、明、朝鮮人をしてその國の文字を捨て、我が國のいろはを用ゐしめんと豪語したといふことは、人口に膾炙したことで、吾々はこゝにも例の秀吉の豪懷を想見するのであるが、その實文字に暗かつた日本人は、遺憾ながら外交談判にも失敗せざるを得なかつた。しかのみならず、征韓諸將が言語の不通によつて少からず困難したことは、（註三）文祿二年七月在韓の伊達政宗から岩手山の母に贈つた消息中にも、「申テモ申

テモ日本ニ物コト違申候、山川日月許オナシ物ニ候、人ノコ、ロモトヨリ、コトハ(言葉)一エンニマネラレ不レ申候」とあるによつて、**ほゞ推察するを得るであらう。**

(註一) 文學博士内藤湖南氏、日本文化とは何ぞや(大正十一年一月東京朝日新聞)

(註二) 豊臣秀吉譜及び嚴島神社文書安國寺惠瓊書簡、

(註三) 伊達氏四代治家記録、

さりながらこの政宗の消息にも、朝鮮には何等珍物のないことを記してあるのを見れば、多少の例外を別にして、彼より學ぶべき多くの事物がなかつたかも知れぬ。否當時の鬪將の多くが所謂成上りの者の常として、學問に對する理解がなかつたから、或は純藝術に對する眞正の理解力に缺けて居たかの疑ひなきを得ぬ。斯る間に南蠻紅毛の西洋交通が開かれて、未だ曾て目撃したことのない事物に接し、未だ曾て聞いたことのない教義に接した我が國民の或者が、翕然として之に向うたのは是非もなし。

總じてこの時代の歴史上の變化に富んでゐることは既に述べたところであるが、永祿十一年の信長の上洛から、元和元年豊臣氏の滅亡まで僅に四十七年の短日月を回顧すれば、眞にその有爲轉變の甚だしきに驚かざるを得ない。(註)私は曾て之を源平時代轉變極りない世相に比較して、佐野城主天徳寺了伯が平語を聞いて潜然として泣いたことの、謂れなき能はざる所以を説いたことであつた。この

變化極りなき世相の間に處し來つた當時の人々の思想が、如何に歸結したかは、蓋し研究の一題目たらずとはせない。

(註) 拙稿「文化史上に於ける慶元時代前後の一考察」(歴史地理第三十九卷)

既に述べた如く因襲打破の大旗をかざして、舊物破壊の急先鋒となつた信長、秀吉の依つて以て第一の恃みとしたことは、實に自己の力であつた。特に下剋上の思想が上下に瀰漫した當時にあつて、甲乙の得失は一に干戈によつて決するの風を馴致し、優勝劣敗の理法が最も適切嚴格に行はれたところの戰國群雄割據の世となり、武力を以て一切權利取得の根本としたる以上、彼等の恃みとする自己の力の前に、因襲が何であらう、慣習が何であらう。彼等の前には舊例古格も最早何等の威權を値しなくなつた。區々たる因果の律が何であらう。從來佛教信仰の對象となつた僧侶の尊嚴も、彼等の前には何等の威權をもなくなつた。僧兵の暴戾には後白河法皇すら如何とも爲し給ふこと能はなかつたが、信長は之を一炬に附して省みるところなかつた。彼等の有する力は、實に萬事を解決するの鍵鑰であつた。現世的色彩の著しく濃厚となつた理由も、こゝに存することを知らねばならぬ。而かもこの力は實に彼等の自覺によつて養成せられ、個性の尊嚴は絶對權力として活動するの世となつた。而してこの絶對權力の活動は、舊物破壊の時代に於いてこそ必要にして十分とせられたけれども、既に

舊物破壊の目的が達成せられ、統制ある組織のもとに國家の治安を保たれる時代に於いては、果してその必要を認めたらうか。否社會の秩序が保たれ來か、つた桃山時代に於いては、既にその必要を感じざるに至り、秀吉の刀狩の制令なども畢竟するに斯るところに基因することは既に述べたところであるが、徳川氏の治世、泰平の曙光を仰ぐに至つては、この力の絶対に有害無益となつたことを知らねばならぬ。斯くてこそ家康は各種の制度を設けて、彼等の力を抑壓せんと試みた所以である。個人の力を抑ふる階級制度の確立は、何よりも有力に這般の消息を裏書するではないか。この階級制度の劃立を能くし得た徳川氏が、克く二百五十年の太平を保ち、之を能くせなかつた足利氏が、幕府の創立以來その滅亡に至るまで、常に一種の脅威を感じつゝ、日を送り、その甚だしきは權臣の弑殺するところとさへなつた事實に照合して、無限の興味を感じざるを得ない。

第二節 儒學の復興

M

有らゆる學問藝術が人間修養の具と爲り得ることは、今更申すまでもない。戰國時代群雄割據の常として、攻城野戰に寧日なかつた際に、學問の衰微したのは是非もない。京都の公家等の流浪や、その他各種の事情に依つて、稀には文學に練達した武人の出でた事實を認めざるを得ない。例へば武田

信玄はその家法に「歌道可嗜事」と記し、北條早雲もその二十一箇條中に「歌道なき人は無手に賤しき事なり、學ぶべし」と掲げ、又細川幽齋の如きは立派な武士の生涯を送りながら、歌道に於いては古今傳授の唯一の支持者で、又故實に於いても家康の諮問に應じた程の達人であつた。吉川元春が陣中太平記を寫した如きも、今に傳へて美談と爲すところであるが、之を概言するに、當時の武士が文學に暗かつたことは何としても否むわけには往かぬ。(註一)豊太閤が文を學ばなかつたことを悔いたといふは、偽らざる告白として之を承認せざるを得まい。生前死後共に人の儀表として畏敬せられる加藤清正が、論語六尺の孤を託するの章を解し得たのは、實にその晩年であつた。勿論これは時勢の轉變恰も噴火山上に座するの想をなすの時で、豊家の前途を憂ひてやまなかつた折とて、切々たる貴重な體驗によつて得たるものであるかも知れぬが、當時一般に讀書人の少なかつたことは、(註二)羅山をして一方ならず憤慨せしめたことであつた。公家廷臣の流石にその家學を保つて居たことと言ふまでもないが、彼等はたゞ因襲的に家學を墨守するを以て能事と爲し、何等研究的態度に出でたことを聞かぬ。(註三)冷泉爲滿が人丸の傳記の何れの書にあるかを知らずして羅山に笑はれたといふは、その眞偽を知らぬが、廷臣の家學の如何なるものであつたかを想見せしむるものがある。

(註一) 秀吉事記、

(註二) 羅山先生文集卷三、祖傳、

(註三) 玉滴隱見、卷三、

さりながら、儒學復興の兆はこれ等武弁の間にも好學の輩の彼是散見するを見ても、最早疑ふの餘地はあるまい。時の帝後陽成天皇が好學にわたらせられ、近衛信尹竝に五山の碩學を召して書を選ばしめ給ひ、論語、孟子、大學、中庸等の勅版を起し給ひしことは世にも隠れなき事柄であるが、朝廷の御好學は延いて豊臣秀次などをして、おのづから學問に向はしめた。(註一) 秀次が吉田兼見の二十一代集を借りて廷臣に囑して謄寫せしめたのは天正十五年のことであるが、この後と雖も屢々獎勵の事實がある。その陸奥九ノ戸亂の鎮撫に赴いた折、中尊寺の藏經を收め、歸途下野足利學校の珍籍什器を收め、又金澤文庫本を收めたことは、(註二) 秀吉が會津下向の際黒川(若松)天寧寺の什寶毘首の達磨、牧溪の寒山拾得の像、及び東坡の竹圖を獻ぜられて之を受けず、白銀を與へて永く之を珍襲せしめた事實に對して、多少の非難を受けねばなるまいが、その或ものを京都相國寺塔頭圓光寺に納めしめたことに依つて、相殺することも出来る。その他(註三) 六國史、類聚三代格、百鍊抄等を禁中に獻じ、又清辨抄、日本紀等を菊亭晴季や日野輝資に贈つたこと、竝に山科言經等に命じて謠曲を校正註解せしめた等の事實は、秀次の好學に出でたことは勿論であらうが、文學に對し如何ばかりの理

解を持つて居たかは疑問とせざるを得ない。特に惺窩の一度召に應じて秀次に謁し、遂に再び應じなかつたことは、秀次の人物上の缺陷にもよることであらうが、文學に對する理解のなかつたことも一因とせざるを得まい。

(註一) 兼見卿記、

(註二) 新編會津風土記、

(註三) 言經卿記、

その他惺窩に就いて儒道のことを聞いた人々に、(註一) 細川忠興、淺野幸長等もあつた。就中幸長は最も惺窩の學を尊信したと見え、その歿するや、(註二) 惺窩は爲めに歌を詠じて之を悼んだことであつた。蓋しこれ等武弁の士の多くは、その壯時にあつては己れの功名手柄を立てるに急にして、未だ心を虚しうして人生を省察するの餘裕を有たなかつた。それ故彼等は少閑を得れば茶事にかくれて數寄の道に入るか、さもなければ歌舞音曲に終日の勞を慰めんとしたのであるまいか。茶事の流行と亂舞の流行とは、これ等の欲求に負ふところなしといふを得まい。ともかくも彼等の求めるところの頗る現實にあることは、注目すべき現象たるを失はない。而して因果の律を説き、未來應報を説く佛教徒が、最早何等の威權をも有たなくなつた當代に、これ等武弁の士が奔つて儒家に歸依せんとするも、また當然起り得べき現象とせざるを得まい。特に儒學には修身齊家治國平天下の道を説くものあ

るではないか。

（註一） 老人雑話、下巻、

（註二） 惺窩先生後歌集三、

我が學問、特に儒學の叢林の間に歸したことは既に久しいものであるが、これ等多くの禪林の學僧中にあつて、熱烈なる信仰の對象と爲り得たものは果して幾人あつたであらうか。彼等の多くは政治上の一種の顧問となつて、貴顯の間に出入した以外、佛教本來の救世濟渡の業を完うしたであらうか。中にも叡山の僧侶の如きは、僧徒にあるまじき行爲があつたればこそ、信長の撃つところとなつたではないか。個性覺醒の旺盛なる當代に於いて、自覺に活きんとする儒者が、自己の力の意識から出發せんと努力せるに至つたは、當然と言はざるを得ない。而かも藤原惺窩といひ、林羅山といひ、共に叢林縮流の間より出で、叛旗を擧げ、特立して儒を宗としたのは、また當代の一現象とせざるを得ない。

近世儒學の祖を惺窩と爲すは何人も異存のないところである。薙髮して舜首座と稱し、妙壽院と號し、相國寺に入つて佛典を學び群籍を修めたが、意遂に慊らざるものあつて儒に歸したのである。久しく佛門にあつた惺窩が極力佛徒を排撃して、（註一）「世のさまたげとなるものは、出家の道なり」、

と稱するに至つたのは、彼が僧侶生活中に親しく目撃したところから得た體驗に出でた叫びであらうか。而してその攻撃の目標とするところは、實に佛徒の徒に財寶を積み、堂寺に金銀をちりばめ、綾錦を身に纏ひつゝ、後世を濟はんとて人心を惑はすは佛の本意にあらずと非難するのである。惺窩の門人として後年我が儒學の宗と仰がれた羅山は、（註二）佛教を以て夷狄の法として是を斥け、その行はるや神國を變じて黠胡の國となすものであると極言し、（註三）大燈國師が恩愛の欲を斷たんが爲めにその兒を殺害したことを以て、「滅人倫而絶義理」ものとして極力その罪惡を責めて居るのである。これ等の非難排撃に對して、佛徒の間にも相當の理由のあらんは勿論であらうが、人倫を絶ち、義理を滅すとすは、現實肯定するより事實論として肯定せざるを得まい。特に惺窩が（註四）曾て江戸にあつた時、淨土宗の寺邊に一宿し、終夜名號の高唱にあひ、「穢土に淨土はありける物を」と詠じて、佛者の求める淨土が現實世界にあることを述べたのは、如何に佛教の所謂未來觀を否定したものであるかを知るべきである。

（註一） 本朝神社考卷二、

（註二） 羅山先生文集卷五十六、

（註三） 惺窩先生和歌集卷四、

これ等の排佛的傾向の半面には、當時鬱然として勃興しかけた皇室中心主義より來る尊王心の潜在

に基くものなしとしまし。足利時代名分の紊れたことは言ふまでもないが、當時幕府の顧問となつた五山の僧侶の詩文に長じた割合に、大義名分に暗かつたことは意想の外であつた。蓋しこれ等五山の徒が、もとく支那傳來の禪宗をそのまゝ受けたに因ることもあらうが、(註一)彼等が朝鮮から或物を得やうとする目的の不成功に終る時は、自己の無能を咎めらるゝところから、餘儀なく辭を卑うして詔うたのであるとする説は、確にその眞理を喝破したものであらう。これといふも五山僧侶の國史の概念に暗かつた罪の致すところである。然るに所謂文藝復興期の儒者は、何れも國史の研究に多大の興味を有つた。この種の風潮が、自然神道の研究に向はしめたことも勿論であらう。惺窩も羅山も神儒一致の説である。日本紀や續日本紀から、吾妻鏡、御成敗式目等が彼等の手に取扱はれたのも實にこれが爲めである。道春の本朝編年録に始つた林氏の國史館の本朝通鑑の編纂は、水戸義公の彰考館の大日本史のそれと共に、この時代に於ける修史事業の双璧である。(註二)この書の初稿に、日本始祖吳泰伯之胤也と書いてあつたといふところから、後世の物議を起しては居るものゝ、これを以て崇外的意味に出でたものと解することは出来まい。尾張の藩祖徳川義直もまた、神儒習合説である。(註三)その我が三種の神器たる劍、璽、鏡に配するに勇信智を以てしたのは、彼の北畠親房の神皇正統記を祖述したものであるが、親房は儒佛二教を以て神道の助と爲したのに、義直は神佛混淆を排し

て、最も明瞭に神儒合一を主張したのは、正にその創見と言ふべきである。而してこの思想を擴充したものが、尾張四代の藩主吉通の圓覺院様御傳十五箇條となつて、一朝朝幕の間に事起るあらば、朝家に赴いて王事に勤めよとの遺訓となつたのである。

(註一) 宗氏世系私記、

(註二) 文學博士三浦周行氏、「文藝復興期の儒風」(史林第三卷)

(註三) 神祇寶典序、尾張敬公、

家康は常に(註)吾妻鏡を座右において之を愛讀したといふことであるが、恐らくこれは同じく源氏の出で、而かも武家政治の祖なる頼朝の政治に私淑したる結果である。而かもその朝廷と幕府との微妙なる政治關係について、彼は如何に之を運用せんか、實際統治者として天下に臨むの法術を如何にすべきものか等の問題について、少からず苦心したであらう。特に百戰勞功の諸大名を制御するの術に苦心したことは、已に述べたところである。これ等の問題の解決として、彼が我が國家組織の研究を必要とし、古典の研究に着手せしめたのは、何の不可思議もあるまい。而かも佛教に依るべからざるは、その弊害の依つて來るところ大にして深きものあることを熟知せる彼の、決して取る能はざるところである。それには從來學問として何等の精神なき、何等の趣味なき訓詁の學を以て満足することは出来ない。思想の源泉を己れが内界に開拓して、人心を激動感奮せしめ、靈感を與へる底のも

のあるにあらざれば、その欲求を満たすことは不可能である。恰もこの時に顯はれ來たものが即ち朱子學である。

（註） 相國寺文書、慶長十年刊吾妻鏡跋。

家康の好學は既に有名なことではあるが、（註一）その日常愛讀の書の、論語、中庸、史記、漢書、六韜三略、貞觀政要、延喜式、吾妻鏡等で、好める人物には、漢高祖、唐の太宗、魏徵、張良、韓信、太公望、文王、武王、周公、日本では頼朝といふ類で、詩歌連歌等を好まなかつたといふことを見ても、そのどこまでも實用の學に重きを置いて、特に政治に興味を持つて居たことを推察するに難くない。羅山が初めて家康に調したのは慶長十年の事で、（註二）後藤庄三郎光次の吹擧に依つたといふことであるが、家康はこれより先き、文祿二年十二月に惺窩を召して貞觀政要を講ぜしめ、或は曩に秀次の收めた足利學校の圖籍を還附して（註三）之を校中に藏せしめたやうな事實もあるのみならず、慶長四年には足利學校の元信に活字を興へて、孔子家語を印行せしめ、又これをして貞觀政要を校讐刊行せしめた。加之彼はまた古書の保存にも注意を拂ひ、同七年には（註四）文庫を江戸城中に建て金澤文庫の書籍を移し、足利學校の寒松に命じてその目錄を作らしめ、同十四年には（註五）大和圓成寺をして高麗版大藏經を獻ぜしめ、後また伊豆修禪寺をして元版を、近江菅山寺をして宋版を獻

ぜしめ、共に増上寺に納めしめた。これ恐らくはその散逸を虞れたに依ることであらうが、幸にしてこれ等の大藏經は今に傳へて稀覯の珍となつて居る。外交の事は足利幕府以來僧侶の掌るところであつた關係上、秀吉家康の世を経て、承兌西笑、元信閑室、以心崇傳相ついでこれに當り、特に崇傳は所謂黒衣の宰相と稱せられたが、其寛永十年寂するや外交のことも羅山の手に歸し、これより世々林氏の掌るところとなつた。而して羅山はまた政局の顧問ともなつたのである。

（註一） 板坂卜齋殿長記、

（註二） 後藤庄三郎由緒書、

（註三） 中山日録、下野國誌、

（註四） 好書故事附録、

（註五） 増上寺書上、

新興の儒學が舊に佛教に對して反旗を擧げたばかりでなく、從來儒學の宗として居た漢註唐疏の古學と宋學即ち性理學との間に新註古註の爭論のあつたといふことも注目すべき現象である。これは第一に船橋秀賢對林羅山、恭畏對南浦の間に起つたことであるが、前者に對しては（註一）之を否定する説すらあるけれども、羅山の家康に學を講ずるや之を罵つた人もあり、又松永貞徳が百人一首や徒然草を講じて、中院通勝の惡むところとなつた事實などから考へると、秀賢對羅山の件もその必無を